

合	校 學		
	小	私 公	官 立 立 立
計	計	立 立 立	
二〇六	一二九	六一 六七	
二三八	一五一	七七 八七	
一五五	六三	二二 一六	
二二四	七〇	二九 一五	
一四	四	一 一 一	
二八	一二	七 一 一	
七七	六一	三八 五一	
七五	六八	四一 七一	

(備考) 1、學校當局管掌のものは、學(部・科)長、學生・生徒主事(補)、指導教官等その他學校教職員が管掌しつゝある旨報告したるもの、學生課、庶務課、人事課その他の學校事務當局が管掌しつゝある旨報告したるもの、又單に適宜斡旋しつゝある旨報告したるもの等を含む。

2、共済部管掌のものは、學(校)友會内共済部或は獨立の共済部に於て管掌しつゝある旨報告したるもの意である。

3、施設なきものは、「なし」「特設なし」「特記すへきものなし」「之を行はず」「實行不可能」等と報告したるものゝ外「之を認めず」と報告したるもの、及び該當記載文なきものを含む。

本統計表に於いて特に斷つて置かねばならぬことは、學校當局及び共済部管掌のものゝ外に、同窓會で斡旋するもの一、生徒間の自治的團體に於いて自給自足的に内職を會員間に分與するもの二(後出)、あるのであるが、之は學校當局管掌のものとは云ひ難く、一種の學内團體管掌のものと見なければならぬといふ點より、之を共済部管掌のものゝ中に計上して置いたといふことである。

内職の種類に就いては、之も明確な統計は出せないが、家庭教師が最も多いやうである。東京帝大の「昭和八年度の内職の紹介成績」各表中より職種別成績表を参考の爲に左に紹介しよう。

東京帝國大學に於ける内職の職種別紹介成績

職 種 目	需 要 人 員	就 職 人 員	比 率 (%)
家 庭 教 師	一五九	一一二	七〇
家 庭 教 師 兼 編 輯 師	一〇〇	七四	七四
編 輯 師	六五九	八八	八九
外 務 員	四一五	八〇	八〇
事 務 員	四一五	八〇	八〇
校 務 員	一五九	一〇〇	六三
文 書 員	一三九	八六	六二
製 本 工 人	一三九	八六	六二
講 義 員	一三九	八六	六二
其 他	四二五	一〇〇	二四
計	四四九	三二六	七〇

學部・職種別就職者數

職 種 目	法	醫	工	文	理	農	經	計
家 庭 教 師	二三	一一	三二	二三	一八	三一	三	一一二
編 輯 師	一六	一八	二七	四八	三	三	一九	七四
外 務 員	一五	二	六	一〇	一	一	一	二八
事 務 員	一五	二	六	一〇	一	一	一	二八
校 務 員	一五	二	六	一〇	一	一	一	二八
文 書 員	一五	二	六	一〇	一	一	一	二八
製 本 工 人	一五	二	六	一〇	一	一	一	二八
講 義 員	一五	二	六	一〇	一	一	一	二八
其 他	一五	二	六	一〇	一	一	一	二八
計	一五	二	六	一〇	一	一	一	二八

計	事務員・店員					
	其	演	筆	他	記	案
五九	三					一
四三	一	一				三
八一	七	二	五		一	一
六〇			二	一	四	八
二七	五				一	
五						一
四一	一					一
三一六	一	七	三	七	一	六

右の東大の例に依つて見るも、需要の最も多いのは家庭教師であることが分る。而して右表の内職々種目は學生生徒の内職の代表的なものであつて、之に依つてその大體の分野が知られるのであるが、その他にも、或はラヂオ組立、ポスター貼り、ピラ配り、牛乳配達、工事監督、答案採点、夜警、機械運轉ウォッチマン、或は配給集金係、留守番、衛生掃除手傳、應援辯士、グラウンド内雑務等各學校の報告の中から拾ひ出せば限りがない。又東京帝大に關する限り工學部の就職者數が最も多數を占めてゐるのであるが、學校全體からみてどの系統の學生生徒が多いかは本調査に於いては何等結論を得ることが出来なかつた。

次に、學生生徒の内職の斡旋に關するもので特色ある二、三の例を掲げて見よう。

(イ) 北海道帝國大學「夏季(冬季)労働の斡旋」

之は、同大學學生課に於いて毎年夏季並に冬季の休暇に際し學生生徒の希望を募り、北海道、樺太及び東北地方の一部に所在の官公署、又は會社等に勞務就業を斡旋するもので、學校當局の報告に依れば、冬季労働は僅少ななるも夏季は毎年約三百名内外の希望者がある由である。(昭和九年度同大學夏季労働の實績に就いては、本

調査資料第二十五輯一四〇頁に紹介してあるから、詳細は同輯を参照)

(ロ) 宇都宮高等農林學校「勤勞組合」

本組合は「學業の餘暇を以て自活の一助となし併せて心身の練磨を圖り、人格の陶冶に資する爲め勤勞するを目的とするもの」であつて「組合員は報酬の百分の五を組合に納付し其資金保管は生徒主事に依頼し、役員としては職員を顧問に推戴」するものであるが最近「不況其の他の理由に依り組合員の從事する仕事少き」由である

(ハ) 横濱高等商業學校「自活學生互助會」

之は共済部と類似の團體とも見られるが「昭和三年生徒課後援の下に學資不充分的生徒を以て組織し、自活生相互の親睦を圖り自活修學の途を講じ成業せしむるを以て目的とする」ものである。而して「現在會員數は二十名にして大部分就職し居る」由である。

以上の外、學校としては、學資の補給に關する施設として報告書に記載して來たものであるが、内職を與へる一つの施設とも見られるから、茲に紹介して置き度いのは、立命館大學の「咬菜舎」である。

(ニ) 立命館大學「咬菜舎」

之は昭和六年十二月創設にかゝる中川立命館大學長の私塾であつて、その内容は「學生生徒より學業・操行・思想等に於て模範的のものの中(中省)學資に困窮せるもの約拾名を選び本學の守衛・學僕・傳令等に採用しその私塾に全部を收容し、月手當拾五圓宛を贈與し、一面に於いては學資補給の一端となし、他面に於ては一般學生生徒の思想上、訓育上に於て模範的學生養成上努めんことを期す」るものであつて、その實績に就いて

は何等記載がないが、何れにしても極めて特色あるものといふべきである。

最後に學生生徒の内職斡旋に關し、學校當局乃至共済部等で行つてゐる具體的方法は一般に如何なるものであらうか。

極めて多數の學生を擁する學校に於ける例として東京帝大の報告に徴するに左の如くである。

- 1、學生課に豫め「求職票」を備へ置き、之に内職希望學生をして夫々所要事項を記入、内職の願出を爲さしめる。
- 2、學生主事補の係員學生に面接種々の事情を聴取すると共に之に適宜指示を與へ指導をなす。
- 3、一方に於て新聞廣告・依頼狀・往訪等によつて求人口の開拓をなし、その得たる求人申込者の求人條件によつて豫ねて出願せる學生中より適任者を選定し之に學生課名義の紹介狀を交付し、本人をして直接契約せしむるを原則とするも、亦契約の前後に亘り係に於いて種々斡旋指導をなして學生をして其本分を誤るが如きことなからしめんことを期す。

- 4、求人申込に對しては、學生の面目を汚さざる程度の仕事たるを最少限度の條件とし學資の補給、勉學の利便に資するに足ることを標準として適宜取捨するものとす。

次に比較的小都市所在の學校に於いては、市内職業紹介所その他市内の中等學校・諸官衙と連絡を取り、求人口が發見された場合は適宜紹介、斡旋の勞を取るといつたものが普通である。

原則として、學生生徒の内職を禁じてゐる學校に於いても、特に夏冬季休暇中に限つて、臨時的な内職を斡旋する向もあり、之を如何なる場合も絶対に禁止するといふ學校は少ない模様である。

兎も角も、この學生生徒の内職の斡旋といふことは、學科の課程上内職を學生生徒に與へることを以て不適當なり

として原則として之を禁止しなければならぬ學校とか、極めて富裕な子弟のみを收容してゐる爲に學生の内職の如きを願慮する必要のないといふやうな特殊な學校を除き、一般的には社會の經濟事情からして尙相當の施設が行はれるものと思はれる。

第二 就職に關する施設

就職に關する施設に就いて先づ一般的に述べ得ることは、最近、大學・高等・專門學校等を通じて、何等かの之に對する方策を講じないといふ學校は極めて稀であるといふことである。

但し、高等學校はこの就職といふことに關しては特別な位置にあるものである。高等學校の生徒はその入學の最初から卒業後直ちに實社會に出て活動することを目的とするものは皆無である。卒業後、大學に進まず、或は中途退學して就職口を探す爲に、學校當局に推薦方を願出づる者があつても、それは例外的な現象である。従つて高等學校に於いては、本施設に就いては全く無關心であるか、又は特に何等の施設をなさざるを普通とするのである。

就職に關する施設なき旨報告せる學校數は全國調査學校數二百二十八校中僅か三十七校であるが、その中の二十二校迄が高等學校である。高等學校總數は官公立合計二十五校であるから、結局三校(官立一、公立一、私立一)のみが、就職に關し、「共済部」「本校共済會に於いて施設」(各一)、「卒業後直ちに就職を希望する者ある場合には極力之が斡旋の勞を取ることとなり居れり。」(一)程度の施設をなしてゐるに過ぎないのである。

高等學校以外の學校で本項に就いて施設なき旨報告した學校(十五校)に就いて調査するに、未だ一回の卒業生を出さない新設専門學校で他の何等の福利施設のない學校二、「其の必要なきを以てなし」が一、「本校の卒業生は學

費自辨の者に非ざる限り附屬教會の牧師として就職するが入學當初の約束なり。故に世間普通の所謂就職問題等に係なし。及び之と同様の趣旨のものが二、「相當の豫算を計上し施設豫定」が一、その他九である。而して之を學校種別に見れば、公私立専門學校がその大部分を占めてゐる。

斯くて本施設に關して高等學校及び上述の特殊事情の下にある公私立専門學校等を除けば、殆ど全部の學校が、特に施設といふ程のものが無い學校でも、それに代はる何等かの方法を講じつゝあることゝなる譯である。

次に就職斡旋の方法であるが、之に關しては一般的にいへば或は就職委員會・就職相談部・就職係等の比較的固有の意味の施設に近い特別の機關を設けて學生生徒の就職を専門的に取扱ふ學校(後出)もあり、又單に卒業期に際し外部よりの求人申込、(學生生徒の就職斡旋方願出等ある場合に、學部(科)長・主事・指導教官・教授或は學生(生徒)課員等が適宜そのことに當るといふ學校もあり、學校に依つては共済部等に於いて之を取扱ふといふ場合もある。而して具體的な取扱としては、履歴書の受付・學内詮衡・適任者の推薦等をなすもの、事前に於いて教職員各地に出張・學生生徒の先輩・教職員自身の知己先輩縁故者關係に卒業生採用方を依頼するとか就職口の開拓に全校を擧げて努力するものもある。

今、就職の爲のみの特別な機關を有する學校を擧げると左の通りである。學校名の下に掲げたのはその特別機關の名稱である。

- 東京帝國大學 就職調査委員會(全學的機關)
- 東京帝國大學 就職相談部(文學部の學友會事業)
- 大阪商科大學 就職委員會

- 法政大學 人事課
- 中央大學 學生就職委員會
- 日本大學 就職委員會
- 國學院大學 人事委員會
- 同志社大學 就職委員會
- 立教大學 人事課
- 立命館大學 就職委員・地方理事
- 拓殖大學 附屬新京講習所
- 立正大學 人事課
- 駒澤大學 就職座談會(年一回以上開催)
- 東京農業大學 人事課
- 日本醫科大學 就職部
- 關西學院大學 就職委員會
- 京都高等工藝學校 就職調查部
- 和歌山高等商業學校 就職相談部
- 横濱市立横濱商業專門學校 就職委員會
- 同志社高等商業學校 就職委員會

熊本藥學專門學校 就職調査課
 青 山 學 院 就職事務課
 關 東 學 院 就職係
 日 本 神 學 校 就職委員
 東京女子藥學專門學校 就職係

此處に注意すべきは、右に挙げた諸學校に於いてはその報告に基き、就職斡旋に關する特別の機關のあることを示したに止まり、他の學校にあつても右に掲げたと同様の或は類似の機關の設けあるかも知れず、又之等の就職に關する特別の機關を有する學校が、特に卒業學生生徒の就職に對する處置に就いて優つてゐるといふ意味を示したものは勿論ない。

而して斯かる専門の機關を有する學校は、その専門の係に就職に關する一切のことを委せて他の教職員は全然之を顧慮しないかといふと、さうでもない。斯かる機關を設置する以外に、各教職員が夫々個人的に就職口の開拓に努めるとか、就職委員の外に校友会・共済部・同窓會が之と連絡し協力するとか等種々の方法を講ずるのを普通とする。就職委員の員數は、之に就いて何等記載しなかつた學校もあり、全體を通じての數字は不明であるが、記載あるものに關していへば最少員數は二名、最多員數は十名となつてゐる。

終りに、参考の爲東京帝大の就職に關する施設状況を左に紹介する。

東京帝大に於ける就職に關する施設

卒業生の就職に關する事務は從來各學部に於て取扱ふ。即ち教授又は各學部宛申込まれたる求人申込は夫々適宜

之を處理し或は揭示して出願者をして必要書類を提出せしめ之に證明等の手續をなして申込者に轉送し或は教授に於て面會の上、下詮衡をなし申込者に推薦することあり。

文學部の如く其部の學友會の事業として就職相談部を設け卒業豫定者表を作成して各方面に配布し又は係員出張して求人開拓に當る等種々の斡旋をとるあり。

全學の施設としては昭和六年九月總長の下に就職調査委員會設置せらる。當時財界の深刻なる不況により卒業生の就職難頓に激甚を加へたるを以て本問題に關し大學當局として如何なる方途を講ずべきかを研究するを以て目的として設置せられたるものなるを以て、主として卒業生就職問題に關する調査をなし、合せて本學に於ける最高の協議指導の機關たり。總長、各學部長、法文經各學部教授各一名、庶務、會計、學生各課長を以て本會を構成す。又東京府職業紹介所長豊原又男氏は本學囑託として本會の活動を助く。創設以來會合を重ねる事大小の委員會各八回、本委員會の事務を學生課に於て管掌す。従つて又本委員會の申合により直接就職斡旋の事務に當る各學部の實行すべき事項等に付きても其の統制連絡に當る中央的事務は學生課に於て處理す。

本委員會の外學生課は就職時期に先だち「就職の栞」と稱するパンフレットを發行配布して本問題に對する一般の理解と便宜を與へ、又其の取扱事項の一たる人事相談の一助として設けたる「學生人事相談會」を數次開催して官廳會社等の採用者側の人事當路を招き、少數の學生に限つて出席せしめ懇談的に相談指導を受くるの便を與へ居り。

尙右の外毎年就職時期に先んじ都下有數の實業家を招き大學の本問題に關係ある當路者と懇談し採用者側との連絡、意志疎通等に遺憾なきを期し居れり。(原文通り)

以上は東京帝大に於ける一例に過ぎないが、その他の各學校に於いても、多かれ少かれこの東京帝大の例に見る如き斡旋方法又は之に類似したことを行つてゐると考へて大過はあるまい。そして之によつてみると、専門の係は勿論のこと、その他の教職員がこの就職斡旋に對する努力の如何に大なるものであるかが、簡単な文言からではあるが、窺ひ知られるのである。

唯最も遺憾なことは、これ等の各學校の斡旋が實際に於いて何の程度に効果を收めてゐるか點に關しては一切不明であるといふことである。尤もこれは初めから學校の施設について報告を徴したので、その施設の效果まで報告を要求したのではないから、止むを得ないことではあるが、實際に於いては相當の効果をあげてゐるものとみてよいであらう。元來就職問題は求職側だけの問題で片附くものではないから、求職側の努力が直ちにそれだけの効果を齎すといふことは難しいであらう。結局學校の努力は社會の需要に對して求職側と求人側との橋渡しを試みてゐることになるであらう。その意味に於いて學校が適當なる就職の斡旋をなすことは、學生生徒が結局就職を目的として勉學してゐる實情に於いては當然の處置だと考へられる。

第三 保健、衛生、醫療等に關する施設

學生生徒の醫療に關する施設は別として、その保健・衛生といふことに就いては、特に施設といふ程のものは之を設けずとも上は大學、下は小學校に至る迄、その官公私立の何れたるを問はず各學校共、衛生に關する諸種の法律勅令、内務省令等に基き特に定められた夫々の文部省令・文部省訓令等に従つて適宜の方策を樹て之を實施してゐるところであり、その具體的内容の如何なるものに就いても敢へて今回の各學校の報告に俟つ迄もなく之等の省令、

訓令等に明かなことである。

即ち「學生生徒兒童身體検査規程」(大正九年文部省令一六號)に従つて、學生生徒兒童の身體検査は毎年四月に、止むを得ない場合は五月に施行することになつてゐるし(第一條)、その他「學校清潔方法」(大正十五年十二月七日文部省訓令第二十六號)、「學校傳染病豫防規程」(大正十三年九月九日文部省令第十八號)に従つて學生生徒兒童のみならず學校職員一般の保健・衛生問題は常に適宜處理されてゐるのである。

而して是等の規程の施行機關としては、「學校醫令」(昭和四年勅令九號)に従ひ各學校は、同令に定むる有資格者を學校醫に委嘱することになつてゐるし、その職務の内容に就いては「學校醫職務規程」(昭和七年文部省令三號)に規程されてゐる。

その他「文部省直轄學校學生生徒喫煙取締ニ關スル注意」(明治四十三年七月三十日文部省内訓) 文部省直轄學校並に地方學校講演會記念會運動會等監督方」(共に、明治四十二年一月九日文部省訓令號外)等に則り各學校に於いては夫々學生生徒の健康保持乃至之が増進といふ點に關する注意を常に怠ることはない筈である。

偕て本項施設に關する各學校の報告の内容に立返つて、先づ學校に依つては、各種の運動を獎勵するとか、毎年定期的に運動會を開催するとか、ピクニックを實施するとか、或は夏期、冬期休暇中に學生生徒に實費を以て使用せしめる各種運動の合宿所乃至宿舎を山間、海濱に設立して置くとかの健康保持、増進の爲の諸種の方策を講じ施設を爲す旨報告し、又上記の諸規程に従つて、身體検査、傳染病豫防注射、種痘接種、ツベルクリン氏反應検査等に關し、或は校舎、寄宿舎等の大掃除、傳染病流行期の大消毒の方法等に關して具體的報告を爲したものもないではないが、概して言へば、是等のものは所謂學校衛生上當然實施すべきものと思料してか、特に報告しなかつた學校が大多數を

占めてゐる。

而してこの保健、衛生問題に就いては、たとへ「創立以來日尙ほ淺く未だ何等の福利施設無之」の報告を爲した學校と雖も上記の文部省令、文部省訓令等に定むるところは之を實施しつゝある筈であるから、報告書上之に關して何等の記載を爲さざる學校を保健、衛生に關する施設なき學校とする譯にも行かないし、又一方之に關して前記の如き具體的記載を爲した學校も文部省令、文部省訓令等に定むるところを實施しつゝある旨を特に報告したといふに止まるのであるから、是等の報告書記載の文言によつて保健、衛生に關する施設の有無或はその數を調査してその昭和五年度調査以降に於ける發達狀況を觀察するといふ如きは殆ど無意味なことに屬する。それで茲では、その設置、乃至設立が特に文部省令、文部省訓令等によつて義務付けられることのない學生生徒の爲の醫療に關する施設の最近の狀況を観ることとする。

醫療に關する施設も見方によつては一面保健、衛生に關する施設でもあるが、その實際に於いて、例へば「學生相談所」或は「健康相談所」等の設置ある學校に於いては、此處で、保健のことも、衛生のことも、又醫療のことも共に管掌、實施してゐるものが少くはないのである。従つて是等の名稱を有する施設と、例へば、醫局、醫務室等の名稱を有する施設とは實際に於いて判然たる區別を設け難いのが常である。(例へば、東京帝大の學生課醫局、京都帝大・東北帝大の學生健康相談所、九州帝大の學生診療所の如きはその内容は殆ど同一である。)

次に、是等の醫療施設、健康相談所等は謂はゞ學内に於ける直接的具體的施設であり、學校の特に設けた純然たる福利施設であるが、學校によつては、學内に何等の施設なく、學校の特に設けたものがないか、或は附屬醫院の各科を利用し、或は市内の一流病院と契約を結び、或は個人開業醫を囑託して謂はゞ間接的に學生生徒の保健・衛生・醫

療施設の特設に代ふものが極めて多いのであるが、斯かる施設の直接的、間接的の差によつて、兩者の優劣、言ひ換へれば、保健・衛生・醫療等の施設に關して學生生徒の享ける福利の程度を云爲することは勿論出来ない。唯直接的間接的の何たを問はず學内にある場合は、學生に取つて極めて便利であるといひ得るに止まるであらう。今本項施設に關する統計を示すと左の如くである。

醫療施設に關する學校種別統計

項目	學校種別		學		大		高		師	
	帝	官	公	私	小	計	官	公	私	小
學校數	昭五	五	一	二	二	四	四	三	二	四
	昭九	六	一	二	二	五	四	三	二	四
學内に施設あるもの	昭五	五	一	四	七	二	一	一	二	四
	昭九	六	一	二	七	二	一	二	二	四
地方施設を利用するもの	昭五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	昭九	一	一	一	二	二	一	一	三	一
上二者に該當せざるもの	昭五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
「なし」と報告したるもの	昭五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一

合 計	校 學 門 專			
	小 計	私 立	公 立	官 立
二〇六	一二九	六一	六七	四二
二三八	一五一	七七	七八	四二
八四	四五	一二	三四	一九
九九	五三	二二	一四	二〇
一六	一三	四	一	六
二〇	一五	六	一	六
八三	五一	二八	四二	一五
六七	四二	一九	四	一四
二六	二三	一五	一	六
一九	一八	一四	一	二

(備考) 1、學内に施設あるもの、とは、附屬醫院を利用するものは勿論、建物、醫藥、器具、診療科目其他規模、様式の大
小を問はず、醫療に關する何等かの學内具體的施設乃至設備あるものは凡て之を含む。詳細本文。
2、地方施設を利用するものとは、地方病院、個人開業醫、其他稀に他學附屬醫院と學校が契約を結び學生生徒をし
て凡て廉價に利用せしめる方法を採る學校の意。
3、上二者に該當せざるもの、とは、校醫を囑託し常時相當の顧慮を拂ひつゝある程度のものであつて要するに右の二
者の何れにも該當せざる報告を齎した學校の意。詳細本文。

右表に依れば、學内に施設あるものは、昭和五年以來十五校即ち一割七分強の増加、地方施設を利用するものは四
校即ち二割五分の増加、この二者に該當せざるものは逆に二十六校即ち三割二分強の減少、本項該當する施設なしと
報告したのも七校即ち二割七分強の減少となつてゐる、而してこれは結局醫療に關する福利施設の向上を意味する
ものである。

尙前掲表の區別について少しく詳細に説明すると、先づ、學内に施設あるものであるが、これは具體的には前にも

一寸述べた如く、學校が特に設立した醫療設備が殆ど完備して居り、診療科目の如き一見綜合病院の如き觀を呈する
程のものであつて、學校特設の醫療機關としては極めて大規模の近代的施設ともいふべき東大、京大等の醫局、健康
相談所等を有する學校、附屬醫院の各治療科をその儘利用する學校、その規模様式の程は不明であるが、獨立した建
物としての學生(生徒)健康相談所、診療所等を有する學校等の外、學校内、寄宿舎内に特に一室を設けて此處に極
めて簡単な醫藥、器具を備へ、之に看護婦一名位を配するもの、或は配するや否や不明なるもの(名稱は、醫務室、
病室、攝生室、靜養室、看護室、救護室等種々あり)をも共に含めたのである。是等のものを一々區別しなかつたの
は各學校の報告が區々で一定の標準を立て難かつたからである。

さういふわけで之を全面的にみるならば、學内に施設を有するものが、地方施設を利用するものよりも優れた醫療
施設を有してゐるとはいへないのである。

即ち地方施設を有するものゝ内容に就いては、備考に説明した通りであるが、學内に何等の施設を有しない學校も
優秀な病院、個人開業醫、他學附屬醫院等を學生生徒の利用に充てる時は、設備不全の學内施設を以て満足してゐる
學校よりも却つて立派な施設を有してゐるといはねばならぬ。故に、學内に施設あるものと、學内に施設なきも、斯
かる方法を採るものとの優劣は比較することは出来ないのである。

次に上二者に該當せざるものといふのは、要するに、學生生徒の健康維持その増進、或は治療といふことには極め
て大なる關心を有するも、唯單に、校醫と連絡を執り、生徒の保健衛生に努むとか、毎週校醫定期來校診察を爲すと
か、特記すべきものなきも生徒の健康保持衛生に關しては不斷細心の注意を拂ひつゝありとか、保健衛生に關する常
識を與ふるため校醫をして生理衛生に關する講話をなさしめ健康相談に預からしむといふ如き報告内容を有するもの

を本欄に編入したのである。

故に、この種の學校が學生生徒の保健、衛生、醫療等に關して他よりも無關心であるとか、無責任であるとかといふことは決して言はれないが、學内に施設あること、地方施設を利用すること報告書上明瞭なものとは一應區別しなければならぬものである。

斯かる學校の數が、昭和五年以來九年迄、學校總數が全體として二十二校も増加してゐるにも拘らず、八十三校から六十七校迄減じ、同時に本項該當施設なしといふ學校も二十六校より十九校に減じ、學内施設ある學校、地方施設を利用する學校が兩者合して昭和五年には百校であつたのが、昭和九年には百十九校に増加してゐるのであるから、本項施設全體としては向上してゐるといへる譯である。

右表に於ける、本項該當施設「なし」と報告した學校と雖も、その中には、「目下の處何等の施設なきも漸次施設の豫定」といふのもあり、「生徒數僅少にしてその必要を認めず」といふのもあつて、「なし」と報告した學校も亦、本項施設を無下に設けないのではない。而して又、極めて簡単な救急藥の二、三種位は備へて置くことでもあらうが、それは本稿で問題とする限りではない。

次に、診療、入院等の費用に就いて述べるならば、これ等の點に關して別に記載しない學校もあつて一概にはいへないが、學内の施設では、診察料は無料、藥價は實費であるのを普通とする。而して學内施設に於いては入院の爲の設備迄はないのを普通とする。

附屬醫院を有する學校の學生生徒の入院料は、各等入院料を一等級下の料金迄に割引するのが普通であり、又學校に依つては最下位の入院料を以て特定等級の部室を開放するといふのや學生生徒は三等に限つて入院を許可し、幾何

かの割引を爲す(半額とするのを普通とする)といふ學校もある。地方の病院、開業醫等を利用してゐる場合に於ける費用の點に就いては報告書に記載してある學校は一校もなく従つて不明である。

第四 身上相談に關する施設

學生生徒の身上相談に關しては、學生主事、生徒主事、並に同主事補、或は所謂指導教官等が専任となるのが最も普通である。是等専任者の外、學(校)長、學部(科)長、級擔任教官等も隨時相談に預かることは云ふ迄もない。學校に依つては學(校)長が主となつて、主事が之を輔佐する旨報告したのものもある。指導教官制度を採用してゐる學校では指導教官主となり、主事は之と連絡を取るといふのが普通である。

本項の照會に對して「なし」「特になし」等の報告を爲した學校は極めて少く、學校總數二百二十八校中僅か二十五校である。その内譯は左の通りである。

大	學	高	等	學		校	專		門	學	校	合	計
				公	立		官	業					
一	一	一	一	一	一	一	三	四	一	四	二	五	

而して本表の數字は、云ふ迄もなく學生生徒が一身上の問題に關して例へば級擔任教官等に相談することを拒否してゐる學校といふ意味ではなく、積極的に學生生徒の相談に應じ得るやうな特別の施設がないといふ意味である。從

つて學生生徒から相談を持ちかけられ、ば、恐らく之に對し適當にその相談に乗つてやるといふことは當然あるものと考へられる。

本施設に關しては、全般を通じて身上相談所といふ如き一般的な特別の施設を設けてる學校はない。しかし法律問題に限るものとしては、慶應義塾大學法學部に於いて「法律に關する諸般の相談に應ずるものとして「法律相談所」、明治大學の「法學會法律相談部」があり、主として「就職問題に關して利用せられるものに東京帝大の人事相談會、其の「就學上に關する凡ての事項は相談に應じ之を指導すると共に便宜を與へる」ことを目的とし、學生身上相談所といつたものに近い東京農業大學の「學生相談所」等がある。相談「所」乃至「部」の名稱の下に、學生生徒の身上に關する施設としてその文字の固有の意味に合致するものとしては結局上に述べた四校だけである。

それから、學生生徒の身上相談に關し學校當局が直接取扱はず、之を學友會相談部に委するものに東洋大學、共濟部に委することあるものに一高、浪速高校等がある。全體として見れば是等は極めて特殊なものとなつてゐる。

學生生徒の身上相談に關しては、故に、學生・生徒主事並同主事補、指導教官、學(校)長、學部(科)長、學級擔任、稀に舍監等が専ら之を管掌し、身上相談に關する事務は、是等の專任者監督の下に、學生課、生徒課乃至その名稱は異なるも、之に相當する局課に於いて處理するといふのが最も普通である。

學生生徒の身上相談の内容は結局彼等の人事百般に亘る事項といふことになるが、その大部分を占めるのは學資問題であるらしい。この點に就き學校の報告書に記載あるものは僅か二、三に止まるので、その種類別統計は出せないが、唯「身上相談に關しては別項學資の補給、内職の斡旋及び就職に關する施設の外特別の設備を有せず。」(京都帝大)「學生主事之を取扱ふ。學資關係のもの最も多し。」(東北帝大)「學生は自己の問題に關し隨時學生課又は課員の私

宅に至り或は身上或は學資金(生活費)に關し、又は家庭の問題、云々」(九州帝大)「其の範圍に制限なきも自ら學資の問題、身分上の問題、勉學に關する相談、生活の便宜に關する相談等に分たる。云々」(東京帝大)といふ如く、その種類に關し幾何なりとも記載しあるものは、學資問題を最上位に置くか、之を最も多しとしてゐる點から想像されるのである。

これは次の項とも關聯することであるが、下宿の斡旋に就いては、學生課・生徒課・庶務課等に於いて行ふものが大部分であるが、校友會・共濟部等に之を委す學校も少くはない。それ等の割合は大體前記内職の斡旋に關する施設の表に合致する。

尙本項の施設に關しては學生生徒の生活調査等と同時に詳しく調査するときは極めて興味ある結果が得られると思ふが、此の調査では以上述べた程度の材料しか得られなかつた。

第五 宿所の供給、指定、斡旋に關する施設

本項に關して問題となるのは寄宿舎(寄宿寮・寮舎・寮等學校によつて呼稱を異にするが茲では便宜上以下單に寄宿舎と呼ぶ)と下宿(營業下宿・素人下宿)である。

寄宿舎といへば、學校がその構内に設立するのを最も普通とするが、然らずして學校本屋と離れてゐるものもあり(例へば慶應義塾大學の天現寺寄宿舎)又民家を借りて之を寄宿舎となしてゐる學校も稀にはある。

寄宿舎には、自宅通學その他學校の認めた親戚、知己宅等より通學する者を除き他は全部收容するもの、(私立女子專門學校に最も多し)新入第一學年は原則として入舎せしめるも、他は自由とするもの、(高等學校・官立實業專門學

校その他男子の専門學校に最も多し)極めて少數の者しか收容し得ざるもの(大學に最も多し)等區々である。下宿に就いては、所謂學校指定下宿、或は校認下宿等もあるが、斯かる制度を採つてゐるものは極めて少く、二軒以上の下宿を校認指定してゐる學校もない。従つてその收容定員も少ない。現在校認の指定下宿即ち下宿料、その他に於いて種々學校の監督を受ける下宿の制度を採つてゐる學校は左の如くである。

官立實業專門學校 三(宇都宮高農・彦根高商・廣島高工)

私立實業專門學校 二(東京寫眞專門・鹿兒島高農)

私立專門學校 四(東京女子藥專・東京藥專女子部・千代田女子專門・日本大學專門部)

合計 九

併し斯かる學校と雖も、寄宿舎を有し且つ他の下宿の斡旋を爲し(三校)或は寄宿舎を有せず單に下宿の斡旋のみをなす(六校)ことは云ふ迄もない。(尤も廣島高工のものは學校指定寮といふもので、下宿とは異なる。指定といふ文字に重きを置いて特に此處に掲げた。)

宿所の指定といふことに關しては、之に該當するものは前記の學校以外にはなく、下宿料その他の事項に就いて詳かでないから、普通の營業下宿、或は寄宿舎費等と比較してその優劣を見ることは出來ない。學校の監督に服するといつても、その監督は具體的に如何なる方法を採つてゐるか報告書上全く不明である。

左に本項に關する統計を示す。

學生生徒の宿所の供給、斡旋に關する調査

學校種別	大 學					高 等 學 校					專 門 學 校					合 計
	帝	官	公	私	小	官	公	私	小	高	實業專門	官	公	私	小	
項目	大	立	立	立	計	立	立	立	計	師	立	立	立	計	計	
學校數	六	二	二	二	四五	三	三	四	三二	四	一	一	一	一五	二二八	
寄宿舎を有するもの	三	四	七	一	(三一%)	三	一	一	(八四%)	三	一	一	一	(四一%)	(四四%)	
寄宿舎を有し且斡旋をなすもの	三	三	三	九	一七	一	一	一	一七	一	一	一	一	四六		
斡旋のみを爲すもの	三	一	一	三	二五	四	三	一	一	二	二	二	二	七五		
施設なきもの	一	一	一	一	五	一	一	一	三	一	一	一	一	二九		

(備考) 1、寄宿舎を有し且つ幹旋をなすもの、とは寄宿舎の施設ある外に適宜市内下宿幹旋の事務を執り行ふ學校の意である。
 2、幹旋のみを爲すもの、とは寄宿舎を有せざる學校が適宜下宿幹旋の事務を執り行ふ學校の意である。
 3、施設なきもの、とは報告書に「なし」「特記すべきものなし」等の記載あるもの、外、宿所の供給、指定、幹旋等に關する何等の記載なきもの一切を意味す。
 4、寄宿舎を有する學校は、昭和五年度調査の時は二百六校中九五校即ち四六%であつた。

學生生徒の宿所に就いて特に何等の施設もなく、機宜下宿等の幹旋を爲す旨の記載もなかつた學校は三十六校で、總學校數二百二十八校中の十五%であるが、昭和五年度の調査に於いては二百六校中十九校即ち九%であつた。次に民家を借りて寄宿舎としてゐる學校を挙げると左の三校である。

東北帝國大學 昭和舎 定員四十名(一室一名)。

各室とも六疊敷、椅子・卓子を備へ棚式寢臺及押入を設け、食堂、浴室、娛樂室等あり。

舍費月六圓、食費一日四十錢、雜費三圓八十錢。

家賃、人件費校費より支辨、運動娛樂等に關する費用は右雜費より支辨。

大阪府女子專門學校 名稱その他不明。

廣島高等工業學校 名稱不明。一は四十名、一は二十名を收容。室料、食費共月十四圓、舍費二圓。

尙同校には指定寮なるものあること前述の如くである。(その一は十五名、一は九名收容し一ヶ月室料、食費合して十八圓)

次に、寄宿舎の收容定員であるが、右の如く、僅か十名内外のものもあり、六〇〇名に及ぶものもある。(日本女子大學校)的確なところは分らぬが、概していへば、その學校の擁する學生生徒總數に比して、その大なる割合の學生

生徒數を收容するのは、私立女子專門學校に多い。

第六 集會所、娛樂室等に關する施設

集會所

先づ集會所の有無に關する學校種別統計を左に掲げる。

學生生徒集會所の有無に關する學校種別統計

項目	調査年度		集會所あるもの		集會所とてなきもの		上二者合計		施設なきもの	
	昭和五年	昭和九年	昭和五年	昭和九年	昭和五年	昭和九年	昭和五年	昭和九年	昭和五年	昭和九年
大	五	六	三	四	一	一	四	五	一	一
帝	二	二	一	一	一	一	二	二	一	一
官	二	二	一	一	一	一	二	二	一	一
公	四	二	一	一	一	一	二	二	一	一
私	二	二	一	一	一	一	二	二	一	一
立	二	二	一	一	一	一	二	二	一	一
計	四五	四五	二〇	二〇	二	二	二二	二二	一〇	七
小	四	四	一	一	一	一	二	二	一	一
官	二	二	一	一	一	一	二	二	一	一
公	三	三	一	一	一	一	二	二	一	一
立	二	二	一	一	一	一	二	二	一	一
計	三二	三二	二〇	二五	九	五	二九	三〇	二	二
小	三	三	一	一	一	一	二	二	一	一
私	四	四	一	一	一	一	二	二	一	一
立	二	二	一	一	一	一	二	二	一	一
計	三二	三二	二〇	二五	九	五	二九	三〇	二	二

合 計	校 學 門 專						
	小	官 公 私			實 業 專 門		
		計	立	立	立	立	立
二〇六	一二九	六	六	七	七	二	
二三八	一五一	七	七	八	七	二	
六二	二九	六	一	一	二	一	
九六	五一	一	五	一	三	二	
八三	五二	三	〇	二	四	一	
七〇	四七	二	八	一	二	一	
一四五	八一	三	六	二	五	四	
一六六	九八	四	三	二	五	八	
五九	四七	二	五	四	二	二	
六〇	五一	三	四	六	二	一	

(備考)

1、集會所あるもの、とはそれが獨立の建物たるを問はず、本校舎内にあると、寄宿舎内にあると、又他の建設物内にあるとを問はず、學生生徒の爲の集會所として定められたる建物乃至部屋一切を指す。

2、集會所なきも別の方法を講ずるもの、とは學生生徒の集會の用に供する目的を以て設けられたる設備はなきも學生生徒の爲に臨時集會用の部屋、建設物を開放するものを指す。

3、施設なきもの、とは本照會事項に對し「なし」「特筆すべきものなし」等前記1若くは2の中に計上すべからざるものである。

4、以上は一校に二箇所以上の集會所ある場合も凡て一校に付一として計算した。

右表に明かなる如く、集會所ある學校は、昭和五年度には六十二校即ち學校總數の三〇%であつたのが、昭和九年には九十六校即ち學校總數の四二%に増加し、集會所なきも別の方法を講ずる學校は、學校總數に於いて二十二校の増加あつたにも拘らず、十四校も減少してゐるのは、特に集會所を設立した學校が増加して來た事實を裏書してゐるものとして注目すべき現象である。

施設なきものは全體として六十校より六十二校と二校増加してゐるのは、前記の如く新設の學校が増加してゐるが然も創立以來尙ほ日淺く未だこの種の施設をなすに至らないものが多い爲である。

併し乍ら、昭和五年度に於ける大學・高等・專門學校總數二百六校に對するこの施設なき學校六十校は二九%強に相當するが、昭和九年度に於ける學校總數二百二十八校に對する施設なき學校六十二校は二七%強であるから、相對的には二%強の減少となつてゐる譯であつて、集會所の點に於いても、學生生徒の福利の向上といふことが結論付けられるのである。

次に、昭和九年度に於ける、集會所あるもの九十六校に就いて、その集會所が、獨立の建物であるか否かの點に従つて分類を試みると左の如くである。

集會所の獨立の建物なりや否やに關する統計

項 目	大 學		高 等 學 校			專 門 學 校			合 計
	帝大	官立	公立	私立	官立	公立	私立		
獨立の建物	三	六	一	五	一五	一	二	一九	五九
學校・學内の建設物内の部屋を之に充つるもの	一	三	一	二	一	一	一	三	一八
寄宿舎内の部屋を之に充つるもの	一	一	一	一	一	一	一	一	五

其の他	1	1	1	2	1	1	1	1	1
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(備考) 其の他とは、場所に就いて何等の記載なきもの、共済部内にあるもの等である。

右表に依れば、獨立の建物が壓倒的多數を占めてゐるのであるが、之を學校別にパーセンテージを以て内譯して見ると、官立高等學校が七六%で首位、帝大・官立大學・私立高等學校が各五〇%を占めて第二位、次いで官立實業四五%、高等師範學校二五%、私立大學二〇%、私立專門學校、官立專門學校、公立專門學校の順となつてゐる。

學校・學内建設物内の部屋を之に充つるもの中、學校内の部屋に就いては説明を要しないが、學内建設物とは、例へば卒業生の寄附による同窓會館、或は學校の記念館、或は體育會館といったものであつて、その建物の中の一定の部屋を學生生徒の集會所に充てゝゐるもの、意味である。

集會所の名稱は、必ずしも「學生(生徒)集會所」には限らない。大部分はこの名稱を用ひてゐるが、學校に依つては、或は學生會館、學生ホール、又は學生ルーム、或はクラブハウス、社交館、交友會館といった名稱を有するものもある。

この集會所に關して最後に一言すべきことは、集會所といつても一部屋しかないものでも學生生徒の集會、乃至此處に於いて行ふ諸種の研究會等が毎日行はれることはない、寧ろ斯かる目的の爲に使用されない日が多いのは云ふ迄もなく、まして獨立の建物にして教室を有する集會所ある學校では是等の集會所を他の目的にも使用してゐるのが多い。最も普通なのは、集會所に食堂と兼ねしめるか、集會所の特定の部屋を食堂、或は娛樂室に充當するものである。獨立の建物たる集會所に食堂・娛樂室・新聞雜誌閱覽室等を設けて置くのは今日集會所常識ともなつてゐる状態である。

又集會所に日用品、學用品の賣店を設けてゐる學校もある。

娛樂室

娛樂室は學業の餘暇に於いて學生生徒がその生活に潤ひを附するものとして、學外に於ける娛樂乃至享樂を防止する施設として、その有する意義は小さからぬものがあるが、娛樂室は、獨立の集會所の設備ある場合はその中の一室を之に充て、集會所の項に述べたやうな學内建設物がある場合はその一室、或はその中にある集會所を以て之に充てるといつたものが多い。又寄宿舎内の一室を取つて娛樂室としてゐる學校も相當に多く、斯かる場名は、例へば社交室、談話室等を兼ねてゐるのを普通とする。寄宿舎内の娛樂室は、集會所内に娛樂室乃至娛樂設備の有ると否とに拘らず、之を設けてゐるのを屢々見るが、之は勿論、舎生の娛樂を主としてゐる爲のものである。

故に、集會所のある學校、寄宿舎のある學校、その他、學生生徒、卒業生等の親睦交友の爲の學内建設物のある學校等に於いては、大抵娛樂室の設備があるといつてよい。尤も集會所のある學校にして、娛樂室はない旨報告した學校もないことはない。

次に娛樂室なしと報告した學校、及び有るのか無いのか、娛樂室のことに關しては記載のない學校の數を示すと左表の如くである。

學校數	大		高等學校			專門學校			合計
	帝大	官立	公立	私立	官立	公立	私立		
六	一	三	二	二	一	三	四	四	四
二				三			四	三	二
七				七			八	七	七
三									三

娛樂室なきもの	一	一	一	九	一	二	一	一〇	二	四	二	六	三	四
の有無記載なきもの	一	三	一	四	三	一	三	一	一	二	一	一	五	二

之に依れば、娛樂室なきものは六十五校であるが、この數は、前掲集會所のない學校數六十二に近似する。この事實によつても、集會所の施設ある學校には大抵娛樂室乃至之に關する何等かの設備があるといふことが言はれる譯である。

この娛樂室に關しては、右の六十五校の中にも「之が必要は痛切に感ずるところなるも未だ施設するに至らず」とか「毎年之が設備の必要を感じ豫算を編成するも未だ承認されざるを遺憾とす」といふやうな學校もあり、又「未だ特記すべきものなし」「特に設けたるものなし」といふやうなものも少からずあつて、娛樂室に關する施設も今後徐々に充實して行く傾向にあるといつてよいと思ふ。

第七 日用品、學用品、運動用具等の廉價供給に關する施設

(附) 食堂に就いて

本項の施設は、主として所謂賣店のことであるが、各學校の報告に従ひ先づその經營主體を分類して見ると、或は學校直營のもの、學(校)友會、共濟部經營、乃至所管のもの、學校指定商經營のもの、同窓會經營のもの、同窓會と學(校)友會共同經營のもの、學内財團法人、學校出版部經營のもの、寄宿舎生の自治的經營のもの、消費組合の經營たるもの等種々様々である。

而して學校の指定商の大部分は學内に指定した商人を出張開店せしめてゐるのであるが、稀には學外の商舖をその儘校認指定するものもあり、又學校が直接指定する商人の外、學(校)友會、共濟部等に於いて自己の監督下に指定商を選定する場合もある。又消費組合といつても、勿論その中には直接學校當局の監督下にあるものもあり、校友會等の事業としての消費組合に於いては、直接監督權は校友會委員の手にあるといふものもある。

次にこの所謂賣店の名稱に至つては頗る區々である。例へば、
消費組合・購買組合・購買部・販賣部・給品部・或は單に賣店等々。

以上は、常設的な施設の方面に就いてあるが、この日用品、學用品等の廉價供給に關する施設として見逃せないのは、新學年、新學期等の開始初頭に於いて、制服・制帽その他の學用品・實習器具等を學校が、共同注文、共同購入して極めて廉價に之を學生生徒に分つといふ方法を實施してゐることである。尤も斯かる學校は極めて少く、本項に於ける特殊なものである。(實例は後に之を示す。)

併せて、各學校の報告に従ひ學生生徒の日用品・學用品・運動用具等の廉價供給に關する施設の學校種別統計を見ようとするのであるが、前記の如き種々様々のものを、數箇の極めて簡單な標識の下に總べて統括することは殆ど不可能といつてもよいのであるから、次に、少しく冗長の嫌ひがあり統計表の標識としては定にそぐはぬ憾みがあるが、本項施設學校種別統計表の各欄の施設賣店の標識を豫め説明的に掲げるならば左の如くである。

- 1、學校直營の賣店、學校公認消費組合(其他學校の特設せる購買施設經營のもの乃至所管のもの)
- 消費組合に就いては二、三校友會所屬のものもあるが、總べて本欄に計上す。茲で如何なるものを學校公認消費組合と稱するかは、本調査資料第二十六輯七二頁参照。

茲に所管のものといふのは、經營事務は、之を商人の手に委し、その指導監督權は一切自己の手に保有する購買機關があるからである。以下之に準ず。

- 2、學(校)友會、學(校)友會内共済部、獨立の共済部經營のもの乃至之が所管のもの
- 3、同窓會、學内財團法人、學校出版部等の學内團體・施設經營のもの乃至之が所管のもの
- 4、學校指定商經營のもの

報告書上指定商の字句を用ひざるも、商人をして賣店を開設せしむる意味のものは總べて茲に計上す。學(校)友會、共済部等所管の指定商は之を含まず。

- 5、其の他の施設
經營主體不明のもの、寄宿舎生の自治的經營に懸るもの、特殊なもの等。
- 6、施設なきもの

以上の各標識に應じて昭和五年度及び昭和九年度の本項施設に關する學校種別統計を示せば左表の如くである。

日用品・學用品・運動用具等の廉價供給に關する施設の學校種別統計

學校種別	調査年度	項目	
		學校數	1
昭和五年	昭和九年	1	1
昭和五年	昭和九年	2	2
昭和五年	昭和九年	3	3
昭和五年	昭和九年	4	4
昭和五年	昭和九年	5	5
昭和五年	昭和九年	6	6

合 計	大 學				高 等 學 校				專 門 學 校				
	帝	官	公	私	小	官	公	私	高	實業專門	官	公	私
	立	立	立	立	計	立	立	立	師	立	立	立	立
1006	25	33	44	55	4	3	3	4	4	4	7	6	2
318	26	31	33	45	4	3	3	4	4	2	2	2	1
4	3	3	6	7	1	2	5	7	1	1	1	1	1
22	1	1	3	7	3	2	5	7	3	0	1	1	1
27	3	3	9	12	6	1	6	1	6	1	1	1	1
29	2	2	4	11	1	1	6	1	4	1	1	1	1
3	2	2	7	10	2	1	1	2	1	1	1	1	1
19	10	10	16	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	10	11	15	26	1	1	10	14	1	1	1	1	1
21	10	11	14	25	1	1	10	14	1	1	1	1	1
11	10	11	14	25	1	1	10	14	1	1	1	1	1
11	10	11	14	25	1	1	10	14	1	1	1	1	1
11	10	11	14	25	1	1	10	14	1	1	1	1	1

(備考) 1、同一種類の施設同一校に二以上ある場合も之を一として計算す。

(1乃至5合計) 昭和五年 一七五
昭和九年 一九一

2、1乃至6合計の数字が學校數よりも多いものがあるのは、同一校に各異種の施設が二以上あることを表はす。右表に於いて、昭和五年度に於けるよりも昭和九年度に於いて減少を示してゐる施設は、私立大學・官立實業專門學校の2號、公立大學・高等師範學校・私立專門學校の3號、公立高等學校・私立實業專門學校・公立專門學校・私立專門學校の4號、官立及び公立高等學校・官立實業專門學校・官立及び公立專門學校の5號である。

之は、一つには他號施設の新設の爲當該施設が廢止された爲と見られる場合もあるが、一つには、本調査の基礎となるべき報告書に關して昭和五年度と昭和九年度とは報告書作成の當事者を異にするものがあり、従つて本照會事項の解釋に異なるものがあつた爲ではなかつたかと想像されるのである。

併し右の表は、本項施設の大體の狀勢を知るには十分である。

右表の各施設の合計を百分率で表せば概ね左の如くとなる。(Aは昭和五年度Bは昭和九年の合計)

A 合計一六三

B 合計一八九

	A	B		A	B		A	B
	二五%	三二%	1	一五%	一五%	2	一二%	一〇%
			3	三六%	三一%	4	一一%	一〇%
			5					

之に依つて見ると、昭和九年度に於いて、昭和五年度に於けるよりも割合の増加してゐるものは1のみであり、而してこの種の施設が全施設の中で最も多いことがわかる。

即ち學校公認の組合・購買組合・其他學校特設の購買機關の經營に係る賣店乃至それ等のもの、指導監督下にあ
る賣店が、今日、日用品・學用品等の廉價供給に關する施設中最も普通なものであるが純然たる商人の經營する賣店
も亦優に之に相匹敵するものであることを示してゐる。

本項に關する施設のない學校は、前掲の表に示す如く昭和五年度には四十一校、昭和九年度には四十三校であるが
之を學校總數に對する百分率で見ると、前者は一九・五%、後者は一八・八%で後者が相對的には減少してゐる譯で
ある。

次に本項に關する施設の實例を二三掲げて参考に供する。

(イ) 學校指定商の經營の廉價供給に關する施設の實例

東京帝國大學 (報告書による)

昭和四年七月商人管理規則を定め之に依り學生課監督の下に現在營業を許可せられたるものは、靴修繕及販賣三
ヶ所、洋服修繕及販賣二ヶ所、食事賄一ヶ所、食事賄及喫茶二ヶ所、喫茶一ヶ所、文房具及雜貨三ヶ所、煙草二ヶ
所、寫眞撮影及材料一ヶ所、理髮、洗濯、各一ヶ所にして此の外圖書館長の管理に係る喫茶及文房具一ヶ所、中略
—學生の之が利用狀況を見るに累年良好なる成績を示し其の利用人員に於ても賣上金額に於ても毎年増加の傾あり
—中略—昭和八年度の營業成績は構内商人十七人にて賣上總額二十四萬二千七百餘圓にして前年度に比し二萬二千
二百圓餘を増加せり。

昭和九年四月新設學生食堂完成し六月一日より開業せるを以て更に本年度は賣上金額に於て飛躍的增加を示すべ
し。—後略—

(口) 其の他の施設の實例

茲で其の他の施設といふのは、既に標識の説明に於いて述べたやうに、(1)報告書記載の文言によつては、學校直營のものであるか、商人の經營のものであるか、或は他の施設の中に計上すべきものか全然不明のもの、即ち經營主體不明のもの(2)寄宿舎の舎生が自治的に寄宿舎に開設してゐるもの、及び(3)比較的他に異なる特色あるもの等を含むのであるがこの中(3)のものは見方によつては、前記の1號施設中に計上することも出来る。而して此處に紹介するのは最後の特色あるものゝ實例である。

三重高等農林學校

前略—即ち先づ新入生の入學當初に於て新調(註II制服)希望者を學生課に於て取纏め制服は三重刑務所作業部へ共同注文をなし、實用に適するものを破格の廉價にて調製せしむ。作業服は同様學校の手にて其の服地を被服協會大阪支部より共同購入し之亦刑務所にて調製せしめ廉價供給の途を講しつゝあり。—中略—其の他學用品、日用品に就ては本校「公德販賣部」に於て學生一般に對し廉價に供給しつゝあり。尙運動用具に就ても一般的のものは公德販賣部に於て需要に應じ特殊のものは各運動部に於て共同廉價をなしつゝあり。

右公德販賣部は昭和六年四月學生有志の發起に依り設立されたるものにして、販賣場としては校内の一室を充て數名の學生委員専ら物品の仕入、會計等の事に當り、物品は學用品一切より—中略—之が仕入は大都市の専門商店と特約し利益を見ることなく直に之を小賣値段として學生に販賣するものなるを以て學生は市價に比し頗る廉價にて必需品を入手することを得。

販賣場には特に掛員を置かず、學生は隨意に自ら必要物品を商品棚より引き出し揭示せる賣價表に依り其の代金

を無盡の金錢納入箱に入れ釣錢も亦自由に計算して取出し、然る後備付の帳簿に該品目、數量及金額を記入するの組織を採れり。—後略—

宇都宮高等農林學校

寮内有限責任自律組合

本組合は組合員の必需品を廉價に購買して之を組合員に分配し併せて自律精神の涵養及學術研究を目的とす。組合員は寮生に限り—中略—昭和八年度業績は組合出資者七十五名、出資金總計二百二十五圓、賣上金七百五十三圓餘、一人割利益配當額は出資金の三割にして其の成績佳良なり。—後略—

食堂に就いて

次に、日用品、學用品、運動用具等の廉價供給に關する施設に關聯して看過すべからざるものは所謂學生食堂である。食堂に關しては、昭和九年度調査に於いて特に本項中に照會しなかつた爲に、學校によつては、本項中に記載したもの、第九項の其の他の施設中に記載したもの、或は第六項の集會所に關聯して其處に記載したもの、或は「記の一」中に記載せず、「記の二」共済部・消費組合の事業として之を經營する旨記載したもの、或は昭和五年度調査の時には食堂に關する施設あることを報告した學校にして今回は何等之に關する記載がなかつたもの等々であつて、今回の各學校の報告書のみによつて、最近に於ける食堂の施設状況を述べるのは妥當でない。そこで此處では前記昭和五年度の報告を主眼としてそれに今回の報告を加味して述べようと思ふ。先づ食堂の施設なき學校及び之に關する何等の記載なき學校の數を検すれば左表の如くである。

食堂の有無に関する學校種別調査

項目	學校種別			合計
	大立	官立	私立	
學校種別	六	三	二	一一
食堂なきもの	一	一	一	三
何等の記載なきもの	一	一	一	三
合計	八	五	四	一七

(備考) 括弧内の数字は昭和五年以降新設の學校にして「創立後日淺く何等の施設」なき旨報告せる學校の數である。

右表に見る如く、食堂のない學校は四十三校、之に関する何等の記載がなかつた學校は二十九校で、之をも前者と同様に看做せば合計七十二校即ち二百二十八校中三〇%強に當る學校は食堂がないといふことになる。尤も特に食堂といふ程のものがない學校でも、前述の日用品、學用品等の賣店に於いて晝食用の牛乳・パン等を販賣するものもあり、飲食物に関する何等の施設がないといふ學校は少ない模様である。

處で前記七十二校を除く残る百五十六校の食堂を學校報告に従つて分類すると左の如きものとなる。

項目	學校種別			合計
	大立	官立	私立	
學校種別	六	三	二	一一
高等學校	一	一	一	三
專門學校	一	一	一	三
實業專門學校	一	一	一	三
合計	九	六	五	二〇

項目	學校種別			合計
	大立	官立	私立	
學校種別	六	三	二	一一
學直營のもの	一	一	一	三
商人經營のもの	一	一	一	三
其他	一	一	一	三
合計	九	六	五	二〇

商人經營のものといふのは詳しくいへば、學校當局が商人を選定して學内所定の場所に於いて食事、喫茶を請負賄を爲さしめるものである。即ち日用品、學用品等の廉價供給に関する施設中の指定商に該當するものである。

其の他の中には色々なものを含んでゐるが、之を細説すれば左の如くである。

(イ) 消費組合、學校特設の購買施設又は學(校)友會、學(校)友會内共済部、獨立の共済部等の經營に掛るもの、乃至之等團體の所管のもの、即ち之等の團體が商人をして請負賄を爲さしめるもの等が二十七。

(ロ) 學内法人經營のもの、八。

(ハ) 經營主體が學校なりや、商人なりや、其の他の團體、施設なりや一切不明にして、單に食堂の施設ある旨を記載したに止まるもの、二十一。寄宿舎食堂を開放するか、食事の注文に應ずる旨を記載しあるもその經營主體の不明なもの、十五。合計三十六。

(ニ) 寄宿舎食堂にして寄宿舎生委員の經營に掛るものを一般通學生にも開放するもの(所謂寄宿舎生の共同自炊制度といふのが之である)十一。

(ホ) 寄宿舎内共済部經營のもの、一。

(ヘ) 寄宿舎内茶寮部が生徒集合所に於いて經營するもの、一。

以上(イ)乃至(ハ)合計八十四。之に前記學校直營のもの及び商人經營のもの七十一を加へると總計百六十二となつて、食堂のある學校數百五十六を超過するのは、一校内に二種の食堂を有する學校がある爲である。併し茲に注意しなければならぬのは、この百六十二の數は必ずしも食堂の總數ではないことである。即ち本統計は右分類による同種の食堂が一校に二つ以上ある場合に於いても之を一と計算してゐるのである。

最後に、東京帝國大學の報告書添付の、食事、喫茶に關する諸種の統計表中、特に「學生食堂利用狀況表」を左に紹介して置く。

東京帝國大學に於ける學生食堂利用狀況

1、昭和八年度利用人員及賣上金額

種別	營業日數	利用人員		平均日數	學生現員數ニ對スル比	賣上金額	
		八年度	七年度			八年度	七年度
食	三〇二日	七七、四三〇人	增 一八、六五一	二、三七六	三二%	一〇三、四二〇・八六增	五〇六・一〇
喫茶	三〇四	三三、九三一	增 二八、三三九	一、〇六六	一四%	二六、五二二・六五減	七五・九三
計	MON	一一〇、七六〇	增 四六、九七〇	三、四四二	四三%	一二九、九四二・六一增	五八二・〇三

▲昭和八年度學生數(農學部ヲ除ク)七六四九人

2、昭和九年自四月至七月利用人員

種別	營業日數	利用人員				計	一日平均	學生現員數ニ對スル比
		四月	五月	六月	七月			
食	二二日	六九、四三七人	一〇六、九三三	二〇〇、六七二	三四、七五二	四二一、七六三	三七二	四九%
喫茶	二二	二六、五六〇	四五、五五〇	五七、一三四	二二、〇六一	一五〇、二六〇	一、三三五	一八
計	二二	九六、〇三七	一五二、四八三	二五七、八〇四	五六、七六七	五七二、〇二三	三、一〇七	六七

備考 六月一ヨリ學生第二食堂開業

▲昭和九年五月現在學生數(農學部ヲ除ク)七五八四人

第八 諸觀覽物に關する施設

本項の施設に就いては昭和五年度には報告を徴しなかつたので、他の施設に於けるが如くある期間に於ける狀況の變化といつたものを見ることが出来ない。それで茲では昭和九年度の照會に對する各學校の報告に従ひその大體のこ

とを述べてみようと思ふ。
それに就いて前以て斷つて置かねばならないことは、今回の調査に於いて各學校の報告が頗る區々であつたといふことである。例へば本項の施設の例として圖書館、植物園、研究標本室等を舉示したものが少からずあつたが、一方之等の施設のあることは世間一般に知られてゐる學校が、本項施設なしと報告して居り、又之等のものを施設に該當せざるものに解した明かなものとして、第九項のその他の施設中に掲げた學校もあり、或は本項施設の意義を極めて廣く且つ抽象的なものに迄及ぶ如く解釋し、福利施設として之を見ることが甚だ疑問であると考へられる事項をも記

述して来た學校も少くなかつたのである。

尤も斯かる結果を招來したについては、本調査は今回が最初であつて、學校が學生生徒の爲に設くる諸觀覽物に關する施設を何が福利施設であり、何が所謂教材施設であるか等の解釋につき從來之が基準となるべきものなく、又本省の照會に於いても之を示さなかつたことに基因してゐると思はれる。そこで、茲では、専ら各學校の報告書に基いて本項施設の内容をみることにした。

項目	大學			高等學校			專門學校			合計		
	帝大	官立	公立	私立	官立	公立	私立	官立	公立	私立	合計	
恒常的施設あるもの	一	二	二	二	一	三	四	三	二	七	三六	
臨時的施設を行ふもの	一	一	一	二	一	一	二	一	一	四	三	
學校内諸團體に施設あるもの	一	三	一	四	九	一	一	五	一	一	三	
何等の施設なきもの	四	六	二	一四	一三	三	三	一	二五	二	一五	
學校數	六	二	二	二	三	三	三	一	二	二	二六	

右の表に就いて二三説明すれば

- (1) 「恒常的施設あるもの」の中には圖書館、標本室その他活動寫眞映寫の設備等學校としての恒常的施設ある旨を報告せる學校を計上した。
- (2) 「臨時的施設を行ふもの」といふのは、例へば、特に有益な映畫等を學校内に於いて觀覽せしめるとか、或

は市中の映畫館、又は諸種の展覽會等の割引入場券の購入を學校として轉旋するものであるが、就中映畫に關するものが最も多い。本項には又訓育の爲に諸種の見學を爲さしむ等の記載ある學校をも含めた。

(3) 「學校内諸團體に施設あるもの」の學校内諸團體といふのは學(校)友會等の團體の外に學生生徒の間に組織される此種の目的の爲に設けらるゝ觀覽會の如きも含んでゐる。施設の内容は大部分映畫、演劇の觀覽に關するものであり、就中映畫關係のものが多い。斯かる場合學校としては直接關係しないが、斯かる諸觀覽物の内容の適否を考慮して適當なりと認められた場合學内に於ける觀覽を許可し又その爲に學校建物の一部を貸與することがある譯である。

而して右表は前述の如く之を以て直ちに本項施設の正しい數字と見ることは困難であるが、尙大體の傾向に就いては窺ふに足るものがあると思ふ。

次に本施設事項の中から北海道帝國大學の附屬博物館並に植物園に關する報告を參考の爲紹介する事にしよう。

イ、博物館

- 1、創設 明治十七年七月大學所管となる。其の創基は頗る古く元開拓使に於て明治四年中道内に産する天産及人工の物品を借樂園内に蒐集開場の日を定めて庶衆の縱覽に供したに創る。
- 2、目的 學生生徒の研究に資するを主たる目的とし兼ねて公衆の觀覽に供す。
- 3、種類 現在標本其他約一萬四千五百餘點を藏し天産部、勸業部、史傳部及圖書寫眞部の四部門に分つ。

ロ、植物園

- 1、創設 明治十七年。

- 2、目的 本道所産の植物及内外の種類を汎く蒐集栽培し其分類所屬を明かにし植物學實地教授並に研究の材料に供するのみならず本道の風土に適するや否やを試験し以て本道の園藝及造林上に裨益せんとするにあり。
- 3、種類 園内は面積三萬六千餘坪ありて之を自然分科園、樹木園、試験園及温室附屬園の五區に分ち培養植物の種類約六千種を有し一の教育的公園たるの觀あり。
- 4、觀覽者 本園は本學職員學生生徒は勿論一般庶業に公開し一ヶ年の開園日數凡そ二百三十日にして觀覽者數十二、三萬人を算す。

最後に諸觀覽物に關する施設に就いて調査中特に感じた事を述べると、學生生徒間に於ける映畫熱が頗る旺盛であるといふことである。即ち前掲の統計表中の各項に於いて最も多く眼に付くのは、映畫の觀覽に關係したものであつて、就中映畫館の割引入場券の入手斡旋、取次に關するものが甚だ多いのである。

此の意味に於いて教育當事者は常に映畫には注意を拂ひ、學生生徒をして映畫の觀覽に誤りなからしむるやう努むると共に、更に積極的に指導訓育上に映畫を利用するといふやうな點に就いても今後考慮を拂ふ必要があるのではないかと思はれる。

第九 其の他の施設

本項は要するに以上の各項に該當しない施設についての報告を徴したのであるが、實際の報告に就いて見るに、食堂に關する事項、諸觀覽物に關する事項等の如く既掲の項目中に記載し得るものを記したのもあり、又理髮所、洗濯所の如く、既掲第七中に記載すべきか否か疑問がないこともないものを茲に記載したといふものもあつた。そして

斯くの如き、第八項迄の項中に記載すべかりしものを本項中に記載した學校は十五校あつた。

そこで、結局茲に記載せられたものは種々雑多なものになるわけであるが、その中比較的特色あるもので學生生徒の指導訓育上参考になると思はれるものを左に紹介しようと思ふ。

東京帝國大學

生活指導

學生課に於いては、單に學生の衣食住等の消費生活に利便を與ふるが爲め施設をなすに止まらず、更に進んで學生の生活の一般の指導及勉學の指導をなすことを目的とし、之が爲には學生生計調査、或は學生生活調査(その内容については本資料に掲載)をなしてその根本的資料を得、一時に臨みて諸種のパンフレット等(夏休の菜・健康の菜・就職の菜)を發行し、之を一般學生に配布し學生生活の改善の参考に供せしむ。

神戸商業大學

レコードコンサート

學生課に文化係を置き毎週一回(中食時三十分乃至五十分)レコードコンサートを開催す。その目的とするところは生活の「メロデー」生活の「リズム」を音樂的「メロデー」藝術的「リズム」として解放せんとするにあり。

東京高等師範學校

生徒主事監督の下に振替貯金・書留郵便・信書の取扱を爲し學資の送金を安全ならしむ。(之と同様趣旨の施設あるものII宇都宮高等農林學校、彦根高等商業學校)

高千穂高等商業學校

校地約二萬坪、樹木を植え、芝地、花壇、池等を設け情操養成上公園内の學校の如き施設に留意す。之と同様趣旨の願慮を拂ひ居るもの(福島高等商業學校)

大倉高等商業學校

福利資金

本校協議員大倉桑馬氏の銀婚式記念として同氏の寄附せる福利資金あり。其初めは慶弔資金と稱し其の利息收入より職員及其家族の慶弔の場合に見舞又は慰問の金品を贈與せり。其の資金現在約十五萬圓にして其利息は相當の額に達し慶弔のみの支出にては餘りあるを以て其後使途を擴め職員及生徒の研究費をも補給することとせり。

現に職員の組織する大倉會、生徒の組織する東亞事情研究會、廣告研究會・英語研究會・英語會等の諸研究團・懸賞論文の經費として支出する補助金は年額五千餘圓に達す。

女子美術專門學校

本校創立者にして最初の校長たりし故佐藤靜子先生の命日には節約によりて得たる金五錢宛を毎月贈金し社會事業殊に救濟事業に寄附し以て博愛共存の誼を篤ふせよとの畏き聖旨を實踐するに努む。此の施設は職員生徒相談の結果成立せるものなるを以て訓育上其の効果大なりと信す。

第十 共濟部及び學生消費組合に關する施設

學生消費組合に關しては序文中にも述べた如く本調査資料第二十六輯「學生消費組合運動の沿革と現勢」に詳しく、

説いたところであり、前記第一乃至第八項の施設に關する叙述中にも共濟部と共に屢々之に觸れたところであるから總て之を同輯に譲ることにする。

共濟部に關してもそれが大體如何なる目的の下に如何なる事業を行ふものであるかは上來述べたところによりほゞ明かなことと思はれるが、茲では之を取纏め一括して述べるといふ意味に於いて、序文中に示して置いた照會事項に對する各學校の報告を基礎としてその概略を以下述べてみようと思ふ。

共濟部は各學校の報告書添付の共濟部規約に俟つ迄もなく、それは「學生生徒經濟生活の安易化並に學生生徒相互間乃至學生生徒、學校職員間の親睦を圖る一種の相互扶助の組織團體」である。

故に學生生徒の經濟生活の安易化乃至その擁護のみを主たる使命目的とする學生消費組合等の施設に比し學生生徒の福利施設としては更に大なる意義を有するものと云ふことが出来る。併し同じく共濟部といつても學校によりその事業内容は少からず相異なるものあり、従つて或る學校に於いては消費組合に近いものになつてゐるものもあり、或る學校に於いては學(校)友會とほゞ似たる内容を有するものもある。

而して共濟部は學(校)友會の組織ある學校に於いては殆ど例外なく之の一部をなすものであり、その運営資金等もこゝから支出されるのを通常とするが、學(校)友會の組織ある學校に於いても之とは無關係に存立する前に所謂獨立の共濟部もある。

共濟部の事業内容は斯くの如く學校によつて必ずしも同一ではないが、今各學校の報告書中「事業」の項より比較的多いものゝ順に拾つてみれば左の如きものが最も普通である。

1. 學用品・日用品・被服類・運動用具類其他學生生徒の生活上並に勉學上の必需品の廉價供給に關する事業

- 2、食堂の經營に關する事業
- 3、宿所（貸間・下宿）の斡旋に關する事業
- 4、内職・就職の斡旋に關する事業
- 5、古本交換の斡旋に關する事業
- 6、諸觀覽物の割引觀覽券の入手斡旋に關する事業
- 7、引越の荷物運搬の廉價引受に關する事業
- 9、學資の補給に關する事業
- 10、身上相談に關する事業

斯くの如く共濟部の事業として擧げ得るものは前記第一項乃至第八項の施設の凡てに亘る廣範圍に亘るものである。尤も學校によつては「生徒の一部には本部の事業範圍を擴張して學資窮乏者の救護の外に購買部の經營、古本交換、下宿の周旋、内職斡旋等を行ひ又校友會より獨立して共濟會となさんとする希望を有するものあるも之は許さざる方針を以て指導」といふのもある程で、前記の各事業を一共濟部で全部行つてゐるといふのはなく、又その内容も學校によつて種々異つてゐることは前述の如くである。併し前記各事業中1の學用品其他の廉價供給事業は各學校共殆ど全部共通的に之を行つてゐる。

何れにしても、共濟部の福利施設としての地位は今日相當高く買はるべきものとなつてゐることは更めて云ふ迄もない。

共濟部は上記の如き諸種の事業を執り行ふ爲に、又役員の選舉、改選、資金の運用その他必要なる一切の事項を處する爲に其處に一定の規約或は規則乃至その施行細則といふものを有ち共濟部の動きは凡て之によつて固く律せられる。役員は普通當該學校の長を部長とし、理事・委員長・評議員等は教授・職員之に當り、之に學生生徒委員若干名を加へるのが常である。而して之を組織する會員は學校教職員・學生生徒等であつて、茲に學校教職員と學生生徒との教室外の一つの結びつきを作つてゐるわけである。

共濟部に關して一般共通的に述べ得ることは大體以上の如きものである。
最後に、共濟部を有する學校とその名稱を掲げて置く。

現存全國學校共濟部調（昭和九年度福利施設調査に據る）

(イ) 大學の部	
學 校 名	學 校 名
京都帝國大學	京都帝國大學學友會共濟部
東北帝國大學	東北帝國大學醫學部學生自治會
九州帝國大學	同 大學法文共濟部
北海道帝國大學	九州帝國大學法文學部内法文會共濟部
北海道帝國大學	北海道帝國大學文武會（學友會）共濟部
大阪帝國大學	大阪帝國大學工學部共濟會
金澤醫科大學	金澤醫科大學十全學友會（學友會と同窓會を兼ね）共濟部
名古屋醫科大學	名古屋醫科大學鶴天學友會學生部會共濟部
東京工業大學	東京工業大學藏前學友會內共濟部
慶應義塾大學	慶應義塾學生共濟會

計合	立私	立官 校學門專	業實立私 校學門專	校學門專業實立官	(イ) 専門學校の部	立公
四十五校	青山學院 東京商科醫學專門學校 大東文化學院 昭和醫學專門學校 津田英學塾 東京女子大學 神戸女子藥學專門學校	東京外國語學校	大倉高等商業學校	和歌山高等商業學校 彦根高等商業學校 小樽高等商業學校 廣島高等工業學校 桐生高等工業學校	桐生高等工業學校學生共濟會 廣島高等工業學校校友會共濟部 小樽高等商業學校共濟部 彦根高等商業學校共濟會 和歌山高等商業學校共濟會	富山高等學校共濟組合 浪速高等學校共濟會
四十八部會	青山學院商科會共濟部 東京商科醫學專門學校學生共濟會 大東文化學院共濟部 昭和醫學專門學校共濟部 津田英學塾學友會學藝部內共濟部 東京女子大學同窓會共濟部 神戸女子藥學專門學校共濟會	東京外國語學校共濟部	大倉高等商業學校學友會共濟部			

立官	(ロ) 高等學校の部	學大立私
第一高等學校 第二高等學校 第三高等學校 第四高等學校 第八高等學校 松本高等學校 山口高等學校 佐賀高等學校 高知高等學校 廣島高等學校	第一高等學校共濟部 第二高等學校尙志會(校友會)共濟部 第三高等學校共濟會 第四高等學校北辰會(校友會)共濟部 第八高等學校校友會集會所(共濟部の名稱を用ひず)とあり 松本高等學校校友會共濟部 山口高等學校共濟會 佐賀高等學校自治會共濟部 高知高等學校共濟部 廣島高等學校校友會共濟部	早稻田大學 明治大學 日本大學 慶應義塾大學 國學院大學 同志社大學 關西大學 拓殖大學 高野山大學 東洋大學 上智大學
		慶應義塾大學醫學部共濟會 早稻田大學學生課共濟部(學生課內一分掌) 明治大學學友會共濟部 日本大學法學科學生共濟部 同 大學醫學科學友會共濟部 國學院大學學友會共濟部 同志社大學學友會共濟部 關西大學學友會共濟部 拓殖大學共濟會 高野山大學學友會共濟部 東洋大學學友會共濟部 上智大學學生相互部

以上に於いて最近に於ける學校の福利施設の實狀を觀たのであるが、序文にも述べた如く極めて概括的な傾向を見得るに止まつたことは遺憾である。而して一般的な傾向としては、夫々の項に於いても述べた事であるが、本調査の基礎となつた昭和五年と九年との比較に於いて明かに學校の福利施設は漸次充實しつゝありといふことが出来る。更に調査の際の感じからいへば、本施設は今後尙一層充實して行く傾向にありといふ事も出来る。

學校の福利施設は、近代の學校生活の一般的様式に關聯し、又近時に於ける學生生徒の經濟的負擔の軽減の必要に應じて、多く施設せられるやうになつたものであるが、それは本來さういふ施設を通じて學生生徒を訓育するの目的を以てなされてゐるものである。従つて本施設に關しては十分その限界を考慮しなければならぬ。

而して從來學校當局に於いては、斯かる施設なき爲又は不完全なる爲に生じてゐた學生生徒の學校生活の不便を除く目的を以て、或は積極的に學生生徒をしてよりよき學校生活を送らしめるの目的を以て、本施設の充實に努めて來たのであるが、福利施設は本來教育の目的の爲に存するのであるから、今後一層その點に着眼して、本施設をして益々有效なる施設たらしめるやうに努力しなければならぬと思ふ。

資 料

東京帝國大學「學生生活調査」

近時學生生徒の生計乃至生活に關しては、學校當局に於いても一層の注意を拂ひ、種々なる試みを以て漸次その統計的調査を行はれつゝある狀況であるが、是等調査の二三に就いては既に本調査資料に於いて之を摘録紹介した。左に掲げるのは東京帝國大學の「學生生活調査報告」によるもので、右報告は菊判横組約八十頁のものであるが、茲では之を適宜抜萃編輯した。

序

この調査は學生指導の参考に資し、學生生活の向上を期する目的を以て施行したもので、便宜上(一)身上 (二)生活様式 (三)學費の三方面に大別して、色々の角度から現在の本學學生生活を觀察したものである。之に類似する調査は、既に大正十四年十二月中旬及昭和四年十月下旬の二回實施せられて居るが、爾來既に滿五年の星霜を経、社會事情の變遷も甚だしく、従つて調査を新にする必要も多分に加はつたので、今回はこれを機會に調査内容も更に之を擴大し一層多方面に涉ることにした。従つて従前のものを「學生生計調査」と名付けたに對して、今回のものは特に之を「學生生活調査」と改稱し、従前のものが主として學生の經濟生活を調査したに過ぎなかつたものを、更に擴大

して日常の起居、勉學、修養、保健に及ぼし、精神生活の概要をも併せ調査したのである。

調査期間は昭和九年十一月十二日(月)から十七日(土)までの六日間であり、その趣旨の徹底を計るためには約一ヶ月間豫め各揭示場に揭示し、帝國大學新聞を通じて廣く之が宣傳をなし、最後の一週間は特にその記載例、注意事項を各所に揭示すると共に、教室に於ても各教授を煩はして、その意義の説明を十分ならしむるに努力した。

調査期間中は毎日午前七時から午後二時まで、本學各門、農學部各門に於て、登學の學生に調査票及記載例を配布し、出来るだけ即時に記入投函し得る様各所に機の設備もしておいた。調査票の形式が無記名式にしてあり、努めて卒直な状態を記入させ度く希つた氣持から、本課員は記入場所に於ても指圖がましいことを一切控え、受動的に質疑に應ずるに止める態度をとつた。

投函に關しては上記期間中毎日午前七時から午後五時まで前記の各門、法文經教室前、圖書館、各食堂、其他學生の多く參集する場所等約二十ヶ所に投入函を設置して隨時投函せしめ、教室で集める方法の如きは之を避けることにした。この期間中も引續き一般學生に呼びかけ、毎日の投入票数を次々に揭示して一般の關心を高めることに努力した結果、調査票配布の總數約七千五百に對して、製表し得る申告票總數は五千四百二に到達し、昭和四年に比して數字上からも遙かに好成绩を收め得た。調査内容の複雑性も前回に比較すると優に二倍以上に達してゐる點を併せて考へる時、この成績は相當よく現學生の眞面目さを物語るものと言へやう。

學生生活調査票

東京帝國大學學生課

身	上	入學年度 昭和 年	出身學校 明治 年 月 日	生 年 月	父兄ノ職業 有 東京市(外) 區(郡) 町(村)	配偶者 無 東京市(外) 區(郡) 町(村)	現 住 所	卒業後ノ方針 信守スル主義又ハ世界觀																																																																																																			
食	事 所	朝食【學内、學外】 晝食【學内、學外】 夕食【學内、學外】																																																																																																									
住	所	自宅、親戚、知人、借家、寄宿舎、下宿屋、業人下宿、借間、アパート																																																																																																									
通 學	業	省線、市電、バス(普通車乗合ヲ含ム)、會社線、徒歩ノイ、																																																																																																									
學 業	修 業	専攻外ノ主場所【自宅、圖書館、大】 専攻外一日平均勉強時間【 】 加入セル學會【 】 運動會【 】																																																																																																									
修 養	方 法	主ナル種類【 】 加入セル修養會名【 】 一日平均時間【 】 最も崇拜スル人物【 】																																																																																																									
遊 樂	趣 味	趣味娛樂ノ種類【 】 加入セル趣味娛樂會名【 】																																																																																																									
嗜 好	味 樂 交 誼 社	日外出入交機關【 】 喫茶店、カフェエ、バー、ダンスホール、																																																																																																									
嗜 好	煙 草	煙草【喫ム、喫マズ】 酒類【飲ム、飲マズ】																																																																																																									
嗜 好	愛 護 書	愛護書ノ種類【 】 購讀新聞名【 】 購讀雜誌名【 】																																																																																																									
健 康	保 健 方 法	保健方法【 】 宿病アラバソノ病名【 】																																																																																																									
健 康	起 床 時 刻	就眠時刻【 】																																																																																																									
費 用	入 出	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>金額(月額)</th> <th>免除 10 圓 以下</th> </tr> <tr> <td>總額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有英會</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他 人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>總 額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>授 課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>會 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 文</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 價</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 燈</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通 信</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>書 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文 具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 價</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 價</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>治 療</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 究</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 究</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 究</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 究</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 究</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							種類	金額(月額)	免除 10 圓 以下	總額			家庭用			有英會			他 人			内 費			總 額			授 課			會 費			代 文			代 具			代 價			電 燈			電 費			通 信			書 費			文 具			代 價			社 費			交 費			代 價			治 療			費 用			研 究			費 用			研 究			費 用			研 究			費 用			研 究			費 用			研 究			費 用		
種類	金額(月額)	免除 10 圓 以下																																																																																																									
總額																																																																																																											
家庭用																																																																																																											
有英會																																																																																																											
他 人																																																																																																											
内 費																																																																																																											
總 額																																																																																																											
授 課																																																																																																											
會 費																																																																																																											
代 文																																																																																																											
代 具																																																																																																											
代 價																																																																																																											
電 燈																																																																																																											
電 費																																																																																																											
通 信																																																																																																											
書 費																																																																																																											
文 具																																																																																																											
代 價																																																																																																											
社 費																																																																																																											
交 費																																																																																																											
代 價																																																																																																											
治 療																																																																																																											
費 用																																																																																																											
研 究																																																																																																											
費 用																																																																																																											
研 究																																																																																																											
費 用																																																																																																											
研 究																																																																																																											
費 用																																																																																																											
研 究																																																																																																											
費 用																																																																																																											
研 究																																																																																																											
費 用																																																																																																											

昭和九年十一月調査

注 意 各項中不必要ナル文字ヲ抹消シ 必要ナル文字ノ上ニ○印ヲ附スルモノト

注 意 事 項

(此注意事項を調査票記載例と共に)
(調査以前及び調査當日配布した)

- 記入ハ偽ナク正確ニ
- 各項中不必要ナル文字ヲ抹消シ、必要ナル文字ノ上ニ○印ヲ附スルコト
- 「出身高校」ハ山口、山形、松本、松江、松山ノ如ク紛ヒ易キモノアル故、山高、松高等ノ略稱ヲ用キザルコト
- 「信奉スル主義又ハ世界観」ハ特ニ信奉スルモノアラバ簡單ナル成語ニテ(文章ハ不可)記スルコト(例、人道主義、唯心論、人格主義)

- 「バス」ノ項ノ「普通車乗合」トハ日常数名共同シテ普通自動車ヲ利用スル場合ヲイフ (例、オ茶ノ水驛ヨリ、五、六人各五銭ニテ同車スル如キ)
- 「學業」欄ノ「講義外」トハ課セラレタル學課ノ聽講、實習以外ノ自習ヲ指ス
- 「娯樂社交機關」ノ項ノ「日常出入スル」トハ「毎週一回以上」ノ程度ヲ意味ス

- 「學費」欄ノ各項ハ全テ月額ヲ記載スルコト
- 「授業料」ノ免除者ハ「免除」ノ文字ニ○印ヲ附シ「10圓」ヲ抹消スルコト
- 「食費」「間代又家賃」「電燈代炭代」ノ項ハ之ヲ自ラ支拂ハザル者(例ハ自宅ヨリノ通學者)ハ記入ニ及バズ
- 「間代又ハ家賃」ニ電燈代ヲ含ム場合ハ電燈代ノ推定價格ヲ出シ、之ヲ間代中ヨリ分離シ「電燈代」ノ項ニ記入スルコト

- スポーツ(陸上競技、水泳、柔道、剣道、弓道、野球(スボンチ野球ヲ含ム)、庭球、フ式蹴球、ラグビー、籠球、排球、ホッケー、滑艇、モット、スキー、スケート、乗馬、相撲、卓球……)
- 修養方法(座禪、禮拜、修養書閱讀、勤行……)
- 趣味娯樂(文學、音樂、繪畫、劇劇、映畫、スポーツ、散歩、登山、短歌、俳句、園芸、寫眞、書道、読書、園藝、切手蒐集……)
- 愛讀書ノ種類(文藝、政治、經濟、社會、哲學、科學、宗教……)
- 保體方法(散歩、ラヂオ操練、早起、自強術……)

結果の概要

一 申告成績

在籍學生數に對する申告學生數 今回(昭和四年十月)に較べて甚だ良好であつて、各學部の在籍學生數に對する申告學生數、並にその比例は以下の如くである。

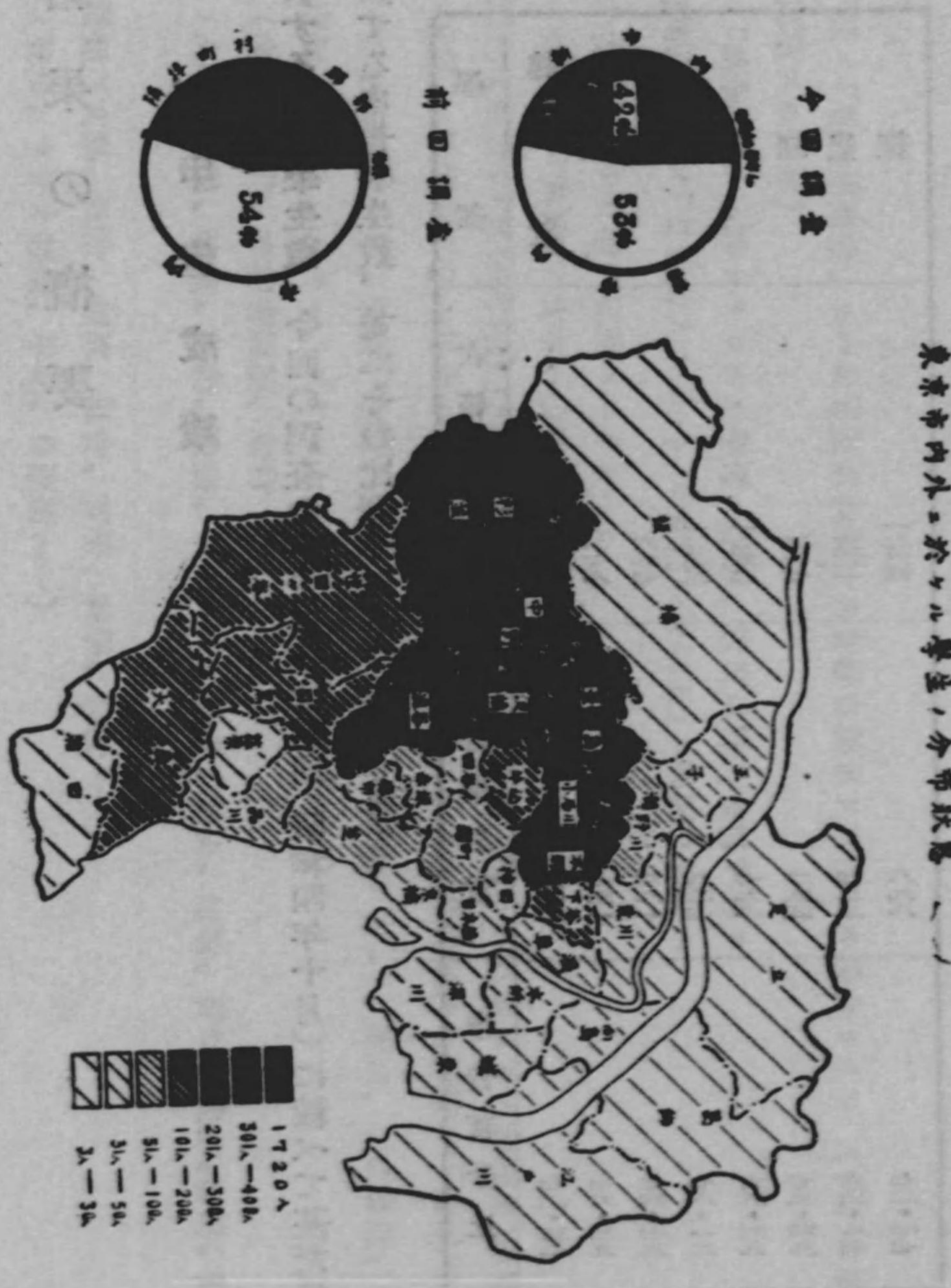
學 部	在籍學生數	申告學生數	申告百分比
總 數	12,000	11,000	73.3%
法 醫 工 文 理 農 經	3,300	3,100	75.8%
	6,500	6,000	74.0%
	1,000	800	80.0%
	3,500	3,200	79.8%
	3,200	2,800	70.0%
	6,000	5,500	73.3%
	1,300	1,200	83.3%

前回の比較 之を前回の成績と比較すると次の如くである。

	在籍學生數	申告學生數	申告百分比
前 回	11,500	10,500	61.7%
今 回	12,000	11,000	73.3%

二 現住地と宿所

現住地 現住地は前回と同様に本郷區が最も多く總數の約三分の一を占め、小石川、澁谷、杉並が之に次ぐ。但し自宅の最も多い地域は澁谷區で、杉並、小石川が之に次ぐ。



宿所 宿所別の学生数及びその比例を前回の調査と比較すると次の如くであつて、割合に於て自宅及び素人下宿よりの通學生が増加し、下宿屋は餘り變化なく、他は全て減じてゐる。

例	比		實		宿所	總數	自宅	親戚	知人	借家	寄宿舎	下宿屋	素人下宿	借間	アパート
	今	前	今	前											
回	回	回	回	回		100.00	26.95	9.35	5.56	3.47	2.65	1.53	1.15	1.31	2.64
今	前	今	前			100.00	19.99	4.99	3.8	1.95	4.03	8.2	9.54	4.0	2.64
回	回	回	回			100.00	35.71	7.94	4.33	1.76	7.46	15.03	17.66	7.76	2.44

三 年齢と配偶關係

年齢 前回と同様に總數に於ては二十二歳（總數五、三八八名中一、二四六名）の者が最も多いが、學部別に見れば、工學部は二十一歳、醫學部は二十三歳が最も多く、理學部は二十一歳と二十二歳とが同數である。全體として前回と異なる點は十九歳以下の學生が（實數二七名）が醫學部を除いた各學部に極て増加してゐることで、前回には總數に對するその百分比が三・四〇であつたのに對し、今回のそれは四・〇三になつてゐる。三一歳以上の者は前回と等しく十三名である。

配偶者の有無 配偶者の者は百二十一名で、以下の如く一般に文科的學科の者に多く、理科的學科の者に少い。

總數	法	經	文	工	農	醫	理
111	37	25	20	15	11	10	3

四父兄の職業

學部及父兄の職業別學生數

學部	父兄の職業別										總數
	總數	法	醫	工	文	理	農	經	學部	總數	
總數	3,401	1,711	491	807	788	255	33	86	3	3	3
農	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
林	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水産	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
商業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
交通	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官公吏	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
現職軍人	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
法律ニ從事スル者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教育ニ從事スル者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宗教家	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
醫學ニ從事スル者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

1、職業分類ハ昭和五年十二月二十七日内閣訓令第三號「國勢調査結果表章ニ用フベキ産業分類及職業分類」ニ據リタリ但シ其

ノ他ノ自由業ニ屬スルモノ及汎稱等ノ爲分類シ得サルモノ又通俗的名稱トシテ使用セラル、モノハ便宜末尾ニ其ノ汎稱又ハ俗稱ヲ以テ表章シタリ
 2、其ノ他ニハ法人役員、組合理事、武道、土地管理、労働者、傭人等ト記入シタルモノヲ集括セリ

主なるものにつき前回と比較すると次表の如くなる。

今回	前回	總數	商業	農業	會社員	銀行員	官公吏	教育家	醫師	工業	宗教家	軍人
3,401	3,401	878	672	533	67	533	354	266	180	29	7	

五卒業後の方針

卒業後の方針 希望する職業の數によつて順位を附け、前回のものと比較すると次の如くなる。

今回ノ順位	前回の順位									
	總數	行政官	商工業	教育家	技術家	銀行會社員	司法官	醫師	學者	銀行員
3,401	3,401	878	672	533	67	533	354	266	180	29

之によると商工業希望者(今回は四七名)が減じ、銀行會社員希望者が増してゐる。但し數字に現はれた大差は前回

と今回との集計上の方法差別に基くものと思はれ、大體の變化は考へられるが數字ほどの相異はないと思はれる。各學部に於ける希望 各學部學生の卒業後の方針を順位によつて挙げると次の如くであつて各々特徴がよく出てゐる。

一	行政官 八六	醫師 三〇七	技術家 三三五	教育家 四六六	學者 六九	行政官 一六六	會社員 三三三
二	司法官 三三三	學者 五二	會社員 三三	學者 八二	教育家 六二	技術官 六四	銀行員 二二三
三	會社員 三三三	軍醫 三三	技術官 三三	記者著述家 六六	研究繼續 三三	技術家 三三	行政官 六六

六 食事の場所

學内の食事者 朝食は勿論學外が多数であるが、それでも五八七名、即ち總數の一割以上の學生が學内食堂を利用する。晝食は四四一名、即ち總數の八三・八九%が學内で食事する(之には少數の辨當持參者が含まれてゐる)。夕食は七五一名、即ち朝食の時よりは一六〇名餘多くの學生が學内で食事する。

學内食事者數	朝食	晝食	夕食
	五八七	四四一	七五一

宿所と食事 宿所に別して食事の場所を調べて見ると、借間は勿論、アパート、素人下宿、下宿屋等に居る學生の相當多くが學内で食事を採る。之を朝食に就て見ると次の如くである。

朝食ヲ學内デナス學生數	借間	アパート	素人下宿	下宿屋	借家	知人	親戚	寄宿舎	自宅
宿所別學生數ニ對スル割合	六〇・四	三〇・六	一・七	一〇・三	五・三	四・四	二・八	一・〇	〇・七

七 講義外の勉強場所

主なる勉強場所 自室と圖書館とを利用する者が全體の半数以上を占め、自室のみの者が之に次ぎ二八・二七%、其他は著しく少ない。

自室に於ける勉強 自室に於て比較的勉強出来ると思はれる場所は自宅(自室勉強者の三三・三三%)と寄宿舎(同三三%)とであり、多少不便と思はれるのは借間(同二〇%)と下宿(同二〇・九四%)とである。

八 講義外の勉強時間

勉強時間と學部 講義聽講、課せられたる實習等以外の自由なる勉強時間は三時間より四時間のものが最も多く、百人中五人程が一時間以下、四人半程が六時間以上勉強する。學部としては工、醫、農が稍々勉強時間が少ないが、之は實習に相當時間を取られる關係である。

九 スポーツ時間

學部及一日平均スポーツ時間別學生數

學部	總數	一時間以下	二時間以下	三時間以下	三時間一分以上	記入ナキモノ及不詳ノモノ
法	五、四〇二	二、八四三	四三三	三三三	三三	二、〇六
醫	一、七三二	九〇五	四三三	三三三	三三	六七七
工	四九二	三三三	三三三	三三三	三三	一七
文	八〇七	四〇〇	三三三	三三三	三三	二八
理	七九	三三三	三三三	三三三	三三	一〇
農	三三三	三三三	三三三	三三三	三三	二六
經	四三三	三三三	三三三	三三三	三三	二六
總數	八、八六三	三、七二七	一、六三三	一、三三三	一、三三	一、六六二

十 起床時刻と就眠時刻と睡眠時間

起床時刻 午前六時から七時までの間が最も多く三一四六名で總數の五八%強に當り、午前五時以前に起きる者が六八名ある。

就眠時刻 午後十時から十一時までの間が最も多く二三二一名で總數の四三%弱に當り、十二時以後に就眠する者も相當多く三六七名ある。下宿屋、借間、アパートに於ては普通より遅く十一時より十二時の間に眠るものが最も多い。

睡眠時間 普通想像する如くに七時間より八時間の間が最も多く二五七一名で總數の四七%強に當り、五時間未満の者が一九名ある。

十一 勉強・スポーツ・睡眠の時間の割合

學部別一日平均勉強時間、スポーツ時間、睡眠時間

學部	總數	勉強時間	スポーツ時間	睡眠時間	其ノ他
法	二、四〇時	三・八時	一・〇時	七・七時	二・二時
醫	二、四〇時	四・〇時	一・〇時	七・六時	二・〇時
工	二、四〇時	三・〇時	一・〇時	七・六時	二・〇時
文	二、四〇時	三・八時	一・〇時	七・七時	二・〇時
理	二、四〇時	四・三時	一・〇時	七・六時	二・〇時
農	二、四〇時	二・八時	一・〇時	七・七時	二・〇時
經	二、四〇時	三・〇時	一・〇時	七・六時	二・〇時
平均	二、四〇時	三・八時	一・〇時	七・七時	二・二時

十二 スポーツ

學生及スポーツ種類別學生數

學部	總數	法	醫	工	文	理	農	經	學部	總數	法	醫	工	文	理	農	經
野	八、八六三	八八二	四六二	一、六五	四〇三	七四三	一、四八一	一、〇〇	庭	一、〇〇	三三六	二二五	一三三	九七	三三	二七	一六二
球	二、〇五	六二	一九	三〇	二三八	七	一六八	四〇	水	九二	二五三	六七	一六	九〇	三	四六	一六四
總	二、〇五	六二	一九	三〇	二三八	七	一六八	四〇	泳	九二	二五三	六七	一六	九〇	三	四六	一六四

五二〇名程の人名が挙げられてゐるが、その中五〇以上の数を得た人物を揚げると次の如くである。

八〇

西郷隆盛 二五	吉田松陰 九〇	親
ゲート	カノン ト	リ
キリス ト	乃木希典 六三	トル
東郷平八郎 九	日蓮 六三	ベイト
釋迦 九	野口英世 六	トイ
		ペン
		五〇

學部別に主位の人物を見ると、法、工、農、經は西郷隆盛、醫は野口英世、文はゲーテ、理はフランクである。

十五 趣味娛樂

學部及趣味娛樂別學生數

學部	總數	法	醫	工	文	理	農	經	學部	總數	法	醫	工	文	理	農	經
總數	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	登山	六三三	一七三	六七	二二	六三	四二	七七	八二
俳句	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	一、三九〇	觀劇	五九	一八七	五	七五	一〇	二五	六	
詩歌	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	文藝學	五八	一三三	五	五	一〇	二	九	
俳諧	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	旅行	四八	一三三	五	五	一〇	二	九	
國畫	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	繪畫	四八	一三三	五	五	一〇	二	九	
音樂	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	球	三二	一四八	六	四〇	四	二	八	
散步	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六		二六	一四八	六	四〇	四	二	八	
寫眞	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六		二六	一四八	六	四〇	四	二	八	

學部	總數	法	醫	工	文	理	農	經	學部	總數	法	醫	工	文	理	農	經
讀書	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	二、六三三、五八〇、八五、七六一、七四四	ラヂオ	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
麻雀	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	登山	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
ハイキング	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	狩猟	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
詩歌	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	ライヴ	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
俳句	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	寄席	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
談話	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	植物採集	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
園藝	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	彫刻	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
書道	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	機械工作	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
釣道	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	茶湯	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
魚釣	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	刀劍研究	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
切手蒐集	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	食道	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
レコード	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	其ノ他	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
美術賞	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	記入ナキモノ	三三	一〇	三	二	三	二	一	二
學術研究	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六	一、二六六		三三	一〇	三	二	三	二	一	二

1、同一人ニシテ二種以上ヲ記入シタルモノハ其ノ種類毎ニ採録セリ
2、其ノ他ニハ勝負事、喫茶以下四六種ヲ集括セリ

前回は園藝、映畫、音樂の順であつたが、今回は映畫、音樂、園藝の順である。但し集計の方法は二種以上の記載のあつた場合、前回はその初筆のみを採り、今回はその全部を輯録した相違がある故、確實なる比較は不可能である。

十六 愛讀書

種類 十位までを挙げて前回と比較すると、依然文學が首位であるが、經濟、法律、哲學、宗教、歴史等の讀

書が増加し、政治、社會に關するものが減少した如く想像せられる。

前回ノ順位	文藝	政治	社會	經濟	法律	科學	哲學	小説	工學	宗教
今回ノ順位	文藝	經濟	法律	自然科學	哲學	宗教	政治	社會	歴史地理	小説

學部との關係 各學部に於ける首位のものを見ると、醫、工、理、農は自然科學、法は法律、文は文藝、經は經濟である。

十七 購讀雜誌及新聞

雜誌 記載せられたるもの種類は五百以上に及び、殊に専門學術雜誌の種類が多い。この内、購讀者多きもの十種を選んで、五十音順に挙げると次の如くなる。エコノミスト、改造、キング、科學智識、經濟往來、思想、中央公論、文藝、文藝春秋、法學協會雜誌。

新聞 總數八四二五の内二〇〇以上の購讀者を持つた新聞は六種で、之を五十音順で挙げると次の如くなる。帝國大學新聞、時事新報、東京朝日新聞、東京日日新聞、報知新聞、讀賣新聞。

十八 宿 病

最も多きは前回と同様消化器病で、之に次ぐものは神経系病、痔疾等である。前回と比較して減少してゐる病種は消化器病、全身病、脚氣であり、又著しく増加してゐるものは痔疾、神経系病である。

前回	九〇九	器消	系神	痔疾	疾耳	器呼	眼疾	全身病	脚氣	器循	疾齒	器泌	皮膚病
今回	一、二三四	三四五	一五六	一五〇	一四	二四	四三	三六	二九	二六	三三	一六	一一

十九 保 健 方 法

學部及保健方法別學生數

學部	總數	法	醫	工	文	理	農	經	學部	總數	法	醫	工	文	理	農	經
乾布摩擦	三三	二六	二	二	二	二	二	二	深呼吸	三〇	二二	二	二	二	二	二	二
入浴	三〇	二二	二	二	二	二	二	二	静座	二八	二〇	二	二	二	二	二	二
營養服用	二六	一六	二	二	二	二	二	二	冷水飲用	二〇	一〇	二	二	二	二	二	二
關藥	一〇	一〇	二	二	二	二	二	二	營養主義	〇〇	〇〇	二	二	二	二	二	二
營養主義	〇〇	〇〇	二	二	二	二	二	二	食主義	〇〇	〇〇	二	二	二	二	二	二
米食	二二	二二	二	二	二	二	二	二	其他	二二	二二	二	二	二	二	二	二
記入ナキモノ	八六	二四	二	二	二	二	二	二	其ノ他	二四	二二	二	二	二	二	二	二
總數	六、七九二、二〇五	三、二八〇、〇九八	六、二	九七七	九九八	三〇四	五八一、二六	五八一、二六	總數	八六	二四	二	二	二	二	二	二
散步	三、二八〇、〇九八	二七四	二七四	四一五	五一八	二二九	二五二	二五二	法	二四	二二	二	二	二	二	二	二
運動及競技	九七三	二八六	二七九	一八九	一〇九	二七	九六	一五九	醫	六	七	二	二	二	二	二	二
體操	六四三	二四二	二四二	七四	九六	三三	三九	一〇三	工	一八	七	二	二	二	二	二	二
冷水擦	二〇三	八三	二七	一九	二七	三三	三	三	文	二八	八	二	二	二	二	二	二
睡眠	二二七	四八	二二	二四	二二	四	二	二	理	六九	二	二	二	二	二	二	二
早睡早起	二二七	四八	二二	二四	二二	四	二	二	農	五九	四	二	二	二	二	二	二
自衛術其法	八六	三〇	二七	二四	二二	四	二	二	經	二八	六	二	二	二	二	二	二
節制	八六	三〇	二七	二四	二二	四	二	二									
靜安ナル生活	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇									
規則的生活	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇									
日光浴	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇									
冷水浴	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇									

1、同一人ニシテ二種以上ヲ記入シタルモノハ其ノ種類毎ニ採録セリ
 2、其ノ他ニハ薄着、新鮮ナル空氣以下二七種ヲ集括セリ

保健の方法は散歩が断然多く三二八〇で總數四八・六七％に當り、次は運動及競技(九七三)、體操(六四四)、冷水
 摩擦(二〇三)、睡眠(二二七)、早寢早起(一一七)の順である。

二十 酒 と 煙 草

酒は飲まぬ(即ち好まぬ)者が三〇八三名で、飲む者二〇八二名より約一〇〇〇名多く、煙草は喫む者が二六八一
 名で喫まぬ者二五八六名より約一〇〇〇名多い。學部別に酒及び煙草を嗜好する者の數の割合を取つて見ると次の如く
 である。

各學部 ノ百分 比	法	醫	工	文	理	農	經
酒	四〇	元	三五	三	一九	元	四
煙 草	四九	四五	四五	五二	三一	四五	六二

二十一 社 交 機 關

社交機關の選擇 一週間に一回以上出入する社交機關を調査したものであるが、その選擇の種類から言へば、喫茶
 店のみの一九三〇が最も多く、喫茶店及び玉突場の三九二、玉突場のみの一三四が之に次ぐ。

社交機關の出入數 社交機關別に出入數の多きものから順次に挙げると次の如くなる。喫茶店、玉突場、麻雀俱樂部

部、善將棋所、ダンスホール、カフェー、喫茶店の内には學内の喫茶所も數へられてゐる筈である。

二十二 主義又は世界觀

主義・世界觀の種類 複雑なる内容を簡單なる成語で記載することの困難なるを知りつゝ試みに「信奉する主義又
 は世界觀」の欄を設けたところ、記載なき者は一八一九名で、其他の三五八三名は之を挙げてゐるが、その内容は甚
 だしく多種多様であつて、近似せるものによつて概括しても猶五〇餘種の多きに及んでゐる。就中一〇〇以上の數を
 得たものを五十音順に列挙すると以下の如くである。基督教主義、人格主義、人道主義、日本主義、佛教主義、文化
 至上主義、理想主義。

二十三 父兄の職業と學資受給額との關係

家庭より受給する學資の一月平均額 四十四圓十六錢である。

父兄の職業の種類による受給額の高低 一月平均受給額の最も多きは貸地貸家業の五十八圓九十六錢、最も少な
 きは事務員の二十二圓八錢であつて、多くは總平均額に近いが、法務、商業、醫療等に從事する者が稍々多く支給し
 交通業、鑛業、著述業等に從事する者の支給額の低いのが眼に附く。

二十四 學資の給與先と受給額との關係

給與先の種類 家庭のみより學資の全額を得る者が最も多く全體の七六・二〇％(前回八〇・三六％)の四〇〇七

名、次が家庭及び青英會よりの二八〇名、家庭及び内職の二四三名、家庭及び他人よりの一五四名、他人のみよりの一〇〇名、青英會のみよりの八九名等である。學資の幾分かでも青英會より受給してゐる學生總數は五九八名、内職をなす者は五三三名であつて後者のは前回の三五八名より増加してゐる。

給與先と受給額との關係 青英會・他人・内職による五十四圓十八錢が最も高く、家庭のみによる四十八圓三十五錢が之に次ぎ、最も低きは内職のみによる三十六圓八十六錢、次は青英會のみによる三十八圓六十四錢である。

二十五 宿所と學資支出額との關係

宿所別の學資支出額 最高は家を借りてゐる者の七十二圓九十五錢、最低は自宅通學者の三十三圓十五錢、之を高しものから表示すると次の如くである。

借家	アパート	下宿屋	素人下宿	寄宿舎	借間	知人	親戚	自宅
七二・九五	六七・二六	五九・〇六	五九・三三	五三・三三	五〇・〇五	四五・六五	四四・九三	三三・一五

間代有る者と無き者 間代の記入ある者即ち自ら間代其他の支出をなす者と、その記入なき者即ち自宅其他に在つて間代、電燈代、朝夕の食費等の支出の要なき者とは支出平均額が相當異り、次の如くなる。

間代有る者	間代ナキ者	總數	支出平均額
二九五一	二二二五	五一一六	三七・八八
			三三・九四

之を以て見れば、授業料を別にして一ヶ月の學資は地方よりの學生は大體四十八圓、自宅よりの通學生は二十四圓程度を普通とする。

支出額が稍々平常の者とは異なる者、即ち間代あり學資が四十圓以下の者三〇〇名、間代なし學資が十五圓以下の者八七名、間代あり學資が七十圓以上の者三三九名、間代なし學資が四十五圓以上の者三〇八名が発見される。之を併せて考へれば學資支出の普通以下に少き者の總數に對する割合は七・四七%、普通以上に潤澤なる者の總數に對する割合は一二・五〇%である。

二十六 學部と學資支出額との關係

學部別支出額 全體の學生の學部別による支出平均額は次の如くである。

醫	經	法	文	工	農	理
四九・九七	四九・二二	四七・五一	四七・〇七	四六・八七	四五・七九	四四・六〇

二十七 學資金の使途

學資金の使途の内譯 間代ある者となき者とに分ち、學資金使途の内譯を明かにし、各費目の全體に對する割合を記すと次の如くなる。

間代ナキ者	間代アル者		總額	授業料	食費	間代	電燈代	通學費	文具代	書籍代	娯樂	社交費	藥價	諸會費	雜費
	比	金													
100.000	25.65	100.000	77.88	9.35	26.57	9.56	1.07	1.15	8.33	4.80	0.60	1.55	4.89	3.46	10.19
比例	金額	比例	金額												

昭和四年度との比較 間代の記入ある者に就いて前回即ち昭和四年度との學資金額を比較して見ると、今回即ち昭和九年度に於ては、總額に於て十三圓十四錢の減少を見てゐる。内譯に於ては殊に食費の五圓六十六錢減が目立つてゐる。

前	今	差	總額	間代	食費	研究費	雜費
61.66	48.33	(-) 13.33	(-) 13.33	21.96	3.33	3.78	14.69
9.65	9.65	0.00	(-) 2.40	1.65	1.65	8.93	3.37

學部別支出内譯 間代ある者に就いて各學部別に支出内譯を見、各項目に就いて支出額多き學部より順位を附けると下表の如くなる。書籍文具費が醫學部十一圓六十二錢に對して農學部六圓八十錢、諸會費工學部二圓九錢に對して理學部一圓二十一錢等が目立つてゐる。

會	業	娛	書	間	食
費	費	費	費	代	費
工	法	經	醫	經	經
2,091	0,681	5,711	11,231	10,101	17,171
農	經	工	理	法	工
1,731	0,651	5,331	9,901	9,671	16,851
文	文	醫	文	工	理
1,651	0,551	5,201	9,151	9,681	16,831
醫	理	農	經	醫	農
1,631	0,491	4,771	8,811	9,561	16,711
經	工	法	法	理	醫
1,461	0,481	4,841	7,801	9,441	16,661
法	醫	文	工	文	法
1,331	0,361	4,131	7,531	9,001	16,571
理	理	農	農	文	文
1,311	3,881	6,801	8,731	15,841	15,841

二十八 疊數と同代

現住地別一人當疊數及間代

現住地	疊			間		
	學生數	疊總數	一人當疊數	學生數	間代總額	一人當間代
總部總數	2,635	15,935	6.0	2,932	28,335	9.6
市部總數	2,615	15,566	6.0	2,894	27,649	9.55
郡部總數	15	93	6.2	14	113	8.09
他縣總數	18	113	6.3	13	113	8.69
記入ナキモノ	15	101.0	6.7	10	19.0	9.92

「學生數の最も多い本郷區の間代は高い方で、豊島區小石川區が稍々安い方に屬する。」

學生生徒の左傾思想事件數調

—自昭和三年度至昭和九年度—

學校種別	年度別							計
	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	
帝國大學	一二	二二	四七	九六	五七	四四	三九	三一七
官立大學	〇	三	一二	一三	三二	九	一	七〇
公立大學	〇	三	一	一〇	七	一	〇	二二
私立大學	六	二七	六八	七四	四九	四三	二〇	二八七
大 學 計	一八	五五	一二八	一九三	一四五	九七	六〇	六九六
官立高等學校	二六	二五	八〇	八四	五五	一一	五	二八七
公立高等學校	一	〇	三	一〇	九	二	〇	二五
私立高等學校	一	一	二	四	〇	一	〇	九
高等學校計	二八	二六	八五	九八	六四	一五	五	三三一
官立專門學校	九	六	二八	二七	二九	一二	五	一一六

種 計	年度別							計
	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	
公立專門學校	七〇	九〇	一四	二九	一八	九	一〇	一一二
私立專門學校	一六	一五	四三	六〇	五〇	二四	一六	二二四
專門學校計	一六	一五	四三	六〇	五〇	二四	一六	二二四
師範學校	一	三	一二	二五	六	二	〇	二九
中學	九	一三	一七	二二	一七	七	一	八六
高等女學校	一	一	一	三	七	四	〇	一七
實業學校	二	四	六	七	六	四	〇	二九
中等學校計	一三	二一	三六	三七	三六	一七	一	一六一
各種學校	〇	〇	一	七	一〇	四	一	三三
總計	七五	一一七	三〇三	三九五	三〇五	一五七	八三	一四三五

(注意)

本統計は學生生徒の左傾思想事件數に關するもので、教育關係に於ける思想事件の總數を示したものである。單に學校を中心としてみてもこの外に教職員の事件があり、教育關係全體からみれば更に青少年團・青訓等の左傾思想事件並に右傾事件の全部を加へねばならぬ。

推薦及紹介圖書内容梗概 (十)

思想問題に關する圖書の推薦及紹介に關しては、既に九回に亘り合計十九書を推薦し、六十書を紹介したが、昭和十年五月第十回發表として左の六書を夫々推薦又は紹介した。

推薦

書名	著作者	發行年月日	發行所	定價	頁數
神ながらの道	寛克彦	昭和九年八月三十一日 訂正第二刷	東京 岩波書店	四・五〇	六八〇
教育學說と我が國民精神	吉田 熊次	同 九月十一日廿三日	東京 目黒書店	四・二〇	五〇六

紹介

書名	著作者	發行年月日	發行所	定價	頁數
歸依と行善	金子大榮	昭和六年二月一日	東京 萌文社	一・二〇	一九八
明治天皇御製と皇國精神	杉浦幸平	同 九年十月一日	東京 藤井書店	二・〇〇	二五〇
民族性と神話	松村武雄	同 九年十月三十日	東京 培風館	三・八〇	四三九
儒教道徳に於ける君臣思想	手塚良道	同 十年二月三日	東京 藤井書店	四・〇〇	四五五

今右六書の内容の梗概及推薦又は紹介の要旨を次に摘録する。

尙茲に所謂推薦及び紹介の趣旨を述べれば左の如くである。即ち、思想問題に關する圖書にして學生生徒並にその指導訓育に當る者に對し、(一)健全なる思想の涵養上有益にして推奨すべきものと認めらるゝものは之を推薦とし(二)穩健なる思想の涵養上又は指導訓育上の参考となるべきものは之を紹介とするのであつて、之は官公私立の大・高等・専門學校長に對して通知されるものである。

推薦

寛克彦進講 神ながらの道

本書は大正十三年二月十六日より五月六日に至る間に八回に亘り沼津御用邸に於いて、皇后陛下の御前にて寛博士が進め奉りし講演の速記にして皇太后宮職藏版であるが、其の後博士が之を補修し、今回岩波書店より一般に頒布を許可されたものである。

博士の敘述は三段に分たれ、第一段は別天神並に神世七代の神々について述べられ、第二段は神代本紀と題せられ、那岐那美二神より天孫御降臨に至るまでを取扱ひ本書の最も主要なる部分をなし、第三段は神武天皇、崇

神天皇、應神天皇に於いて如何に神代本紀の精神が現れてゐるかを述べられてゐる。

第一段 別天神並に神代七代の神々

博士は先づ神の概念から敘述を始める。神とは萬我萬物の歸一せる全一であり、これは各自を超越すると共に各自に内在してゐる。而してこの神は又「みこと」とも申し上げるが、「みこと」と神とは概念上は大差ないが、たゞ拜がむ實修より兩者の相違が生ずる。即ち「高貴な價值ある人格者」として冷靜に客觀的に觀念する場合に「みこと」であり、冷靜に客觀的に觀念するのみでなく人々の實際の修養に重きを置き、貴き御人格に合一し奉らむと志し熱烈に追進する場合に「神」と申し上げるの

である。斯くて博士は神及び「みこと」の觀念を明らかにした後に造化三神の事に及ぶ。天之御中主神は一切の神を統一し給ふ神で有限と無限を含みながら之を超越し給ふ神である。又我が日族は此の天之御中主神の御存在を信ずると共に有るが故に有らしむることを本質とする高皇產靈神、神皇產靈神を信じ奉つてゐる。これが造化三神であつて神の本位である。天之御中主神はたゞ巖り固りたる御存在ではなく、皇產靈神として見奉ることが必要である。產靈の活力として見奉れば一切の活力が調和して何事もおはしまさぬ様に見ゆるのである。そこで神とは實に有るが故に有らしめ、有らしむるが故に有ると申す追進の過程に於いて信ずるを得、人と神との關係の如きも亦、神の追進、人の追進の融合として認められ得る。

次に博士は有限無限を共に含む以上の造化三神は無限を掌り給ふ宇麻志阿斯訶備比古遲神、天之常立國神として現れ、他方有限を掌り給ふ國之常立神、豐雲野神とし

て現れ給ふと説き、更にこれ等有限と無限の双方を前提として是等の双方を兼ね掌り給ふ御性質の神々には宇比地邇神を始め伊邪那岐、伊邪那美、二神に至るまで十柱在らせますと云ひ、これ等の神々につきその御性質、意味を説明し、降つて那岐那美二神の天地創造の事に及んでゐる。

那岐那美二神の天地創造は自然科学上の事實と解してはならぬ。この二柱の神はたゞ單に歴史的の言葉でいふ人間を申し上げるのでなく、宇宙の生命「いざなの意氣込」を申し上げるのである。然もその創造は偶然を超越せるもので「天つ神諸々のみことを以ちて」即ち天神一切の御神格に合一して創造し給うたのであると前置きせられ、大八島國及びその上に諸々の神々を産み給うたこと、伊邪那岐神の禊祓のこと、及び祓により生りませる神々につき説明して第一段を終る。

第二段 神代本紀

神代本紀は三貴子の御出生及び御分掌の説明を以つて

始まる。先づ天照大神、月讀神、須佐之男神の三貴子の御出生の状況及びその意義を説明し、この三貴子は、平面的に見奉れば、人間の本質たらせ給ふ神々であり、縦に時間の上に見奉れば人間の御先祖であらせらる。而してその中とり分け天照大神は、伊邪那岐神が「宇宙の根源たらせ給ふ一切の神々を御一體として有し給ふ御自分の御魂」を抜き取り之を天照大神の御靈と爲し給はれし御方にて、又御位種子之神とも申し上げ、有りとも有らゆる價値の根源及び標準と仰ぎまつてゐる。而して三貴子の御分掌に關しては、天照大神は高天原を知らし召し給ひ、月讀神は之を御助け申し上げ高天原を知らし給ひ建速須佐之男神は荒魂の神であるから豐葦原を主宰し給ふこととなつたと云はれ、次に高天原に於ける天孫御降臨の準備として、須神の参上り、天安河原に於ける誓、及び天岩屋戸の事について語られる。

天安河原に於ける誓の御實行は須神の清明心の御證明であつて、これによつて八皇子が生れ給ふた。即ちこゝ

で和魂を中心として荒魂を具備し、現實界に理想を實現すべき神様がお生れ遊ばされたのである。而して八皇子の中五男神の物種は天照大神の「八尺五百津御統珠」であつて、こゝに萬世一系、彌榮の御本質が現れてゐると申され、更に進んで博士は天皇は天照大神の「御いのち」即ち御位種子神様、彌榮の萬世一系の御靈の御本質として、大御神の御表現であらせられ、永遠に彌榮の御光の主體であらせらるゝ事を明らかにしてゐる。

扱て建速須佐之男神は高天原に於いて清明心の證明が立つたと思はれたことが御油断となつて、それより種々な御亂行が始まり給ふ。大御神はこれを以て御自身の御修養が足りない所であるとせられ、全責任を御自身に引受けられて、清明心の御修養をなさる爲めに天岩屋戸にお入りになつた。

次に天岩屋戸の段の説明に移り、この天岩屋戸の禊祓は禊祓の精緻なるものであつて、國體、國家制度の根本、政治の本義、神社並に祭祀其の他一切の祓は素より

大切な風俗習慣も皆天岩戸の精神より起つて居る。これは人間日族の最も深みある貴き生活経験を簡單明瞭に申し傳へて居るものであるとして、天の彌進河の神議りのこと、常夜の長鳴鳥を集へて鳴かしたること、根拔じの五百津眞榮木のこと、鏡、珠及和幣のこと等の精神について論じ、最後に天照大神の清明心と八百萬神の清明心とは天宇受賣神の神樂によつて合一され、こゝに高天原には益々清明心が輝くことゝなつたと述べられてゐる。次に豊葦原及び根の國に於ける天孫御降臨の準備として須神及び大國主神の國土經營について述べられる、元來、生命はどこ迄も現實を通して現れよう、現實の中に輝かう、現實の爲に働かうとする要求をもつが豊葦原の經營はこの高天原の生命を御迎へする準備に外ならない。須神は高天原に於いて清明心の御祓を御受けになつて、豊葦原にお降りになり、この御精神に基き豊葦原を整頓し高天原の種子播きをする御準備を開始せられた。須神は先づ家を興し、國土經營の基を作り給ひ、更に經濟生

活の基礎をも御立てになつたが、この須神の國土經營は大國主神によつて繼承せられた。大國主神の國土經營は豪邁にして自ら自己を恃んだ葦原醜男時代、祖先の神靈による権力主義の時代（八千矛神時代）、精神主義の神たる少名毘古那神と共同經營をせられた開明時代、次に自己の和魂を大和國三諸山に御祀りした理想信仰時代、の四の時期に分つて論ぜられてゐる。大國主神の國土經營は現實の側面よりのものであつて、いのちの側面に於いて缺けてゐる。自己の和魂を三諸山に祀つたとは云へ、尙不十分である。そこで大國主神の國土經營は高天原の和魂が堂々と御降りにならねば徹底されない。それ故國土經營が一段落になるとこゝに天孫を御迎へ奉らねばならないのである。斯くて敘述は天孫御降臨の事に移る。天孫天降りは、高天原の「いのち」の實現と解すべきであつて、之を一種族の他種族の征服とか、又は種族移動とか解してはならぬ。大國主神は、天つ神の御子にこれまで掌りし顯露のことを治ろしめす様に願ひ奉り、自

分は退りて幽事を掌ることを誓ひ給うた、天岩屋戸の段に於いて八百萬神が大御神を御輔翼申上ぐる御決心を明らかにせられたが、更にこゝで大國主神の御誓により現實界に於いて臣民が皇室の藩屏となり、輔翼し奉ることが永遠に定まつたのである。斯くて愈々天孫御降臨となつたのであるが、その際下された御神勅は彌榮を本質とせられる天照大神様が御自身の御魂の御本質の有りのままを御述べ遊ばされたものであつて、普遍的世界的根據を其の儘民族特殊の立場に於いて實現すべきものであることを宣り給うたのであると言つて御神勅の意義を述べられ神代本紀の項を結んでゐる。

第三段 彌榮

神武天皇の維新と御東幸、崇神天皇の維新、神功皇后、應神天皇の維新の三項目を取扱ひ、如何に神代本紀の精神と相離れずに國史が發達しつゝあるか、神代の信仰に依つて如何に上代の現實生活が定まつたか、上代のかしこき現實生活が如何に神代の信仰を鍛鍊したか等につき

述べられてゐる。

以上は本書の梗概である。惟ふに、神ながらの道については多くの學者が説をなし、夫々特色を見ることが出来るが、本書は眞博士の最も深き體驗から産み出されたものであつて、この種の著述の中で最も光あるものであることは争はれない。博士は神ながらの道は利用すべき道具を吟味する知識とは違ひ、道具と云ふ道具を使用する主人の心を鍊る道であるから承知致して居るが上にも承知し、之により生活して居るが上にも彌々油断なく其の實修を心掛くべきであると云ふ。こゝに博士の神ながらの道に對する根本的態度が窺はれる。斯くて博士は本書に於いて神典を介して御祖先の純粹なる理想信仰に一致し、その理想信仰を分析して自覺に高めようとせられる。即ち博士は神ながらの道を説くことによつて歴史上の事實を述べられると云ふよりも寧ろ日本の理想を説いて居られる。そして又隨所に明治天皇の御製その他を參照として引用せられ、本文の説明を補ひ、又佛教、クリ

スト教等と神ながらの道との比較にも及び、神ながらの道が夫等にもまして優れ、如何に彌榮を實現してゐるかを闡明ならしめてゐる。本書はまことに日本の思想信仰をその最も深い深みから明らかにせるものであつて、日本精神の認識が高調せられる今日、寄與する所多きを確信し、こゝに本書を推薦する。

吉田熊次著 **教育學說と我が國民精神**

前篇 教育學說と我が國民精神

本篇は昭和八年の帝國教育會の夏期講習會に於ける著者の連続的講演の速記を修正増補せるものである。

第一章 序説

我が國の明治以來の教育自體が我が知識階級を指導した歐米思想と同じ系統の下にあつたのだから、過去の教育事實並に教育理論の中に反省すべきものがあると思はれる。

第二章 スペンサーの教育學と我が國民精神

スペンサーの教育思想自體が悉く悪いのではなく我が國民精神を毒したのは彼の個人主義的自由思想である。その思想は、自我の自覺とか自我の主張を覺醒せしめた意味では或る功績を挙げたものと見得るも、それを最高のもの、窮極のものとして考へて、それ以上に尊重すべき我が國の道徳理想たる全體的價值規範を全く忘れ、全體的考察を輕んぜしむるに至つたのがその大なる弱點である。

第三章 ベスタロツチの教育學と我が國民精神

ベスタロツチは人間固有の性能の調和的發達を教育の基礎とし、後天的生活規範に關する訓練と現世的生活に必要な知識の陶冶を主としない。故に強い個人を作ることに於いては長所を持つが、それだけ個人主義、自由主義に陥り易く、之をそのまま適用すれば、所謂危險思想が助長せられる惧れがある。

第四章 ヘルバルトの教育學と我が國民精神

ヘルバルトの教育學は主知主義であると非難するものがあるが、彼が正確なる認識を獲得せしむることを主張

すること自體は、寧ろ我が國民性の弱點を矯正するに適當な影響を與へたものと思はれる。疑義を挟むべきはその道徳主義に關してである。その教育目的（道徳的品性の陶冶）と實際教育との連絡は不十分であり、暗黙の中に個人主義自由主義的社會觀、人生觀を道徳生活の内容規範たらしめんとしてゐて、結局はその教育說も亦個人主義的思想を我が國民に培養したに止まる。且又徳目を掲げて修身教授をすることを、ヘルバルト派の教育家が排斥した結果、我が國民精神の樞軸たる忠孝の徳、その他教育勅語に示されたる徳目の如きは殆んど顧みられざるが如き風潮を生ずるに至つたのである。併し従來の功利主義的風潮に對して理想主義的道徳思想を幾分なりと養ひ得、或は回復し得たことは、その五段教授法が我が小學校の教授法を進歩せしめたこと、共にその功績であるといへよう。

第五章 ベルゲマンの社會的教育學と我が國民精神

ベルゲマンの説は極めて幼稚であり、我が國民精神に

殆んど直接影響するところはなかつた。（理論上兩者が如何に關係するかは説いてある。）

第六章 モイマンの實驗的教育學と我が國民精神

その主眼とする所は教育の方法、特に教授法に關するもので、國民精神の問題とは直接に關係する所はない。併し實驗的教育學が經驗とか實驗、觀察とか歸納とかを重んずるが故に國民精神の教養に適せず、却て妨げとなるものであると考へるのは認識不足である。

第七章 ブツデの人格的教育學と我が國民精神

人格的教育學は畢竟するに精神生活主義を説くのであるが、單なる抽象的原論であつて、實際教育に關しては教育教授の方法を輕視するといふ弊風を獎勵した。加之その背景としてのカント哲學は本質的には個人主義なる故間接には我が國民思想を混亂せしむる種を蒔いたものと云へよう。併し一面、人格を高尙にするといふ長所を持ち、社會の墮落に對する公憤を我が教育界に惹起する原動力となり得た。

第八章 ナトルプの批判的教育學と我が國民精神

ナトルプは個人と社會との不可分の相互關係より社會的教育學を説いたが、その社會觀は十八世紀の機械的社會觀に屬するもので、その教育説は畢竟個人的たるを免かれぬ。又その批判哲學の據れる新カント派の價值規範は主觀的であり、且つ新カント派の自我の自由と創造とを主張することが、經驗的の自我の自由と創造とを主張することに理論的根據を與ふるものゝ如く誤解せられ、愈々主觀主義、個人主義的風潮を培養した。斯かる誤解せられた自由主義、創造主義、個人主義こそは危険思想を養成するものである。併し一面、自我の本性を高尙なものとして自覺せしめ、自我の理想を主張するといふ強い人格を養ふ上には役立つ所がある。

第九章 デルタイの文化教育學と我が國民精神

文化を重視し、歴史を尊重する點に於いて國民精神の教養と密接なる關係を持ち來するのであるが、日本では日本文化を理想とすることが文化教育學の理論に合するの

である。心理的、經驗的、社會的方面を十分に考慮に入れないのはその缺點である。

第十章 デュイの實用的教育學と我が國民精神

その學説は實用主義であり、十八世紀の個人本位の機械的社會觀に基くもので、教育目的論にしても方法論にしても、その儘では我が國民精神の根本を破壊する。

第十一章 ジャツドの科學的教育學と我が國民精神

ジャツドは現在の教育事實の調査を強調するのであつて、之を教育教授の方法に關するものと見做し、その上に我が國情に基く指導原理を置く場合には、我が國情に基く教育を徹底せしむる上に貢獻する所があると思はれる。

第十二章 將來の教育學と我が國民精神

將來の教育學は陶冶學の一であるとの自覺の下に建設せらるべきであり、強き國民精神的人格の陶冶に工夫を致すべきである。

後篇 教育及び國民精神に關する諸問題

本篇は著者の最近數年間に發表せる論文を集録せるもので、十二章より成るが、各章の間に直接的聯關はない。

その中國國民精神に關するものを擧ぐれば、「教育と國民精神」に於いては、教育と國民精神とが本質的に如何に關係すべきものであるかを述べ、兩者の關係をあるべき姿に返すため、永久の生命を持續し得る姿の國民精神（單に感情的でない）の研究闡明の必要なる所以を説き、

「思想問題と我が國の教育」に於いては教育の事實及び理論の二つながら、我が國體觀なり、國民道徳なりを破壊せんとするが如き心的傾向を培養せし所以を説いて反省を促してゐる。又「我が國民性の諸相」に於いては、我が國民性の自然的並に社會的環境、儒教、佛教の影響等に就いて論じ、更に我が國民性の特質が性格學上より見れば、實踐型、直觀型に屬することを述べ、「社會思想と我が國民精神」に於いては、社會理想の最高原理は社會集團自體の永遠の生命にある所以を論じ、我が國民精神が

學的に普遍妥當性を有する所以を明かにしてゐる。而し

て直接我が國民精神に就いて論じてゐるのではないが、「民族主義の倫理」に於いては、民族概念の規定の仕方により民族主義といつても色々あることを述べ、民族主義の倫理的規範を論じ、我が國の民族主義が完全なる倫理的價值を具備する所以を明かにし、尙國際主義との關係をも論じ、本質論としては民族主義が最高原理たるべしと説いてゐる。

以上の他本篇には、「教育とファシズム」「ナチスの教育理論と教育運動」「公民教育及び政治教育」「農村教育の諸問題」「郷土教育の意義及び價值」「合科教授の意義及び價值」「哲學と教育學」の七章があり、著者獨自の立場に於いて學究的に論述せられたもので、現時の教育の實際問題より見、或は教育學上の問題として興味深きものである。

尙本書には附録として、「琉球の社會及び文化」「其の後のフイロゾフイシエ・プロペドイテイク」の二論文が收められてゐる。

以上述べたる所によりても明かなる如く、本書は全く其の成立を異にせる二篇より成るが、その中心問題は我が國民精神と教育とに關するものであるから、本書全體に通じて一貫せる精神の存することは言を俟たない所である。著者は本書の前篇に於いて、明治以來我が國の教育界に行はれたる教育學說の一々に就いて、我が國民精神との關係を論じてゐるのであるが、それら學說の長短、功過兩つながら明かにせるは注目すべきである。而して特にそれら學說の根本たる社會觀、人生觀を反省批評しそれが我が國独自の社會觀、人生觀を破壊せんとする如き心的傾向を培養するに至つた所以を明かにせるは、正に從來の教育の缺陷の本質的なるものを指摘せるものと云ふべく、更に將來の教育學に於いては強き國民精神的人格の陶冶に工夫を致すべしとの主張は、新教育學建設の基礎を與へたものと云ふべきである。而して後篇の諸論文も亦、教育及び國民精神に關する正しき理解と自覺を與ふるものである。

斯くて本書は、常に國民教育の基礎を培ひ、教育及び教育學に正しき方向と根柢を與ふるのみならず、一般に讀者をして日本人としての眞の人生觀、社會觀に目覺めしめ、我が國民精神の徹底にまで導くものであると信ずる。

◆紹介

金子大榮著 歸依と行善

本書は著者が昭和四年七月から昭和五年三月に至る間前後八回に亘り連續講演せられたる記録に基き、著者自らが更に之を書き更めて成れるものである。本書の題名たる歸依と行善と云ふ言葉は聖德太子の「勝鬘經義疏」の中にある言葉であつて、著者はこの中に太子の根本精神が云ひ表はされて居るとし、而して太子を「和國の教主」と呼んだ親鸞の理解によつてその意を闡明し、宗教と道德との關係を明らかにせんとしたものである。

著者は先づ歸依と行善の字義の検討より始め、歸依と

行善の關係を明らかにし、一般に學問を解學と行學とに分つ時、歸依と行善は行學に屬するものであつて、これなくしては眞實の人間になり得ない様な智慧であると云つて、序論的説明を終り、次に聖德太子の勝鬘經義疏に於ける歸依と行善の出典について説明する。

義疏には歸依と行善を説く言葉は二ヶ所ある。その一は「今日、常住眞實を歎じて願つて歸依を爲すは、昔日の無常に歸依するに異れり。且つ行善の義は本歸依にあり、今廣く萬行の道を明かさんと欲す。故に歸依を以て首と爲すなり。云云」とあり、こゝに注意すべきは行善之義、本在歸依と云つてある。その義本といふことである、それは行善といふことの意味の本が歸依にある、即ち人間の生活が行善といはるべき意味を有つためには、必ず歸依に基かねばならぬと云はるのである。その二は「佛の眞實を歎じ常住に依らんと求むることは、本善を修せんがためなり、且つ歸依即ち昔に異れり、戒もまた昔に改まるべし、ゆへに今大受を受くることは昔日の

小乘の五戒に異るなり」とある。こゝで注意すべきは求依、常住、本爲、修善といつてあるその本爲といふことである。それは歸依の目的は修善にある、即ち行善の願ひに於いて歸依を求むるのであると云はるのである。以上の如く歸依と行善の二つは相離れず關係してゐるのである。歸依がなくても行善が出来るかも知れない。併し歸依のある行善は更に意味が深い、即ち第一に歸依なき行善は何となく戰鬪的であることを免れないが、歸依ある行善は平和的である。第二に歸依による行善に於いては一切の善はみな同じ價值を有つ、太子はこれを萬善同歸と云はれた。常住眞實なるものに歸依する限り、一切の善は同じ意味をもつこと、それは恰も日本の理想が念ぜらるゝ限り國民の業務はみな同じ徳をもつてゐると云ふが如くである。第三に歸依による行善は特に人格性をもつものである。近代の文化は人を機械主義に陥入り人格的の接觸も次第に見失はれて來た。この人格性を取戻すためには常住眞實の歸依を求むると云ふことが根柢

になければならぬ。

歸依と行善は以上の如き意味をもつが、これは實に太子が御自らの道とし、又日本の道として念ぜられたものである。聖徳太子は建國の精神を開顯せられた方であると云ふことは今日多くの史家の研究によつて明らかである。而してその開顯せられた建國の精神に於いて歸依と行善と云ふことが日本人の道として示されたのである。太子の佛教は決して單なる輸入思想ではなく、實に純なる日本の精神として攝取された佛教である。この點に着眼して親鸞上人は聖徳太子を「和國の教主」と呼んでゐる。この和國の教主に對しては所謂佛教徒と名告ぐるものだけでなく、日本人は總べてその教を聞かねばならぬ。而して和國の教主の歸依と行善といふ教を和國の教徒を代表して領解せるものが親鸞の思想ではないかと思ふ。斯くて著者は親鸞の立場から歸依と行善の眞義を掘り下げ、之を明らかにしようと努める。

先づ著者は歸依について論じ、何故に歸依と云ふこと

が生ずるかを問題にする。著者は人生生活の内觀と云ふことから出發し、佛教に於ける四聖諦の中、苦樂につき説明し、自性の反省が必然に自己をして歸依の態度を取らしめ、歸依するものとなつて歸依さるゝものを感じし、而して歸依さるゝものは親鸞に依りて不可思議光如來と名づけられたことを明かにする。次に歸依さるゝものは以上の如く如來であるが、歸依の領域即ち歸依すべきところ、は如來とは一應別なものであつて、これが即ち淨土であると云ふ。著者は淨土は第一に現前の世界に對して一つの高次の領域であつて、萬人の理想として我等に感ぜらるゝものであり、第二に淨土教の願生思想は人生を無視するものでなく、未來の安樂を願ふことによつて反省懺悔の生活をなすものであつて、この淨土こそは人生に意味を與ふる根據となつて居り、眞に人生を尊重するものは現前の虚假の生活を否定して未來の淨土を願ひ、眞に未來の淨土を願ふものは自己の反省に於いて人生に隨順すべきであるとして淨土の人生的意義を述べ、

淨土思想を以つて人生回避的詠歎思想であると云ふ非難に應へてゐる。

歸依にして以上の如くであるならば、如來に歸依し淨土を願生するものゝ人生生活は如何にあるべきであるかと云ふこと、即ち行善が次に問題になる。著者によれば、それは純一の心、無相の行と云ふ事である。即ち、如來に歸依し淨土を願生するものは超人生的の根據を有ちて人生に隨順するものである。歸依の領域をもつものは自ら純一なる至誠心を要求し、行善の至誠ならんことを要求する。又無相の行とは行じつゝ行じてゐると云ふ相のない行である。この無相の行は佛教の隨喜と云ふことの中に最もよく現れてゐる。而して隨喜の本質は超個人的な心の行なのであるから、無相の行は超個人的な所に最も特質がある。斯くて無相の行は個人の名に於いて行はれる個人善に對して、大衆の名に於いて行はれる大衆善ともいはれ得るものである。

この純一の心、無相の行は換言すれば自分と他人を區

別して見ない事である。自と他との關係は一方にては自他を分け、他方には自他一體でなければならぬが、この關係を事實實行の方から現はすものは敬と愛とである。敬愛は實に自他の關係の實踐的行智である。而してこの敬愛は自利利他無碍の境地に連なるものである。更に愛敬は一切の事象を尊重する心となるが、こゝから現實隨順と云ふことが生ずる。動に隨順する時自然に動を超越して靜に入る。されば現實に人生に隨順するものは自然に人生を超越する。然るにこの隨順と超越とは實に歸依と行善とから來る。歸依は即ち人生隨順の超越的根據である。斯くて著者は歸依と行善によりて現實隨順、人生諦觀が得られると云ふのである。

以上は本書の梗概であるが、之を要するに本書は親鸞によつて「和國の教主」と呼ばれた聖徳太子の根本思想とも見らるべき歸依と行善を著者が和國の教徒の心を以つて領解し開顯しようとなつたものである。近來日本精神の高調と共に往々に排外思想が伴ひ、佛教思想が

時に斥けられるのを見る。然るに日本建國の精神を開顯し、理想日本の建設のために一生を捧げ給へる聖徳太子に於かせられては、決して斯様なことはなく、日本の國家と佛教とは些の撞着もなく、佛教によつて日本精神は益々豊かにせられたのである。それ故聖徳太子の思想から歸依と行善なる言葉を取り出し、これが如何に太子によつて日本の道として念ぜられたかを知らしめようとする本書の如きは佛教を日本精神に反するものとして斥けようとする論者に一つの反省の機縁を與ふるものであらう。且つ又讀者は本書の中に述べられたる解學と行學の區別、無相の行、現實隨順の思想によつて、日本的東洋的なる思想の眞髓にも觸れしめられ、教へられる所が多いと信ずる。茲に本書を紹介する所以である。

杉浦幸平譯者 明治天皇御製と皇國精神

本書は世に所謂御製謹解といふ種類のものではなく、長くも至尊の御身を以つて御體認遊ばされし天地人生の

眞相を、御製を通して伺ひ奉り、これを教育の根本とし、以つて國民精神を不拔に培養せんとした著者が多年苦心して得られたものをこゝに纏めたものである。

「序論」に於いては先づ、明治天皇は御政務に御精勵遊ばされ、御いとまなき中からも「しきしまの言の葉の道」を御嗜み遊ばされたこと、而して御製を遊ばされる御態度は「まこと」即ち宇宙の奥底にまでふみわけて「天地もうごかすばかり」力強い言の葉を生み出さうと遊ばされる所にあつたこと、それ故御製は 天皇に於かせられては直ちに「敷島の大和心」の光を磨き出すことに他ならず、而もそれが御日日の御生活そのまゝであらせられたことを述べ、次に著者の御製拜誦の心持ちについて述べ、御製の拜誦はたゞ思想的に之を研究すると云ふのも又道德的に御教訓を仰ぐといふことのみでもなく、寧ろそれらにもまして、只管大御心をいたゞくといふ心持が基礎になつて居り、この心持の上に御思想を窺ひ、大御訓を仰ぐのであると云ひ、更に御製は「ときにつけ折

にふれて」うたひあげさせられたものであるから夫々獨立に完成して居り、一首一首單獨なものとして拜誦しても大御心は通するのであるが、全體の御製を背景とし、自餘一切の御製に支へられた形に於いて拜誦すれば一層よく大御心が透徹するから御製を渾然たる一體系として組織して拜誦することが必要であるとして本書成立の所以にも及び、序論を結んでゐる。

次に著者は第一編「御聖徳と皇國體」に於いては御製を拜誦して天皇の御本質を中心として日本精神の具體現たる我が國體を明らかにせんと努めてゐる。今これを要約すれば次の四になると思ふ。第一、我が國は神の定めし國である。即ち御神勅によつて君臣の分が定まり、儼として永遠に動かす、皇統連綿として萬世に統を傳へ給ふのであつて、我が國が浦安の國として天地の無窮と共にいや榮に榮えゆく根本基礎は實に茲にあるのである。第二、御歴代の天皇は御代々々々は代れども天祖の御遺體であらせられ御一方であらせられる。御心も亦御代々々

によつて變ることなく、天祖の御心そのまゝであらせられる。又何時の世に於いても國民は等しく陛下の赤子であり、皇恩に浴して各々その生を遂げ、生に安んじ、諸々の文化も亦皇室の保護獎勵によつて發達する國である。かくの如く御歴代の天皇は御一身を虚しうして皇祖の御心を體し、天業を恢弘し、以つて大孝を申べ給ふのである。第三、國民は代々々々を重ねて天皇に忠誠を致し皇運を扶翼し奉るを以つて本分とし、之を以つて最上の名譽とし、各々志す方面は異れども等しく歸する所は皇運の扶翼に他ならぬ。皇室は血統の上から申しても、現實の社會組織の上から申しても、我々の心持の上から申しても、確かに國民の宗家に在し、國民諸々の活動の由つて生ずる源泉に在す。國民は等しく大御心に攝取せられ大御心に歸一し奉る。これによつて億兆一心世々厥の美を濟し、以つて今日に至れる國である。第四、國體の精華は君臣關係の美といふてもよい。我が國は天ツ神定め給ひし國なれば、如何なる人爲をも超越し君臣の分は天

地の如く上下明かである。併し君臣の分の上では天地の距りがあるが、決して離れはしない、義は君臣であるが情に於いては父子の親しみがある。國家組織の上に於いても、天皇は最高の總攬者であらせられつゝ、諸々の有司は、天皇の御手足であり、國民は皆天皇の御力を分擔し奉るのであつて、君臣の分は千萬里の距りがあり乍ら、その關係は紙一枚の距りもなく、眞に一體となつてゐる。

第二編「大和心と皇道」に於いては第一編に述べた處を我々の心持の上と人の道の上に於いて説明しようとして居る。即ち皇國精神を主觀的な言葉を以つて言表するならば、「大和心」即ち日本人としての「まこと」である。それ故著者は第一章に於いて誠「目に見えぬ神の心」にかよふ心、神の御前に恥づることなき心について述べ、假令世間には邪なことが行はれるとも「目に見えぬ神の心」と離れずに公明正大「すみわたる大空の」如き朗らかな心を以つて人の世に處すべしといふ御聖訓を仰ぎ奉り、第二章に於いて大和魂、誠の發動についてその

勢の旺なる様子、誠の發するや至健至剛なるものであること、又それと同時に第三章に於いて誠は至つてやさしきものであることを述べてゐる。第四章に於いては以上の誠の心は人の人たる所以の本性で人はこれによつて自立し安立することが出来る。この心から離れずに之をしかと引締めて行くことが大切である所以を御製に順つて述べ、次に我々の日常生活はとかくこの心から離れ勝であるから離れたら又本の心に反らねばならぬ。その反省の手がかり方法といふことについて述べたのが第五章反省、第六章幼心、第七章修養と教育等の諸章である。

第三編は「天地自然」と題し、第一編と第二編とに洩れた御製、主として天地自然を御詠みになつたものを輯録し奉つてゐる。これらの御製の拜誦によつて清らかな世界に導かれて率直に天地自然と親しみ、清く明るく和やかな天地の大生命に融け込み天地萬物と融合一體の心持になり得るであらう。

以上著者が多年御製の拜誦によつて體得した皇國精

神の概要である。著者は御製を通して天地人生の真相に到達せんとしてゐるやうである。而して御製を體系的に拜誦しそれより日本精神を闡明ならしめんとする試みには多少の論議もあるかと思ふが、著者の敬虔な態度とその體験の深さとは皇國精神に關し讀者を教ふる所少くないであらう。

松村武雄著 民族性と神話

本書に於いて著者が考察せんとすることは、民族性・民族精神の特殊性若しくは個性が民族の心的産物の一つとしての神話の構成内容を如何に決定してゐるか、若しくはそれが這般の内容に如何に反映してゐるかといふ問題である。而して著者は本書に於いては埃及、希臘、羅馬、北歐、ケルト、日本等の主要なる文化民族を採り上げ、その民族性・民族精神と神話との交渉を論じ、その他の神話をもつ文化民族、例へばバビロニア人、アッシリア人、印度人、波斯人、伯來人、露西亞人、フィン族

メキシコ及びベルーの民族については必要の都度之を參考に引用する程度に止めてゐる。

著者は先づ第一章「序説」に於いて、こゝに問題にしようとする民族性・民族精神の意義並にそれに關する種々なる研究法、更に神話の意義並にそれが如何にして民族性・民族精神との聯關に於いて採り上げ得るかといふ理由について述べ、次に民族性・民族精神と神話との交渉關係の考察の仕方には、著者によれば、第一、神話を検討してそこに見出し得るところのものから或る民族に特有な性情、若しくは精神はかくかくのものであると推斷することに重きを置く行き方、第二、他の方面からの研究によつて或る民族に特有な性情若しくは精神はかくかくであると推斷せられてゐるものを受け入れて、神話にその證示若しくは反映を探すことに重きを置く行き方の二があるのであるが、著者は本書に於いては後者を採ると云ひ、そして神話から民族精神の正しい證示を得ることの方法並に注意について述べて研究の方法論を確

定してゐる。

第二章「埃及人の民族性と神話」に於いては、埃及人が精緻な靈魂觀と本來への深い關心を有してゐたこと、並に彼等が嚴肅堅實な操志を有し、やゝ憂鬱性で思索と回想を好んだが、併し知力的には稍々遲鈍で不活潑であつたこと、かうした心性の持主として彼等は生來頗る保守的であつたこと、更に女人を尊崇し、女性に社會的優越性をもつてゐたこと等が説かれ、一々その神話を以つて裏付けてゐる。

第三章「希臘人の民族性と神話」に於いては人生や現實へのナイーヴな執着、限定、具象明確の愛好、知力的理性的な心性、整調和への憧憬、光明と美との熱愛等の希臘人の民族性は宗教神話に反映しては、靈格を著しく人間化してゐること、神々の間に於ける社交性が濃厚であること、善の原則が悪の原則より有力であること、宇宙終局的觀念が缺漏してゐること等となつて現れ、又死後の生活に對して關心をもつことの少かつた彼等は、

埃及人が光明神ラーや生成神オシリスまでも冥界に引きずり込んだに反し、暗黒世界の神をも光明化し陰暗を持ちつゞけるハーデースを置き去りにして光明化せられたブルトーに大きな人氣を生ぜしむに至つた所以を説き、更に一方で美的藝術的であり、他方で知力的學術的であつた彼等は、宗教神話を一方で光輝あらしめたと同時に他方で神々しきものにしてゐると述べてゐる。

第四章「羅馬人の民族性と神話」に於いては、羅馬人の性情の特徴として實際的功利的であること、秩序組織の愛好、從つて法治的政治的な才能を多量に有してゐたこと、想像力に乏しく藝術に對する理解を缺いてゐたこと等を挙げ、宗教神話については神話の大部分は希臘よりの輸入であること、神と人との關係は極度に法律的に考へられたこと、更に又希臘人の産み出した抽象神は一つとして政治に關するものが無く、又倫理道德と交渉するものも見出されないが、羅馬人が産み出した抽象神は凡て實際行政若しくは國民道德に關するものであること

又國家意識が強く行政的才能を多分に有する羅馬人は國家建設を説く傳説を多く産み出してゐること等が敘べられてゐる。

第五章「北歐人の民族性と神話」に於いては、古代日耳曼人の性情は好闘性、剛猛性、意志強固、忍耐我慢、英雄主義等にあるとし、北歐神話の特質としては素朴な雄大味、剛健な英雄主義、力強い凝結的簡素、物凄しい陰暗の氣等が挙げられる。そして北歐神話は善惡二神の對立關係に於いて希臘の神話と對蹠的な對照をなし、惡の原則が善の原則に匹敵し、これら二つの原則が絶えず相争つて遂に二つながら破滅すると云ふ悲劇的な沈痛な神話を産み出したことについて述べてゐる。

第六章「ケルト人の民族性と神話」に於いては、ケルト人は豊かな想像力と微妙な詩的情緒に恵まれ、宗教的情操に富んでゐることを神話によつて裏付け、氣象と風物とは傳統的な彼等の不幸な史的境涯と相呼應して抜き難き憂鬱と悲哀とを植え付け、斯うした不幸な史的境涯

は英雄待望型の説話を生み、ケルト人は傳説によつて未來に對する自己慰安の放散口を求めたことが説かれる。

第七章「日本人の民族性と神話」に於いては、日本の神話は他の民族の神話には見出されない程よく纏まつて居り、これを貫いてゐる統一原理は、國家皇室を中心とする建國精神であると云ふ。又我が國の神話は直ちに歴史に連なり、神話にして歴史、歴史にして神話と見られる。これは他の神話に於いては見られない所であつて、神は神人的英雄を通して皇室及び我々臣民の祖先と血縁的に結びついてゐたと信ぜられ、そこに日本人の國民精神としての祖先崇拜の強健さがある。次に日本の神話の大きな特徴としては殆んどすべて文化神話から成り立つてゐて、自然神話が缺如してゐること、宇宙創成論を有してゐるのが宇宙終局論を有してゐないこと等が挙げ得るが、これは日本神話が國家皇室を中心としてゐるからであらう。又いづれの神話體系にあつても善の原則と惡の原則とが考へられ、或は對立し或は鬭争するが、日本

に於いては善の原則に對抗闘争する如き悪の原則は考へられなかつた。終りに日本人の民族性の主なるものとして、汚れや暗さを忌み嫌ふ潔淨性、現實の愛好と生活の明朗性、單純簡樸の愛好等が擧げられ、夫々神話に詳細なる證示を求められてゐる。

以上の如く著者は文化的貢獻に與かることの多大であつた民族、若しくは國民で且つ顯著な神話體系を有するものを探り上げて、その各々に於いて民族性・民族精神と神話とが如何に聯關し交渉してゐるかを考察し、兩者の密接なる相關關係を明らかにしてゐる。神話は或る民族が或る時代に實際に行動した事象そのまゝの記録ではないが、併しその民族が或る時代に實際に思惟した事象そのまゝであることは疑ひない。それ故神話の中に民族性・民族精神を見ようとする試みは是認されねばならぬ。本書はこの方面に於いて前人未到の境地を開拓してゐる。又日本の神話についても如何にそれが他の國の神話とは異つて國家的精神によつて貫かれてゐるか、又神

々の表象も如何に他國と異つてゐるかを明らかにし、日本精神の精髓にも觸れ教ふる所が多い。尙著者は獨斷を避け、科學的推斷を下さんと努めて居り、その論定も大體妥當と思はれ、又筆致流麗にして煩雜難解な考察を避け、平易に且つ興味的に問題を解明してゐる。これ本書を紹介した所以である。

手塚良道著 儒教道徳に於ける君臣思想

本書は孔子の君臣思想を中心に置き、之を支那の特殊なる社會事情を考量しながら述べたものであつて、我が國の君臣道との差異についても論及してゐる。

第一章「古典と道徳」

支那の古典を読んで感動を受くることは種々あるが、就中道徳的馨香が漂うてゐることを顯著に感ずる。支那古典に於いては政治の原理が道徳であり經財も道徳を本とする。教育、文學、武も亦道徳を本質とし根本とする。支那古典に道徳思想が顯著なることはハックマン、

チェンカー、フェルク、ウキルヘルム等の西歐の支那學者も等しく認むる所である。

第二章「道徳と社會」

倫理道徳は人は如何に社會的生活をし、如何なる社會を形成すべきやを問題とする。従つて親義別序信の五倫、仁義禮智信の五常がその根幹をなしてゐる。儒教は飽くまで世間的であつて、五倫五常は家庭、國家社會的生活をする人の道を要約したものである。

第三章「家族主義について」

支那の社會は家族主義を以つて發達し道徳修養も修身齊家を以つて本とする。家族主義を根本とするが故に凡ゆる古典に於いて孝道が重んぜられ、特に孝徳は六經の總會（鄭玄の六藝論）とまで云はれた。孝道と云ふも廣いが、要は父子親愛の純情を以つて根本とする、而して子が父母を慕ふの情を禮の上に現はしたものが斬衰三年の喪であり、又祖先崇拜となつては町重なる祭祀の展開となる。又祖先崇拜を中心とした家族集團の生活によつ

て宗法が確立された。而してこの家族主義的宗法は國家主義、君臣の道と結合して王者は天下の大宗、天下は一大宗となるに至つた。

第四章「周の封建制度、父子君臣思想の結合」

周は夏殷二代に鑑み、骨肉相争ふの道を拒ぐため兄弟相續を改めて嫡長子の相續法を確立し、衆子は之を地方に分散封建するの制を立てた。斯くて周は親親主義を以つてその政綱とする。併しこの親親主義は嫡子と庶子の區別を立てることによつても明らかなる如くその中に自ら尊尊の義を含んでゐる。親親の中に尊尊の義を含み、家族主義は國家主義と結合し、家の延長が國となり、情は父子にして義は君臣の形となつた。

第五章「君臣の稱謂並に其の關係」

君なる稱謂はその出典から見れば、種々なる方面から考察し得るが、要するに聖徳あつて萬民歸往し、天之に命じ統治者となつて立法行政司法の權を行使するものである。併し後世儒教に於いては法の行使者の意を主とせ

す、専ら徳治主義を主として有徳者を以つて君と謂つた。臣の字の原義は俯伏、屈服であつて、志を堅固にして君に事ふる者と解さる。次に君臣關係について云へば、堯舜の時代は禪讓思想に支配され、一面君臣の別嚴なる制度が存するが如きも、其の根本に君臣關係の極めて任意自由なるものがある様に思はれる。夏以後王位世襲となり、王位稍堅くなつたが、周公に至つて、宗法社會の封建制度を立てるに及んで君臣の分嚴として定まつた。周に至つて父子君臣合體され、教の上に於いては忠孝一本が樹てられたが、併し後世革命常なく事實上は忠孝一本は不可能となつた。まことに萬世一系忠孝一致は唯我が金甌無缺の國情に於いてのみ實現し得るのである。

第六章「孔夫子の君臣道」

原始儒教に於ける詩、書に著れた革命思想は我が國體には一致することを得ぬが、併し孔子の君臣道は最も我が國體に一致するものである。即ち水戸學派が孔子の教

を以つて我が國民道徳を翼賛するものなりとする見解は正當である。孔子は君臣關係に於いて放伐を認めざる絶對君主々義を以つて理想としてゐる。然らば孔子の君臣道の原理は如何、孔子は當時の亂れたる社會秩序の回復を以つて急務とし、周の禮制を回復して時弊を救はんとした。實に周の禮は道徳を以つて基礎とした社會秩序の具象化であり、而して禮の中心は仁義合體の君臣の義にあつた。抑々孔子の思想の根本となすものは仁である。仁は一貫の道であり、君臣の義は勿論五倫も凡てこの一貫の道に攝取せられる。而して仁は中に自ら義を含む。仁は主として一であり、義は差別である。君臣嚴たる差別に即して小義を捨て、君臣無限の至仁に没入する所に仁義の大生命に觸れることが出来る、仁義は人性の本然であり、社會成立の根本であり、天下一貫の道である。君臣道は又仁義に外ならぬ。論語に著れたる孔子の君臣道は誠によく我が國體の精華を助くる所以であると思はれる。

第七章「春秋の君臣思想」

春秋は臣子にして君父を弑するもの有りし故、孔子がその亂臣賊子を懼れしめ、綱常を扶植する爲めに作られた正名の書であると謂はれてゐる。春秋正名の本意は大陸華夷の辯を立て尊王攘夷の主意を示して民族の自覺を促し、内は王を尊び君臣父子上下尊卑の別を立て、司馬光の所謂天下を綱紀して社會秩序を維持し治國平天下の實を擧ぐるが其の精神である。春秋に於いて時に君の無道を示し之を弑して臣に罪なきが如く説くも、之は君不君ならば弑して可なりと云ふ意味ではなくして、往々にして君君たらざる者あれば、其の罪を責めて徳化を要求し、以つて後世治者の鑑戒を寫したものであらう。抑々君道臣道並び存するは支那古來の國體に淵源し、孔子もこの兩者を並び説いた。我が國にては臣道を説いて君道を説くに及ばず、君臣の義とは臣の君に事ふるの義である。我が國に於いて臣道を説いて君徳を云ふの要なきは世界に誇るに足る國體の精華である。

第八章「朱子の資治通鑑綱目について」

朱子の資治通鑑綱目は孔子の春秋に倣つて大義名分を明らかにし、正統を立て、尊王攘夷を説かんとするものである。所が正統の論は吾國にては皇統、神器の所在に就いて論ぜられるのであるが、支那に於いては國體上斯かることなく、朱子は大體天下を統一して四海に君臨したものと解し不徹底たるを免れない。次に朱子は君臣の大義を重んじ、假令歴史的には正統を完全に確立し得ないとしても、理想的には絶對不變を以て君臣の義としてゐる。君臣上一體變ることなく、生々發展して行く事が朱子の君臣道の理想であり、従つて通鑑綱目の根本精神である。

第九章「忠義傳について」

支那の正史欽定二十四史には晋書以下特に孝友傳と相並んで忠義列傳を立て、ゐる。今これを見れば、支那に於いては革命の際飽くまで前朝の爲めに節義を守つて社稷と運命を與にし、前朝の忠臣と云はれるものと、寧ろ

革命の新王者の招致に應じて新王に仕へ後朝の忠臣と云はるゝものとある。これは國體上然らしむる所である。

第十章「忠道について」

支那に於いては唐末宋初頃孝經に擬した忠經なる書が見れた。それによれば忠とは中であり、至公にして無私、忠信にして誠一、古文尙書に所謂惟精惟一、允執厥中一の道で帝王古來相傳の道に外ならない。又忠は説文に盡心曰忠とある如く誠實信實或は義理愛情等の徳を外に發揮するを云ふ。これは忠の廣義の意味である。君臣關係の忠は忠の特殊の場合である。この點で亦忠と云へば臣道を意味する我が國體とは異つてゐる。

以上は本書の梗概である。まことに上下四千年に渉る支那の君臣道は之を一概に論ずることは出来ない。堯舜湯武は禪讓放伐を教へ、孔子は絶對君臣の義を説き、孟子は放伐を説き民主を主張する。更に又王位の繼承に於いても正閔の論必ずしも一定しない。支那の君臣道は誠に多岐多端と云へよう。併し乍ら支那の君臣道を以つて

直ちに革命民本思想であつて我に危險思想であるとするは未だ事の真相を得たものではなからう、古來支那に於ける忠臣義士身を殺して仁をなし人を感泣せしむるものがある。就中孔子の君臣道の如きは最も我に近きものあつて、之を移して我が皇道を扶翼するに於いて適切なるものあると信ずる。古來儒者は我が先哲が資つて以つて我が國民道徳を發達助長し來りしものである。現時は外來思想に禍され、我が國體を變革せんとする不逞の徒も出づる所謂思想國難の秋である。支那の君臣思想の研究も取捨宜しきを得れば、嘗つて水戸學派がなしたる如く、我が國體觀念の涵養上資する所が多いと信ずる。こゝに本書を紹介する所以である。

選定圖書内容梗概 (七)

思想問題に關する圖書の選定に就いては、既に六回に互り合計五十七書を選定發表したが、昭和十年五月左の四書を選定した。

選定

書名	著作者	發行年月日	發行所	定價	頁數
歸依と行善	金子大榮	昭和六年二月一日	東京 萌文社	一、二〇	一九八
神なごらの道	寛克彦	昭和九年八月三十一日 訂正第二刷	東京 岩波書店	四、五〇	六八〇
日本精神と儒教	諸橋轍次	同 九年十月廿八日	東京 帝國漢學 普及會	二、〇〇	二三五
教育學説と我が國民精神	吉田熊次	同 九年十一月廿三日	東京 目黒書店	四、二〇	五〇六

右四書の中「日本精神と儒教」を除く三書は、何れも推薦又は紹介圖書として前項にその内容梗概を掲載してあるから、茲では「日本精神と儒教」に就いてその内容の梗概及び選定の要旨を掲げる。

尙茲に所謂選定の趣旨と述べれば、思想問題に關する圖書にして、中等諸學校の生徒並にその指導訓育に當る學校教職員及び教育關係者等に對し、穩健中正なる思想の涵養上又は指導訓育上資する所ありと認めらるゝものといふので、之は地方長官宛に通知せられるものである。

本書は著者が昭和九年八月群馬縣教員學識向上講習會に於いて、三日間に亘つて講演せられた速記を訂正上梓したものである。著者の儒學の研究は「儒學の目的と宋儒の活動」「經史八論」等に於いて見られるが、本書は最も平易に儒教の本質とそれが如何に日本精神の涵養に與つて力あつたかを述べたものである。而して第一講は日本精神と儒教との關係を論じ、第二講以下第六講までは主として儒教について述べてゐる。今その要旨を摘録すれば左の如くである。

第一講「日本精神と儒者との關係」

日本精神を明・淨・正・直によつて規定し、又瀟灑、淡泊、樂天を以つて國民性とする主張もあるが、これのみを以つて日本精神となすは不十分である。更に又我が三千年の歴史を顧みて統一性、永遠性、純眞性を以つて日本精神なりとする主張もある、これも勿論一理ある

主張ではあるが、併し日本精神を考察する時最も大切なのは建國の大精神大理想である。斯くて日本精神は國柄、國家の組織、國民の性格等の方面から考察せらるべきであつて、日本精神の精粹は第一は皇室中心思想であり、第二は家風尊重であり、第三は以上二者の複合とも見らるべき敬神崇祖の三である。

然らば儒教は以上の如き日本精神を如何に涵養したか、儒教は五倫五常を主として説いた道德教である。而して五倫五常の根本は忠と孝とである。それ故儒者は皇室中心思想を養ふに最も恰當の教である。次に儒教は大家族制度を以つて成立してゐる支那に發達したのであるから全體が家族制度を維持することに最も都合よく出來て居る。従つて我が家風尊重思想に最もよい影響を與へる。又儒教は報本反始を強調してゐるが、これが我が國に入れば敬神崇祖の念を涵養するに役立つのである。斯くて儒教は日本精神の三つの特性に最もよく適合する徳教であると云ひ得る、又實際にも北畠親房の神皇正統記

及び水戸學の如きは儒教の影響によつて日本精神作興に與つたものと云ひ得る。

第二講「儒教成立の経緯」

凡て一の強大な權威が支配して居る時には思想も統一されてゐるが、その權威が失墜すると種々な思想が擡頭して來る、儒教が起つた時代も亦周の王權が衰へ所謂九流百家の説が行はれた時代である。それらの主要なるものを擧げれば、武力を以つて天下を統一しようとした兵家、遊説を以つて統一しようとした縦横家、法律を以つて統一しようとした法家、兼愛説、自利説を以つてした楊墨、物の名を正して行かうとした名家、消極的に世の中から遁れようとした道家等が即ちそれである。

第三講「儒教の領域」

然らば儒教の本質は何か、儒教の内容は何かと申せばそれは仁の一字に盡きる。仁の中には修己の道と社會共濟の道との二つが含まれてゐる。そして孔子が理想的人物とした君子は己を修め人を治める人なのである。即ち

儒者の精神は修己治人にあると云ひ得る。而して社會を相手とする治人の道には正名と經綸とを必要とする。それ故儒者の目的、領域は修養と正名と經綸とにあるのである。

第四講「儒教の修養」儒教に於ける修養の目的は天理人性を窮めることにあるが、それには中庸の言葉を以つてすれば「徳性を尊ぶ」方法と「問學に道る」方法との二面がある。前者は「自誠明」であり、後者は「自明誠」である。大學にはこれを致知と格物を以つて、論語には「思」と「學」とを以つて云ひ表はしてゐる。孔子が「學びて思はざれば罔し」「思うて學ばざれば則ち殆し」と云つて居る如くこの兩者は相待ち、知行合一でなければならぬ。而して學問はどこまでも孔子の所謂己の爲めにするべきもので人の爲にすべきものではない。そこで爲學法としては朱子の居敬窮理が守られねばならない。

第五講「正名の原理」

名、字、諡等を考へて見るに、支那では名に依つて先

其の人の形、因縁及び將來を壽ぐことを編み込み、字によつて兄弟の順序、父子親孫の關係を編み込み、諡に依つて其の人の徳行を編み込むと云ふ風にして實體を細かに表はす事に努力したから、名は實體を表はすと云ふ考へが起つて來たのは當然である。名實一致の思想は道家を除いては名家を始め諸家の重んずる所であり、こゝから名を正すと云ふことは即ち實を正すと云ふことになるのである。

第六講「儒家の正名」

孔子は正名を重んじ名實を正すことを以つて治國の根本とした。これが具體的に現はれたものが春秋の刪述である。後來の、春秋學も孔子の正名の眞意を基とし名分を正すことに努めた。宋代の春秋學者、孫復、蕭楚、胡銓等は宋が金のために壓迫された際、尊王思想を鼓吹するに與つて力あつた。而して春秋學は歴史學の勃興を促し司馬溫公の「資治通鑑」、歐陽修の新唐書、新五代史、朱子の「通鑑綱目」等現はれ、いづれも名分論を強調し

た。我が親房の「神皇正統記」、水戸の「大日本史」、頼山陽の「日本外史」等の國體觀念の鼓吹に貢献した著述は以上の儒者の名分論の系統を引くものであつて、この點からも儒者が我が國運に如何に寄與してゐたが分るであらう。

「結語」

儒者の精神は飽くまで修養・正名・經綸の三つの統一ある研究と實現とに存するのである。この三つが分離する時は教學は不完全となり、反つて危険ですらある。宋の朋黨なるものは即ちそれである。儒教に於いてはこの三つが完全に統制される時に眞の成功がある。

本書は以上の如く、先づ日本精神の何たるかより説き起し、儒教がこれに如何に貢献し、又如何に之を涵養し得るかを極めて平易に説けるものであつて、その所論に多少不十分さを思はしむる點もないではないが、一般向きの修養書として適當なものであらう。

雜 錄

昭和九年に於ける思想關係發賣禁止外國圖書一覽

題 名	著 者	施行日	發 行 地
L'Attitude des Bolcheviks devant les Juifs, (1932)	S. I. Tchernomordik	一、十	Paris
Начал истории классовой борьбы (1933)	不詳	同	Ленинград
Mein Erlebnis als Freundeligerte in Berlin	不詳	同	Berlin
日本軍閥藉口皇謀實行侵略政策之真相 (支)	東北問題研究會	一、十二	不詳
日本併合滿蒙之秘密計畫 (支)	同	同	不詳
九・一八事變真相 (支)	同	一、十三	不詳
倭製滿洲國	張余生	一、十六	同
時局及排日ボスター寫眞帳	滿洲日報社	一、十七	同
日本參謀本部滿蒙國防計畫意見書	東北問題研究會	同	同
史的唯物論 第二部 (獨文)	カール・マルクス	一、十八	ライプツィヒ
ソビエト共和國に於ける共產黨の歴史より 第二部 (獨文)	E. Jaroslowski	同	Berlin
繪入 獨逸革命史 (獨文)	Internationaler Arbeiter Verlag	同	Berlin
階級闘争に於ける組織 (獨文)	F. Biedigt K. Lannmann E. Feksten H. Wagner O. Jensen	一、十八	不詳

The Menace of Japan
 Photograph for Film "Forgotten Men"
 Printed Pictures for Film "Forgotten Men"
 The April Conference
 暴日佔據東北痛史
 國難雜記
 經濟學第一卷 (露文)
 レーニン讀本・増補改訂合冊版 (露文)
 レーニン讀本第二分冊 (露文) (一九三二)
 レーニン全集第十七卷 (露文) (一九二五)
 Reconciliation
 Government
 Prophecy
 Life
 藝術に關する手紙 (露文)
 Lenin/Stamliche Werke Bd. XX
 Probleme des Leninismus
 Almanach Ouvrier Payson (1934)
 The Kingdom (1931)
 Tuicio de los Tuces (1933)
 Opresion Quando Termina (1929)
 Los Ultimos Dias (1928)

F. O'Connor	不	詳	二、三三	London	
不	不	詳	二、二七	New York	
Lenin	不	詳	二、二九	New York	
不	不	詳	二、二一	London	
B. L. Kofman	不	詳	二、二二	上	海
G. Писманник	不	詳	二、二三	同	
A. Илюшин	不	詳	二、二四	同	
不	不	詳	二、二四	同	
J. F. Rutherford	不	詳	二、二八	Brooklyn	
同	同	詳	同	同	
同	同	詳	同	同	
同	同	詳	同	同	
同	同	詳	同	同	
P. H. Ленин	同	詳	同	同	
Lenin	同	詳	同	同	
J. Stalin	同	詳	同	同	
J. F. Rutherford	同	詳	三、九	Paris	
同	同	詳	三、十四	Brooklyn	
同	同	詳	三、二〇	同	
同	同	詳	三、二〇	同	
同	同	詳	三、二二	同	

Dixiana (Poster)
 (カール・マルクス死後五十年記念) (露文)
 世界恐慌 (一九二九—一九三一) (露文)
 マルクス及マルクシズムに關するエン
 ゲルスの所説 (露文)
 共產主義の開祖カール・マルクス (露文)
 Гусский Маяк Для нерусских (1831)
 Per Voco Plena (1930)
 カール・マルクス(彼ノ生涯ト教訓)
 中國ソヴェート擁護カンパニヤは進行せ
 り中國ソヴェート區域は絶體擁護しよう
 Der Grosse Plan (1931)
 プロレタリア革命及プロレタリア獨裁
 ニ關スルマルクスの理論 (露文)
 滿蒙問題講話(民國二十一年五月)
 レーニン著作集第九卷 (一九三〇) (露文)
 帝國主義時代ノ刑事政策 (一九三三) (露文)
 マルクス主義と刑法 (一九二九) (露文)
 Le Chant des Chômeurs
 辨證法的唯物論——プロレタリアの哲學 (露文)
 交通勞働者と戰爭反對闘争 (パンフレット)

不	不	詳	三、三三	Los Angeles	
M. Piotrovich	不	詳	三、三〇	同	
L. Fandorskiy	不	詳	三、三一	同	
R. Серебряков	不	詳	同	同	
L. Перчик	不	詳	四、十三	同	
M. Москалов	不	詳	四、十三	同	
G. Данилов	不	詳	四、十三	同	
A. Павлович	不	詳	四、十三	同	
A. Соколов	不	詳	四、十三	同	
B. Миготовский	不	詳	四、十四	Leipzig	
Majakovskii	不	詳	四、十四	Москва	
H. Мещеряков	不	詳	同	同	
不	不	詳	四、十八	上	海
Johannes K. Becher	不	詳	同	Berlin	
M. Савельев	不	詳	四、二四	Москва	
壽 孕	不	詳	四、二五	南	京
Ленин	不	詳	四、二六	Москва	
G. Я. Буятов	不	詳	五、二	同	
A. Пинтковский	不	詳	同	同	
Ducamp et Cabry	不	詳	五、三	Paris	
B. Познер	不	詳	五、十	Москва	
同	不	詳	五、十	上	海
同	不	詳	同	同	

歡迎反帝國主義來華宣傳大綱 (一九三三)	不							
Rugá Aurora (1932)	M. Ljubin	詳	五、十二	上	不	詳		
每日蹂躪東北之真相 (民國二十年)	T. Pjanno	詳	五、十五	不	詳			
La Maja Festo	照	詳	五、十六	上	詳			
滄海血戰回憶錄 (民國二十年)		詳	五、十六	Berlin				
Rot-Sport		詳	五、十六	Paris				
Marche Funèbre		詳	五、十八	Moskau				
Internationale Sammlung Revolutionärer (1932)	EK der Komintern	詳	同	Moskau				
Thesen und Resolutionen des XII. Plenums des Exekutiv-Komitees der Kommunistischen Internationale (1932)		詳	同	同				
La Instruo de Karl Marks, (1933)	不	詳	同	同				
Lied des Zorns	Szabo und Korr	詳	五、十九	Amsterdam				
Der Hunger-Marsch (1932)	不	詳	五、十九	Moskau				
U. d. S. S. R.—Die Stosbrigade des Welt-Proletariats (1932)	不	詳	同	同				
Proletarische Lieder der U. d. S. S. R. (Proletarian Songs of U. S. S. R.) (1932)	不	詳	同	同				
時調指南第三集 第十三集	不	詳	同	同				
獨逸ゴォニール歌集 (露文) (一九三二)	H. Логаров	詳	同	同				
武裝勞動藝術問題ニ關スル材料集 (露文) (一九二八)	Тамарскнй	詳	同	同				
An die Ausländischen Arbeiter	Тамарскнй	詳	同	同				
Protokoll Zum 12. Reichstag der Kommunistischen Partei Deutschlands	Maxim Gorki	詳	五、二二	Berlin				

中國目前的政治形勢與中共當前的主要任務

The Paris Commune (1931)	王	明	五、二三	不	詳			
日本總督齋藤實組水兵並に機關兵諸君に傲す (一九三二・三・二八)	William Siegel	詳	五、二六	New York				
The October Revolution and the Trade Union (1933)	不	詳	五、二九	加	奈			陀
Appearance	A. Abolin	詳	五、三一	Moscow				
Lenin (1933)	Dickinson	詳	六、二	London				
Nachschlagbuch für Ausländischen Spezialisten (1932)	Parm Datt	詳	同	同				
Proletarische Lieder der U. d. S. S. R. (Chants Proletariens de l'U. S. S. R.) (1931)	不	詳	同	Charkow Kiev				
牟角漫畫彙刊第七集	不	詳	六、四	Moskau				
朝鮮革命鉅子金在天君自述亡國經過之痛苦	不	詳	六、八	不				
反對國民黨撤兵費上海宣言 (一九三二年)	不	詳	六、十三	不				
日帝滿洲占領ノ真相 (一九三一)	不	詳	六、十四	不				
永遠ノ大眞理 (鮮文)	不	詳	六、二〇	上				
十月革命の第十六週年記念日に際して	Malotov	詳	六、二七	Moscow				
ソニニ主義講話 (露文)	P. Kapnancuknй	詳	六、二七	Москва				
資本主義世界異議書 (露研究叢書之三一)	Monulsky	詳	六、二八	上				
Der Rote Aufbau, 4 Jahrgang (1931)	Willi Münzenberg	詳	七、三	Berlin				
Der Weg Zum Sieg, (Eine theoretische Erörterung über Marxismus und Aufstand)	Alfred Lango	詳	七、四	Berlin				
Deutsche Revolutionslyrik	Auguste Friedenbergl	詳	七、十	Moskau				
	Olga Wicker	詳						

Transport und Kriegsvorbereitungen

Der Krieg im Fernen Osten und die Aufgaben der Kommunisten im Kampf gegen Imperialistischen Krieg und die Militärische Intervention (Rede auf dem XII Plenum des Exekutiv-Komitees der Kommunistischen Internationale) (1933)

Vom Krieg zu Krieg (1932)

Der Internationale Seemannsklub—Euer Heim, die I. S. H. (Internationale Seemanns-Hilfe)—Eure Kampf-Internationale

Imperialisten und Pfaffen bereiten die Intervention vor (1931)

Internationale Rote Hilfe, Ihre Ziele und Aufgaben (1931)

Kampf gegen Religion und Nationalismus ist Kampf für den Sozialismus (1931)

Hell over Shanghai (1932)

И К Р В Н А 4 冊 總 論 (露文) (一九三三)

Über den Kampf gegen die Kriegsgefahr (Lenin Blücherei der Deutschen Arbeiter in der U. d. S. S. R.) (1932)

Toward the Seizure of Power

War in China (1932)

Critique of the Gotha Programme

Die Eroberung des Brotes

Das Internationale Propaganda und Aktions Komitee der Transport-arbeiter

Oskano

I. Walinski

K. Water

J. Balatow

Franz Wagner

J. Jaroslowski

ト

Э. К. Дресер

W. I. Lenin
Biermann

Lenin

Ray Stewart

K. Marx

Peter Kropotokin

詳

同	不
七十一	Moskau
同	Moskau
七十三	Moskau
同	同
同	同
同	同
同	同
七十四	Moscow
七十六	Москва
七十七	Moskau
七十八	London
同	Moscow
七十九	London
同	Berlin

Imperialistischer Kreuzzug gegen den Kommunismus (Kriegsvorbereitungen gegen die Sowjetunion)

Der Weg eines Proletarischen Führers (Klim Woloschlow) (1931)

Manifesto de la Senachstoj (1931)

Behind the Scenes of the Disarmament Conference (1932)

Lenin on Religion

Socialism and War (Little Lenin Library Vol 3)

The World Crisis and the War Danger (1931)

Appeal to the Negro Seaman and Dockers

Salvation (1934)

Wichtiges zur Präsidentsenwahl

Abrechnung folgt!

Tatsachen über die Präsidentswahl

Lenin Sämtliche Werk, Bd XXV Das Jahr 1920

Lenin Sämtliche Werk, Bd X (Am Ausgang der Ersten Russischen Revolution) (1906-1907)

レニーン 著作集第十卷 (露文)

レニーン 著作集第九卷 (露文)

日本ニ於ケル農民ノ状態と闘争 (露文) (一九三三)

Die Sowjetunion und das Weltproletariat (1933)

Die Gottlosenbewegung in der Sowjetunion (1932)

Karl Liebknecht: Reden und Aufsätze (1921)

S. Daszynski
Jan Radopolski

Charitonow

ト

Z. Lippay

Lenin

A. Zinoviev & Lenin

N. Rudolf

ト

H. H. Lewis

Willi Kasper

George Grosz

Willi Kasper

Lenin

Lenin

Ленин

ЛеоДорович

Борк

D. S. Manulski

J. Jaroslowski

Karl Liebknecht

詳

詳

七一九	Berlin
同	Hamburg
同	Moskau
七二〇	New York
同	Moscow
同	London
同	New York
同	Moscow
同	Moscow
七二〇	Moscow
七二四	Hamburg
七二五	Minnesota
八一	不
八一	同
八二	同
八三	Wien-Berlin
八七	Wien-Berlin
同	Москва
八十五	同
八十七	同
八十七	Moskau
八二七	Moskau
八二八	Moskau
九四	Hamburg

詳

Was will der Spartakusbund ?	Die Kommunistische Internationale	萬寶山事件及朝鮮排華慘案 帝國主義壓迫中國史上 Kapitalismus Imperialismus	Бюллетенъ Прандъ Ортопъ	聯共共產黨第十七回大會ニ於ケル ソシアリシテ行キ委員會聯共 代表ノ 演説ニ關スル報告(一九三四)(圖文)	Against Imperialist War on the U.S.S.R.	The Second Five Year Plan (1932)	Imperialism and the Church Preper War against U.S.S.R.	The Class Struggle	The Conquest of Bread	The Decay of Capitalist Civilisation	From Marx to Lenin	An appeal to the Young	Speeches of Lenin	International Club as Centres for Organizing the Seaman's Struggle	The Harp of God	Гармонъ	Die Kommunistische Partei Deutschland	九六	Berlin
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九七	Hamburg
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九八	上
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九一	Berlin
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九二	Израильство И. К. Б. К. II. 181 Израиль.
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九三	Москва
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九四	Moscow
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九五	同
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九六	同
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九七	Chicago
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九八	New York
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	九九	London
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	一〇〇	New York
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	一〇一	Израиль Деметра

The Tasks of the Proletariat in our Revolution	Probleme des Leninismus 2 Folge.	The Standard for the People	Communist Manifest	The Proletarian Revolution and Kantsky the Renegade	Grundsätze des Kommunismus	El Amigo de la Gente	Les Syndicats Ouoriers et la Révolution Sociale	中國 speak on the Conflict between China and Japan	Our Lenin (1934)	Marxistische Arbeiter-Schulung Heft 9.	Коммунистический Интернационал 1938, 1934	The ABC of Communism	Marxism after Fifty Years	The Tasks of the Proletariat in our Revolution	Die Arbeitslosigkeit und die Aufgaben der Kommunisten	How Lenin Studied Marx	Probleme des Leninismus Erste Folge, Zweite Folge	Lenin	同	London
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Berlin	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Berlin	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Brooklyn	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Brooklyn	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Gentile	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Moskna	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	New York	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	New York	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Berlin	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Berlin	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Израиль «Израиль»	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	London	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	London	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	London	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	London	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Moskau	
不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	不	同	Moskau	

Protokoll des I. Reichskongresses des Verbandes Proletarischen Freiender Deutschland	不	詳	十二三	Berlin
Die Zweite Organisationskonferenz Beschlusse und Resolution	不	詳	同	同
Die Arbeit der KPR unter den Frauen	不	詳	同	同
Der Schulkampf. 4 Jahrg., Heft 9, 10	不	詳	同	同
Building the Party in the Factories	不	詳	同	同
Wenn wir 1918.....	不	詳	同	同
Nucleus The Communist	M. Zenz		十二三	New York
An eyewitness in Manchuria	W. M. Holmes		同	London
Возраст 6 Марчурян	C. Дамское		同	Москва
歐 洲 的 發 展	徐 哲 昇		十二十	不
日 本 的 發 展	カトヤマハシロ		同	不
Die Wahrheit über Preussen	Die Kommunistische Partei Deutschlands		同	Berlin
War in the Far East	Henry Hall		同	London
10 Jahre Krieg und Bürgerkrieg (Band I. Der Krieg)	Paul Fralich		同	Berlin
Spartakus im Kriege Dokumente	Ernst Mayer		三十八	同
An Eyewitness in Manchuria How Japan is Waging War in the Far East	W. M. Holmes		同	London
War In China (International Pamphlets No. 19)	Ray Stewart		同	New York
Revolutionary China Today	Wan Ming & Kan Sing		同	London
Civil War in Austria	Alexander Schonaw		同	同

詳 詳

神 本 の 教 会 (英文)
 日 本 史 A B C
 蘇 維 埃 中 國 刊
 中 華 校 刊
 Was fordert die Opposition vom ADGB Kongress
 世界を震駭せしめたる十日間 (英文)

J. F. Rutherford
 李 宗 武
 張 東 山
 中華中學校學生會編
 不
 Дзон Паи

三十九
 同
 三二〇
 同
 三二六
 同
 三二九

Brooklyn
 上
 不
 Berlin
 Москва

詳 詳

國家主義的思想關係主要論文一覽 (昭和十年一月—六月)

一三六

論 文 題 目	筆 者	記 載 誌 (紙)	發 行 月 日
明治と昭和の日本主義	品田哲夫	國德論壇	一月號
躍進のために沈潜せよ	津久井龍雄	明徳論壇	〃
眞平非常時の到来	社説	旗	〃
農村改造私案	田島正邦	社會運動往來	〃
勞働報國論	西山仁三	社會運動往來	〃
法三章的の日本改造	北主	明祖	〃
明會會厚明、決議	田中	〃	〃
年頭の辭	加藤 重	〃	〃
現代青年の覺悟	田中 重	〃	〃
美濃部博士の「國體變革」思想の學術的綜合的批判	加藤 重	〃	〃
皇道とファシズム	森田 喜郎	原理日	〃
昭和維新の眞意義	森田 喜郎	原理日	〃
日本主義の理念	松岡 永	刊月維	〃
現代軍部論	織田 敏	刊月維	〃

日本主義的議會建設への當面戰略	小池 龍	刊月維	一月號
日本主義青年運動の動向	津久井 龍	〃	〃
生活權獲得運動と全村運動	稻村 隆	〃	〃
日本主義勞働運動の立場	高 山 久	〃	〃
大川博士を迎ふ	赤松 克	青年日本新聞	一、一五
日本主義運動の不當彈壓に對し同盟から抗議	高 遠 守	〃	〃
親愛なる全國の同志に訴ふ	高 遠 守	〃	〃
國內改造と軍部	高 遠 守	〃	〃
一九三五年に於ける外交國策を樹立せよ	高 遠 守	〃	〃
政黨政治の没落は我國固有政治への還元	高 遠 守	〃	〃
日本主義運動の示唆	高 遠 守	〃	〃
昭和十年の所感	高 遠 守	〃	〃
年頭の辭	高 遠 守	〃	〃
學生愛國運動に就いて	愛國青年聯盟	愛國新聞	一、一五
昭和維新第二期への吾等の門出	愛國青年聯盟	〃	〃
なぜ既成政黨の解消を叫ぶか (一、二、三)	愛國青年聯盟	〃	〃
學生愛國運動に就いて	愛國青年聯盟	〃	〃
二五九五年に直面し國民の覺悟 (上、中、下)	愛國青年聯盟	〃	〃

一三七

三五年の動向如何
 新時局に對する日本主義者の斷想
 一九三五年頭に立ちて理論戰線に於ける希望を語る
 國家社會主義と眞正大アジア主義との關係
 日本國民の黨たらんが爲に
 産業都市の巨城、進歩的愛國労働者を網羅し大阪合同労働結成さる
 國社映畫人同盟當面的運動方針
 國家社會主義文學綱領草案(一一二)
 國社戰線よりの文化科學の新前提の提唱(一一四)
 フアッシュムと國家社會主義(一一二九)
 經濟と政治闘争の關聯性に就て
 日本民族結成の序論的一考察
 大衆的愛國政治新聞として
 正義の理想の旗の下へ
 本年度を期して皇道維新への斷行へ
 大日本生産黨の新運動方針
 國民生活の基準なき經濟機構
 宇垣總督への即時辭職勸告文

小笠原洞平	明徳會	三奈鳥愛一	黒上弘	新井伸三	波井里	別府俊介	大日本労働組合協議會	横倉哲夫	社田益三	吉田博	八幡博	内田良平
刊進									改造戰線			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、二、三、〇	一、二、〇	一、二、〇	一、二、〇

大東京大工組合趣意書
 非國家的自由主義者の言論を封鎖せよ
 年頭言
 國家主義運動内の誤れる思想
 官僚獨裁政治を排撃せよ
 昭和十年度の展望
 日本主義論陣の動向
 現状に於ける我等の態度
 眞の批判と偽りの批判
 我等は如何に戦ふべきか
 我同盟の組織活動に就て
 日本借家人組合綱領宣言草案
 三五年に際し日同の聲明
 大日本生産黨が軍民一致を強調
 通常議會を前に青年日本同盟の聲明
 今後の闘争に於ける學徒の主要任務
 限定的モラの即時實施を要望
 救農議會は農民を救つたか(一一二、三)

小杉賢二	奥野小太郎	五來欣造	妹尾生	大日本國家社會黨	青年日本同盟	大日本生産黨	新日本國民同盟	新日本國民同盟	國社系	新興科學建設協會	新日本國民同盟	愛國政治同盟
改造戰線	皇道新聞			社會運動通信								
一、二、〇	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一

大洋同盟創立宣言
 改造請願運動に對する反對聲明
 金融資本との闘争が右と左の分れ路
 改造請願運動に對する反對聲明
 神武會解散に際し大川會頭談
 軍部國策實現要求運動の根據
 建國祭に就いて
 社會大衆黨新運動方針批判

一二月

「祖國」だより
 國家改造運動の指導原理と改造目標
 隨想片々
 改革運動に就て
 現在社會運動の動向と其目標
 日本主義労働運動は何をなさんとするか
 日本主義者は議會へ

大日本國家社會黨	社會運動通信	一、一八
社會大衆黨	〃	一、二二
皇道會	〃	一、二四
日本農民組合	〃	一、二六
大川周明	〃	〃
大日本國家社會黨	〃	一、二九
大日本國家社會黨	〃	一、三〇
大日本國家社會黨	〃	一、三一

北禮華	組國	二月號
神田兵三	錦旗	〃
木島完之	〃	〃
有馬武雄	社會運動往來	〃
黒川邦輔	〃	〃
高山久藏	〃	〃
卷頭言	明德論壇	〃

議會更新會設立に
 議會制度の更建
 錦旗學生軍艦旨書
 皇軍と民族主義
 陸軍パンフレット論(一)
 内閣審議會の創設に就て
 皇道の苦闘とその凱歌
 民族主義と世界維新
 政黨官僚總批判
 維新性の問題
 日本青年の行くべき道
 「國家改造運動」の陣營
 國家改造運動の動向と統制經濟論の行方
 國家社會主義とは何ぞや(一)
 改造請願運動に對する反對聲明
 神武會解散に際し改造運動再検討の提議
 朝鮮政治改革の急務(一)
 國家主義と社會主義(一)

母邊宗英	明德論壇	二月號
山田武夫	〃	〃
柴田甲子郎	國本	〃
永井三郎	月刊皇道	〃
田中重昭	昭倫	〃
神本泰昭	昭倫	〃
杉森孝次郎	月刊維新	〃
松岡洋右外三名	〃	〃
伊藤武夫	〃	〃
倉田百三	〃	〃
田村百次	改造	〃
三宮維信	日進	〃
林癸未夫	〃	〃
憂國青年同盟	〃	〃
大日本生産黨	〃	〃
石川準十郎	〃	〃

文學に於ける日本的自覺の問題
 議會更新と選舉
 軍部の思想上に於ける功績
 陸軍パンフレット論(一)
 美濃部、末弘思想を誅滅せよ
 來るべき社會改造
 統制經濟機構の諸條件
 新らしき勞働運動の方向
 革新前夜としての現下政治狀勢批判
 皇國民のふむべき道
 昭和維新論
 美濃部學說と特權支配階級
 美濃部學說問題に對する愛國團體の聲明書
 天皇機關説は國憲變革の兇惡思想だ
 正統派日本主義前途上の阻害物
 天皇神聖と帝國憲法
 一家の集團を認めざる法律
 天皇機關説に就て美濃部博士を駁す

伊	坂	森	水	國	佐	山	有	出	小	八	内	黒	林	内	社
平	本	吉	井	體	々	崎	馬	口	泉	幡	田	澤	田	田	社
吉	本	義	井	推	々	崎	武	王	策	博	良	義	國	良	社
部	箕	三	三	護	井	靖	武	仁	太	堂	平	盟	雄	三	社
陸	山	旭	郎	聯	一	純	雄	三	郎	昭	愛	愛	愛	愛	社
月	明	刊	會	合	見	見	會	會	中	改	愛	愛	愛	愛	社
雜	德	皇	理	會	社	社	往	昭	央	造	愛	愛	愛	愛	社
新	論	道	日	原	會	會	來	和	公	戰	愛	愛	愛	愛	社
三	壇	道	本	理	往	往	來	本	論	線	愛	愛	愛	愛	社
月	壇	壇	壇	壇	壇	壇	壇	壇	壇	壇	愛	愛	愛	愛	社
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	愛	愛	愛	愛	社
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	愛	愛	愛	愛	社
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	愛	愛	愛	愛	社
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	愛	愛	愛	愛	社

機關説と政黨及び官僚
 天皇機關説を排す
 國威伸張期の清算
 カトリック教會日本精神に蘇へる
 國家社會主義と協同組合(一―二二)
 國家社會主義者の國家觀(一―二六)
 軍事豫算と社會豫算の衝突
 皇國の神聖を冒瀆する反國家的存在を撲滅せよ
 日本主義の科學的檢討(一―三三)
 資本家の陰謀を農民は斷乎排撃す
 黨運動將來の爲めに自己批判を行へ
 二種の非日本的思想、天皇機關説と人民奴隸説
 農村問題に對する當面の闘争方針
 政治時評
 新運動方針決定
 大日本國家社會黨は何を主張するか(一―四四)
 愛國運動と大同團結の歴史的意義(一―四五)
 日本主義勞働運動を如何に進むべきか(一―五一)

社	社	社	社	社	和	日	佐	大	林	高	社	社	社	社	社
社	社	社	社	社	田	本	日	日	日	橋	社	社	社	社	社
愛	愛	愛	愛	愛	德	農	知	知	突	新	社	社	社	社	社
國	國	國	國	國	三	民	守	守	未	太	社	社	社	社	社
本	本	本	本	本	三	組	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
新	新	新	新	新	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
開	開	開	開	開	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
三	三	三	三	三	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
二	二	二	二	二	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
〇	〇	〇	〇	〇	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
二	二	二	二	二	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
二	二	二	二	二	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
〇	〇	〇	〇	〇	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
七	七	七	七	七	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
六	六	六	六	六	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
五	五	五	五	五	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
三	三	三	三	三	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
二	二	二	二	二	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
三	三	三	三	三	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
二	二	二	二	二	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
〇	〇	〇	〇	〇	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
七	七	七	七	七	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
六	六	六	六	六	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
五	五	五	五	五	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
三	三	三	三	三	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
二	二	二	二	二	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
三	三	三	三	三	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社
二	二	二	二	二	三	合	述	述	夫	郎	社	社	社	社	社

不法黨與取締法に斷乎反對
運動陣營の再編成に就て(上、下)
カトリック教會が國家主義運動へ
國民協會改組の理由
美濃部思想糾弾に關する説明
愛國勞働祭の準備
軍の一部に對する聲明書(一、二)
機關說革命論
皇國農民同盟第二回全國大會
天皇機關說問題を如何に認識すべきか
二思想を超越せよ(上、下)
美濃部學說問題の意義
昭和十年度運動方針(一、二、四)
國際聯盟完全脫退聲明
創造せらるべき日本無産運動(一、二)

國民主義の道德

四月

大日本生産黨	國民協會	赤松克唐	國民協會	赤松克唐	日本産業勞働俱樂部	洛北青年同盟	松本重敏	新日本國民同盟	大日本國家社會黨	津久井龍雄	皇國農民同盟	昭和神學會	社會大眾黨
社會運動通信	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三、四	三、九	三、一	三、〇	三、一	三、二	三、二	三、二	三、二	三、二	三、二	三、二	三、二	三、二

まづ奮起した國粹挺身隊
「祖國」だより
日本民族の地理的特長
美濃部學說の思想的背景
天皇機關說總批判
日本主義運動の現段階と對議會闘争
臺灣自治制問題是非
何の日に第二維新
天皇機關說の史的發展と政治的背景
天皇機關說の起源と國體の本質
天皇機關說の價值
岡田首相の國體無微論の重大誤謬
一本樞相の國法學
既成政黨の崩壊と新興勢力
大日本財源調査同盟の結成
美濃部博士の兇逆思想たる理由
美濃部、末弘兩學匪を剷滅せよ

北禮華	藤井眞澄	中谷武世	菊地武夫	津久井龍雄	小池四郎	三宅雪嶺	山下博章	五來素川	三井甲之	三井甲之	大川繪太郎	大川繪太郎	滿川龜太郎	高踏散士
祖國	月刊維新	〃	〃	〃	〃	我觀	國策	轉換時代	原理日本	〃	明德論壇	〃	〃	昭和
四月號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

國民窮乏匡救一時的具體案
 日滿支一體化への道
 強力革新政府の出現を望む
 内閣審議會の出現と其の意義
 来るべき政治改造
 國家主義運動は何處へ行く
 憲法論争と其の思想的背景
 日本主義勞働運動の使命
 天皇機關説の兇惡性
 日本主義文化運動の使命
 機關説思想駁撃漸減への政治的實踐態度
 哲人でない爲の過誤——美濃部博士——
 天皇機關説思想に基く不逞學説
 「天皇機關説」の國體無視
 日本主義理論の特質
 機關説及背後の政治勢力を追撃せよ
 反國體思想を根絶し御神慮を安じ奉れ(續)
 日本主義者の議會進出を評す

野	高	卷	母	佐	作	澤	大	近	千	三	鹿	船	社	内	原
本	橋	頭	井	井	井	田	東	山	家	浦	子	山	田	田	玉
義	忠	司	井	井	新	五	萬	與	尊	延	員	信	良	良	堂
松	作	言	見	見	郎	郎	平	雄	建	治	信	一	說	平	堂
錦	社	會	見	見	核	核	核	核	經	經	經	改	改	改	改
旗	往	往	往	往	心	心	心	心	往	往	往	往	往	往	往
旗	來	來	來	來	來	來	來	來	來	來	來	來	來	來	來
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號

國家社會主義者の妄論を駁撃す
 美濃部博士學説の兇惡思想たる理由
 美濃部問題に關する指令
 皇魂、皇民新聞代表中村義明の假面を剥ぐ
 皇道會第三回大會を迎へて
 皇道會方針大綱
 解散を請して救農臨時議會を迫る
 所謂「機關説問題」は昭和維新第二期展開の神機(上)
 最近の勞働戦線
 大日本精神聯盟結成
 産業青年聯盟の躍新
 大亞細亞は何をなすべきか
 政教一致が皇道日本の眞面目
 機關説の温床自由主義を屠れ
 祭政一致の皇國日本
 青年日本同盟正義派「正志俱樂部」結成
 二宮尊徳の經世思想と國家社會主義(一、二)
 日本勞働祭に参加して

深	黒	五	出	五	出	宮	有
作	澤	百	口	百	口	川	馬
清	主	木	王	木	王	千	吉
次	一	良	仁	良	仁	之	之
郎	郎	三	三	三	三	助	助
改	皇	愛	人	愛	人	刊	刊
造	道	國	類	善	類	進	進
戰	新	本	愛	善	愛	め	め
線	聞	新	善	善	善	四	四
四	四	聞	聞	聞	聞	二	二
二	一	四	四	四	四	三	三
八	五	〇	〇	〇	〇	五	五

美濃部氏の帝國憲法と外國憲法との關係
無掉取新日建設は「水國」の結合より
皇道會全國會議記錄
進歩的愛國運動統一と府縣會選舉對策
議會進出論を追撃する(一、二)
頭山滿の意味奈邊にありや
神政に復れ(一―三)
自由主義の復興は可能か(一、二)
如何なる意味に於て階級闘争は反對されるか(一、二)
新聞労働の立場と國社黨の本質
都市と農村は對立するか(一、二)
大義明分とファッショに就いて
日本民族と道義の確立
現狀維持を脱却して國家革新の情火を燃せ
天皇政治に目醒めよ
皇道より觀るたファシズム
天皇機關説の誤謬
美濃部思想の反國體性

赤池清次	福島清次	田中近藏	馬場健策	田邊宗英	久野龍之助	(農本自治紙より)	小杉賢二	山本昌彦	千葉友治	松岡洋右	藤澤親雄	五來欣造	赤松克磨
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四、八	四、九	四、一	四、一	四、一	四、一	四、二	四、二	四、二	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一

時事二題
維新の原理
自由主義思想と天皇機關説
昭和維新の世界史的意義
昭和維新の目標
凡て天皇政治へ
全同志舉げて維新に突進せん
美濃部問題の意味
美濃部思想の反國體性檢討
經濟組織改革案の批判(一、二)
新装せる日本主義のグリンプスを持って
同志諸君に訴ふ
救農臨時議會を開催せよ(一、二)
都市農村の對立
産組の政治進出に日本農民組合働掛く
第二回日本労働祭
皇道會の府縣選舉對策
帝國議會無用論

寺田稻次郎	森清人	鹿子木員信	樋口隆治	石井作次郎	横山清二	津久井龍雄	赤松克磨	長守善磨	倉田百三	姜成龍	日本農民組合	赤松克磨	松谷與二郎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四、一	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一	四、一

國家社會主義運動の史的性質
 錦旗青年隊とは何であるか
 農村經濟現狀
 日本勞働組合會議最近の動向
 軍部内の擾亂者たる皇魂社の假面を剥ぐ(上、中、下)
 第六十七議會批判
 小壯將校の機關說問題に對する聲明書
 純正日本主義共同闘争協議會結成聲明書
 右翼團體に伸びる赤露の觸手
 府縣會選舉を如何に戦ふべきか(上、下)
 機關說問題に對する檄
 政教維新聯盟宣言
 如何なる意味に於て階級闘争に反對するか(一―四)
 自治研究會結成——生活權擁護聯盟解消
 美濃部問題と政府當局の混迷

五月
 日本政治學確立に關する卑見

大日本國家社會黨	新日本國民同盟	松谷與二郎	新日本國民同盟	(皇民新聞より)	大日本國家社會黨	内田良平	大日本國家社會黨	津久井龍雄	木下成太郎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	祖
四、一九	四、一五	四、一六	四、一七	四、一八	四、一九	四、二〇	四、二一	四、二二	五月號

「祖國」だより
 自由とは何ぞや
 我國々政を継斷する二思潮
 國民大衆の起つべき秋
 昭和五年に美濃部を朝憲素亂で告發した理由原論
 自己免許の「制度機構」意識
 建武の歴史 皇國今日の政治狀勢に及ぶ
 を回想し 皇道維新への道
 反國體學說に就いて
 平和か、戦争か
 蕭風窓下の熱語
 政治原理としての神髓ら
 一木博士の機關說再論
 美濃部學說處置と其重大化
 憲法學說を國家的に定立せよ
 現狀維持か飛躍か
 理論を乗り越える者
 國政改革私見

北禮	北主	今里	三宮	德原	井上	大國	和田	和國	松田	箕田	三井	下中	大島	津久	四宮
華祖	幹論	明徳	信雄	昭彦	月雄	昭彦	皇德	日本	皇魂	昭彦	昭彦	昭彦	昭彦	昭彦	昭彦
五月號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

新たなる日本主義の出発点
 改造運動に於ける同志の連繫について
 國家改造運動の一翼としての日本主義労働運動を語る
 機關説問題と維新の進展性
 日本主義世界政策を確立せよ
 蘇聯の動向と維新戦略
 日本主義運動に現はれたる二大潮流
 日本主義と經濟政策の根本原則
 日本主義の再評價
 日本主義の再批判
 日本ファシズムの現段階
 改革原理としての思想體系
 産業組合の政治化と反産運動との對立
 新官僚及軍部内一部の革新意識に對する注文
 現下の客觀狀勢とその將來の發展性
 來るべき選挙戦の豫診
 三年前を回顧して
 皇國民教育の根幹

卷頭	大森	西郷	杉田	中川	土方	藤澤	戸坂	今中	河合	紙谷
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
言	核	秀	吾	裕	美	雄	潤	唐	郎	美
社	核	秀	吾	裕	美	雄	潤	唐	郎	美
會	核	秀	吾	裕	美	雄	潤	唐	郎	美
往	核	秀	吾	裕	美	雄	潤	唐	郎	美
來	核	秀	吾	裕	美	雄	潤	唐	郎	美
五、二	五、二	五、二	五、二	五、二	五、二	五、二	五、二	五、二	五、二	五、二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

國體に根ざす徳性教育の重要性
 眼れる現代日本の政治・教育
 歴史の明鏡に國體の特異を見よ
 假象の自由を剖く宿命的な時潮の力
 覺醒した國民の成すべきは根本革新
 亡國資本主義最後の延命策内審内調を曝露す
 美濃部學說に對する陸軍パンフレット發表
 帝國憲法學說の大觀と其批判
 左翼から轉向の舊勞大黨員の生産黨入黨聲明書
 日本主義運動の新轉期
 屋上屋を架する政府の補強工作
 日本の使命は東洋民族の解放
 所謂「機關説問題」は昭和維新第二期展開の神機(中)
 所謂「機關説問題」は昭和維新第二期展開の神機(下)
 愛國團體彈壓の政治的内幕を衝く
 東電愛國同盟結成(綱領、主張)
 愛國運動に起つ、カトリック教徒十萬
 中興の大業成就、政界人の政治遊戯を戒む

角岡	白川	永井	五木	五木	社説	社説
知	資	徹	良	良	愛國	愛國
長	長	徹	三	三	新	新
類人	改造	愛國	愛國	愛國	愛國	愛國
愛善	造	國	國	國	國	國
新聞	戰	新	新	新	新	新
五、一	五、二	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一
三	三	三	三	三	三	三

愛國青年の横断的結束運動北斗俱樂部結成
 天皇機關説について(一、二、三)
 階級対立は嚴存するか(一、四)
 滿洲果して樂土なりや(一、二)
 不逞思想撲滅と皇學樹立運動
 「皇道精神へ」と昭和の松陰塾生
 自由主義労働組合没落の前提
 暴力闘争の背後機關説擁護？
 過去の闘争批判と新方針の樹立
 自由主義思想の没洞性と積極性
 神武會殘黨が新運動展開(北斗俱樂部)
 老練尾崎氏の迷論を爆撃す
 北斗俱樂部の闘争方針書
 暴力闘争の意義(一、二)
 教育家奴等よ、日本精神に還れ
 愛國團體新進分子を選舉公正委員に運動
 私は審議會を斯様に見る
 理論と實踐の差異

内山智照	刊日進	五、二〇
南國雄	刊日進	五、二一
松本喜	刊日進	五、二二
國社大阪黨務局	刊日進	五、二四
(皇民新聞より)	刊日進	五、二五
(皇民新聞より)	刊日進	五、二六
北斗俱樂部	刊日進	五、二七
(大亞細亞青年より)	刊日進	五、二八
加藤美代志	刊日進	五、二九
加藤美代志	刊日進	五、三〇

日本主義「中部港灣労働組合」結成
 審議會へ望む
 窮乏審議會と農村問題
 美濃部問題と政府當局の混迷
 日本知識階級の文明的錯誤
 日本自由主義論(一、二、三)
 日本主義者らしくやれ
 天皇機關説の再考察
 自由主義の没落時代
 歐洲の危機と我國策(一、二)
 一筋の道
 情狀酌量の餘地なし—美濃部氏の心的態度
 國體の信念
 天皇機關説を駁す
 我等の進路
 我が國體
 維新斷行を急げ
 本部の反動化を批判し新闘争方針樹立

日本農民組合本部	刊日進	五、二九
日本農民自治聯盟	刊日進	五、三一
津久井龍雄	刊日進	五、三二
赤松克廣	刊日進	五、三三
津久井生	刊日進	五、三四
高橋春草	刊日進	五、三五
松岡洋右	刊日進	五、三六
杉森孝次郎	刊日進	五、三七
千家尊建	刊日進	五、三八
野中真貞	刊日進	五、三九
鹿子木信	刊日進	五、四〇
松永村	刊日進	五、四一
長谷政雄	刊日進	五、四二
藤澤親雄	刊日進	五、四三
松尾環	刊日進	五、四四
國社大阪黨務局	刊日進	五、四五
加藤美代志	刊日進	五、四六
加藤美代志	刊日進	五、四七

黨方針の批判(一一五)
 食糧法施行に當り獲得運動の回顧(一一三)
 調査局に期待して官僚軍部を鞭撻
 新聞方針に關する決議文
 日本勞働祭を回顧して
 小賣商人窮乏匡救嘆願書の内容(上、下)
 前衛的中核組織を目指す我等の運動
 銀行、地主と闘争、愛郷塾在(上、下)
 新興調停聯盟組織(新聞同系)、趣旨書
 自由主義者尾崎氏の軍部質問書批判
 日本産業軍は何を主張するか
 議會進出を目指す愛國合法派結果
 國社的發展は産組正當進路
 内審、調査局に對する批判
 新官僚及軍部内一部への注文(上、下)
 内閣審議會と農村問題解決
 國家社會黨旗下に「文化委員會」結成
 内審、調査局に對する生産黨の批判

國社黨	赤松克麿	日本産業勞働俱樂部	新日本國民同盟	北斗俱樂部	皇國	日本産業軍本部	國社黨	新日本國民同盟	新日本國民同盟	皇國農民自治聯盟
局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長
五、三	五、一八	五、〇九	五、一〇	五、一五	五、一七	五、二四	五、二五	五、二七	五、二八	五、二九

内審批判
 六 月
 新日本の求心運動
 日本國民は運命團體なり
 國民精神の發展過程
 日本革新運動の足跡
 國家主義社會運動の現勢
 「天皇機關說」を擧擧す
 皇道政治轉捩の道
 思想戰に於ける軍部
 機關說擊滅徹底論
 新官僚に對する社會的考察
 新官僚派とその歴史的任務
 新官僚軍の組織とその思想
 所謂新官僚派の本質
 國體明徴運動を徹底せしめよ
 「國體明徴」に就て

愛國政治同盟	社會運動通信	五、三一
矢吹慶輝	國會	六月號
森吉輝旭	國會	六月號
江上利生	國會	六月號
須賀太郎	國會	六月號
田邊三郎	國會	六月號
安藤紀三郎	國會	六月號
黒澤主一	月刊皇道	六月號
森吉義旭	月刊皇道	六月號
錦旗會本部	日本思想	特別號
畔田	日本思想	特別號
大川槍太郎	日本思想	特別號
今里勝雄	日本思想	特別號
田邊三郎	日本思想	特別號
明倫	日本思想	特別號
田中重	日本思想	特別號

日本精神と我が國體
 御統帥の實體
 皇國體の本義と國民生活苦問題
 捨石心理より現状を批判す
 言行不一致の國體明徴
 官僚トラスト化と我等の態度
 皇道經濟の要諦に就て
 純正維新運動の進路
 征露制英の意義
 横田教授を即時罷免せよ
 内閣審議會成立秘史 日本改造運動の一轉機 Ⅱ
 陸海軍將校に國防と財政を聴く會
 日本教育は國史に基け
 自由主義の反時代性
 五・一五事件の行方
 改造斷行諸願運動の立場に就て
 愛國運動の小壯闘士に物を訊く會
 日本勞働組合總聯合最近の情勢に就て

國田武俊	明倫	六月號
大森一	核	六月號
永井了	裕	六月號
中川	生	六月號
黒田潮	喜理	六月號
御手洗辰雄	國策	六月號
江口	昭	六月號
山村有	昭	六月號
西村重	社	六月號
泉	會	六月號
昔川利吉	往來	六月號

日本勞働組合總聯合運動方針
 機關説と昭和維新第二期
 國體に関する調辭
 日本自由主義の退陣
 日本精神の誕生
 天皇機關説再批判
 日本主義勞働運動の信念と展望
 政治哲學の新原則
 最近の政局とファシズム
 日本ファシズムの特質
 國家主義運動の現状
 我が南方の國防線を護れ
 天皇機關説に對し再び全國民に徹す
 政府も政黨も割裂づくめの醜態
 海軍對朝日新聞遂に思想的對立
 愛國運動彈壓の嵐を冒して勞働戰線に陣營の結成相次ぐ
 愛國團體と軍部
 天皇中心と法中心

五百木良三	社會	往來	六月號
平沼騏一郎	我	觀	六月號
時國光	月刊	新	六月號
若宮卯之助	刊	新	六月號
五百木外良三	刊	新	六月號
高森久藏	刊	新	六月號
杉森孝次郎	社	會	六月號
鈴木安藏	社	會	六月號
小岩井	社	會	六月號
大井	社	會	六月號
純正日本主義共同闘争協議會	愛	國	六月一五
今泉定助	類	人	六月一三

大和ごころに立寄り時代思潮克服	六、一三
神典古事記は世界救済の秘録(上、下)	六、一三
朝鮮に發芽する道院紅十字會	六、一〇
發聲映畫を携へ皇道宣揚へ乗り出す	六、一〇
滿洲の再認識	六、一〇
愛國革新聯盟綱領規約	六、一〇
此の機逸すべからず	六、一〇
暴力闘争りに對する一考察	六、一〇
軍部國策實現に調査局を活用せよ	六、一〇
機關説背後のものブル自由主義を討て	六、一〇
將來興味ある産組の政治化	六、一〇
皇道精神に生きる國家社會主義の使命	六、一〇
大日本國家社會黨脱退に際し聲明す	六、一〇
資本主義社會は犯罪養成所なり	六、一〇
暴力闘争りと新官僚の陰謀(一、二)	六、一〇
選舉修正委員會に關する聲明	六、一〇
愛國政治同盟神奈川聯合大會で宣言	六、一〇
少年血盟團の公判に就いて	六、一〇

福島清次	刊日進	六、二〇
松山武辯	六、二四	
林英助	六、二五	
赤松克磨	六、二七	
岡野辰之助	六、二八	
守屋猛雄	六、二八	
松岡洋右	六、二八	
五百木良三	六、二八	
高山一誠	六、二八	
長紀詞大	六、二八	
清水芳太郎	六、二八	
丸田三	六、二〇	
永井	六、一三	
松本	六、一四	
露久保賢治	六、一〇	
露久保賢治	六、一〇	
新日本國民同盟	六、一〇	
國社名古屋黨務局	六、一〇	
大日本生産黨	六、一〇	
大日本生産黨	六、一〇	
吉田益三	六、一〇	
社説	六、一〇	
伊藤信司	六、一〇	
伊藤信司	六、一〇	
吉田益三	六、一〇	
社説	六、一〇	
大日本生産黨報	六、一〇	
刊日進	六、一〇	
丸田三	六、一〇	
丸田三	六、一〇	
丸田三	六、一〇	
丸田三	六、一〇	
丸田三	六、一〇	
丸田三	六、一〇	
丸田三	六、一〇	
丸田三	六、一〇	
丸田三	六、一〇	
丸田三	六、一〇	

日本精神の培養は「水國」の結合より	六、二〇
國社黨規約の改正と新方針の樹立	六、二〇
農民運動より國民運動へ(一、二)	六、二一
純正國社主義を守れ	六、二一
國家主義運動經濟理論	六、二一
國社文化委員會の仕事に就て(一、四)	六、二一
官業労働總同盟日本主義に轉向	六、二一
労働運動の動向を見る(一、二)	六、二一
「朝日」的自由の正體(一、四)	六、二一
國家社會主義史論(一、五)	六、二一
官吏階級と時代精神	六、二一
日本大陸政策の必然的段階	六、二一
横濱國民青年隊編制	六、二一
歐米文明と日本文明	六、二一
維新の目標(一、二)	六、二一
現状維持を打破せよ	六、二一
文明の本質と美濃部學說問題	六、二一
史的立場より見たる政黨解消	六、二一

福島清次	刊日進	六、二〇
松山武辯	六、二四	
林英助	六、二五	
赤松克磨	六、二七	
岡野辰之助	六、二八	
守屋猛雄	六、二八	
松岡洋右	六、二八	
五百木良三	六、二八	
高山一誠	六、二八	
長紀詞大	六、二八	
清水芳太郎	六、二八	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	
丸田三	六、二〇	

正々堂々陣頭に立つ可し
 松岡實踐隊の信念
 尾崎氏の妄論を撃つ
 全體主義を標識に
 松山市議に明倫會進出
 政治闘争に就て
 國社名古屋一派、新黨樹立計畫
 機關誌に對する申合
 日本勞働組合總聯合日本主義へ徹底化
 他迄右翼組合で戦線統一を闘へ
 昭和十年度運動方針(一、二)
 露久保退避討罪明書
 勤勞日本黨富山支部代表者會議(上、下)

井文雄	藤聖風	藤子	藤秀雄	佐藤	國家社會黨 富士スレート組合	國體明徴達成聯盟	大河原伸	愛政神奈川支部	大日本國家社會黨	大日本勞働組合協議會
〃	〃	〃	〃	〃	社會運動通信	〃	〃	〃	〃	〃
六、一五	六、一〇	六、一〇	六、一〇	六、一〇	六、一〇	六、一〇	六、一〇	六、一〇	六、一〇	六、一〇

〔註〕一、上記國家主義的思想關係論文一覽は昭和十年一月以降同六月に至る昭和十年前半期に於ける國家主義的團體の機關誌(紙)を中心としての主要論文・記事の一覽表である。
 二、参考の爲め國家主義團體の關係機關誌(紙)に關する發行所、創刊年月等を表示す。

誌(紙)名	創刊年月	日刊	發行回数	機關誌(紙)關係	發行所
日本思想	大正一四、四、一	月一	一	錦旗會機關誌	東京市牛込區喜久井町三四 錦旗會本部
原理日	昭和三、九、一五	一	一	「しきしまのみち會」	東京市世田谷區若林町二七八 原理日本社
明德論	昭和二、五、五	一	一	明德會(生産黨支持)	東京市芝區愛宕町一ノ六 明德會出版部
錦旗	昭和七、二、一	一	一	新日本國民	東京市中野區昭和通一ノ七 錦旗社
國本	大正一〇、一、一	一	一	國本社	東京市麴町區平河町二丁目二ノ八 國本社
月刊皇道	昭和八、二、一	一	一	皇道會	東京市芝區琴平町二虎ノ門會館 皇道會出版部
明倫	昭和八、三、五	一	一	明倫會	東京市麴町區丸ノ内一ノ六海上ビル 明倫會出版部
祖國	昭和八、五、一	一	一	祖國會	東京市杉並區井荻三丁目一 學苑社
核	昭和九、九、一八	一	一	青年日本主義者綜合雜誌	東京市小石川區水道橋町二ノ六四 核社
皇魂	昭和九、八、二〇	一	一	皇魂社機關誌	東京市麴町區元園町一ノ三六 皇魂社

刊月維新	國策	昭和	社和	國本	皇道	愛國	改造	錦旗	進め
昭和九、一、一	昭和九、一、一	—	(社會運動往來改)來	大正一四、五、一五	昭和八、一〇、五	昭和七、五、一九	昭和六、四、二〇	昭和六、二、一二	昭和八、一、一六
—	—	—	—	二	二	三	一	二	日刊
日本主義綜合雜誌、維新懇和會機關誌	日本改造國策大綱の確定を目的とす	昭和青年會機關誌	—	國本社機關紙	皇道會	愛國青年聯盟、愛國學生聯盟、愛國法曹聯盟	大日本生産黨	新日本國民同盟	(國家社會主義)
東京市麹町區内幸町大阪ビル新	東京市麹町區丸ノ内三菱二十一號館	京都府南桑田郡龜岡町昭和青年會	東京市芝區琴平町三七喜多ビル	東京市麹町區平河町二丁目二ノ八	東京市芝區琴平町二	東京市麹町區有樂町一ノ六大正ビル	東京市日本橋區江戸橋二ノ七	東京市中野區昭和通一ノ七	東京市芝區田村町三ノ八

類人愛善新聞	昭和維新	國民運動	社會運動通信
—	昭和九、五、一	昭和八、四、一 (一〇、四以前は雜誌)	昭和三、五、七
三	一	一	日刊
(昭和神聖會支持)	政黨解消聯盟機關紙	國民協會	(通信刊行物)
東京市日本橋區人形町一ノ一四	東京市赤坂區青山北町四ノ一三松本方政黨解消聯盟	東京市麹町區内幸町一ノ六	東京市芝區田村町三ノ八

思想 關係 主要雜誌論文一覽 (昭和十年四・五・六月號)

政治及經濟

(昭和十年四月號)

天皇機關說論争の経緯	改造	鈴木安藏	印支貿易と銀價變動	時論	經濟學	茂木光太郎
世界幣制の混亂	同	高垣寅次郎	統制經濟と行政機關の改革	同	我觀	中野正剛
アジアの復興と日支の接近	同	嘉治隆一	刑法發達史についての一考察	同	歷史科學	小笠原欽明
經濟政策家としての大久保利通	中央公論	土屋喬雄	政治家の本質を論じて政治の復興に及ぶ	同	行動	佐々弘雄
日本は敵か友か	同	徐道鄰	日本に於ける産業組合の檢討	同	經濟評論	立田信夫
原さんより田中總裁まで	同	小泉三申	美濃部博士の憲法學說問題	同	社會評論	鈴木安藏
現代政黨論	同	馬場恒吾	美濃部の爆彈宣言	同	國際知識	赤松祐之
十三對一の想起	同	芳澤謙吉	天皇機關說の價値	同	轉機時代	五來素川
美濃部騷動の表裏	同	城南陸士	ロシアを打診する	同	同	吉村忠三
世界經濟は回復しつつあるか	經濟往來	笠信太郎	日露戦争と小村侯	同	同	本多熊太郎
「天皇機關說」の國體無視	同	鹿子木員信	農村金融の統制	同	同	周東英雄
國策審議會論	同	佐々弘雄	臨時利得稅計畫論	同	同	鈴木憲久
違憲立法審査權の本質的制約(一)	國家學會	高柳賢三	軍縮本會議の展望	同	同	明倫
地方交付金配分標準としての人口	雜誌	神戶正雄	「昭和維新のために」産業國策批判	同	同	同
蘇聯國の工業金融制度に就いて	經濟論叢	大塚一郎	美濃部博士の「天皇機關說」を排撃す	同	同	同
	同		既成政黨の崩壊と新興勢力	同	同	同

國體破壞の美濃部憲法

(昭和十年五月號)

美濃部問題と岡田内閣	改造	阿部眞之助	最近ソ聯邦の國內情勢	國際知識	茂森唯士
憲法學說と政治と世界觀	中央公論	中野登美雄	金融資本における三位一體	社會評論	佐多忠隆
日本主義と經濟政策の根本原則	經濟往來	土方成美	軍需景氣の考察	同	木村禎八郎
日本主義の再評價、再批判	同	藤澤親雄	ソヴェト事情特輯	同	同
ナチスの投げた一石	同	戸坂潤	國家の安定と政治の復興	同	同
美濃部問題と發賣禁止	同	圓地與四松	古代に於ける國家の發達	同	同
政黨政治のために	同	諸家	米國の海洋自由主義と英國の制海主義	同	同
備人税に就きて	同	若槻禮次郎	日本政治學確立に關する卑見	同	同
ロツシヤに於ける國民經濟の意義	經濟論叢	神戶正雄	時論	同	同
違憲立法審査權の本質的制約	同	白杉庄一郎	統制經濟の行方	同	同
御觸書集成に就て	同	高柳賢三	内閣審議會官制を彈違す	同	同
徳川封建制の解體過程、その特質	同	石井良助	政治學原理としての神隨ら	同	同
鎌倉政權の經濟的基礎	唯物論	平野義太郎	一木博士の機關說再論	同	同
刑法發達史についての一考察	歷史科學	渡部英三郎	官僚の歷史的新段階	同	同
第六十七議會と今後の經濟界	同	小笠原欽明	對支政策の基調	同	同
美濃部氏處分問題	進歩	木村禎八郎	我國國政を從斷する二思潮	同	同
獨逸の所謂爆彈宣言に就て	同	美杉喜八	建武の歴史を回想し今日の政治狀勢に及ぶ	同	同
	國際知識	林毅陸	勢に及ぶ	同	同
			(昭和十年六月號)	同	同
			ソヴェト憲法の民主化	同	同

改造 山之内一郎

經濟法則の具體的把握	改造	杉本榮一	金融機關統制の可能性・妥當性	經濟學	田邊忠男
内閣審議會論	同	馬場恒吾	新行動原則論	我觀	杉森孝次郎
獨逸再軍備を繞る歐洲政局	同	世界情報	内閣問題と政局	同	香月保
國境線上に躍るナチ・スパイ	同	鈴木東民	金融資本と國防費	同	齋藤直幹
一本喜徳郎論	同	鈴木平助	經濟國策に關する縮圖的考察	社會往來	船口萬壽
勞働賃銀論	中央公論	平野義太郎	廣田外交を打診す	同	毛利謙平
財閥その後の動向	同	鈴木茂三郎	鎌倉政權の經濟的基礎	歴史科學	渡部英三郎
銀貨暴騰事情と日本への影響	同	牧野輝智	外人の觀たる日本憲政成立史	同	鈴木安藏
審議會を繞る政局の渦紋	同	諸家	農村工業化問題を論ず	先驅	向坂逸郎
法律學と政治の統合	經濟往來	横田喜三郎	ドイツの再軍備宣言とその意義	同	美濃部亮吉
問題の一人一本喜徳郎	同	阿部眞之助	東北地方の産業組合	經濟評論	木村恒夫
すめらみこと	同	藤澤親雄	「大恐慌とその政治的結果」について	同	田邊惣藏
國家觀に於ける近代主義の崩壞	同	今中次磨	經濟思想史の一節	同	ヴェ・ケルレル
政局先づは一服	文藝春秋	城南隱士	最近の政局とファシズム	社會評論	鈴木安藏
違憲立法審査權の本質的制約	國家學誌	高柳賢三	我が立憲政治の「封建性」	進歩	鈴木安藏
本能の政治に於ける役割に關する	同	戸澤鐵彦	國體に關する訓辭	轉換時代	平沼騏一郎
ウオーラスの見解を顧る	經濟論叢	尾川虎三	職能代表制論	行動	木下平治
經營分析と經營統計	經濟學	ヨハネス・ラウレス	内閣審議會問題	同	香月保
初期耶蘇會士經濟學者ホアン・デ	論集	有澤廣己	國際情勢と軍需景氣	同	本有澤廣己
・マリアナの貨幣理論					
ドイツ強制經濟への途					

緊急國策としての選舉肅正	國策	北原龍雄	佛蘭西知識階級の展望	同	小松清
内閣審議會成立秘史	同	御手洗辰雄	日支提携と大亞細亞主義の實現	同	小尾範治
軍人と政治	祖國	巨巖生	日本農民戰爭史	我觀	稻村隆一
内閣審議會を何と見る？	同	諸家	ファシズムの社會觀	文化	新明正道
美濃部因違憲法論の淵源一本樞相	原理日本	義田胸喜	著名社會主義者の對基督教關係に關する告白	唯物論	早川二郎
の「國法學」	昭和	出口王仁三郎	所謂東洋史における「奴隸所有者的構成の缺如」を如何に説明すべきか	同	李清源
反國體學說を擊滅せむ	維新	杉森孝次郎	アジア的生產様式と朝鮮封建社會史	同	坂本三善
政治哲學の新原則	同	高橋經濟研究所	啓蒙とは何か？	同	坂本三善
現前經濟諸問題の検討	同	諸家	明治時代の日本主義	同	坂本三善
産業統制問題再吟味	同	諸家	幕末日本の科學者物語	同	坂本三善

社會思想及社會問題

(昭和十年四月號)

非常時現象と怪文書	改造	山川均	自由主義とファシズム	社會評論	向坂逸郎
思想の統一と危機克服	中央公論	森戸辰男	國民生活と國際生活の交流	國際知識	作田莊一
ヘチ公を中心として(社會時評)	文藝春秋	長谷川如是閑	汎ツラニズムと經濟ブロック	轉換時代	野副重次
民族主義の進行	經濟往來	高田保馬	日本民族の地理的特長	同	藤井眞澄
米の毒素	同	山川均	地方政治改革と農村問題	明倫	鈴木米藏
社會運動と人物	同	河野密	日本主義運動の現段階と對議會闘争	同	新津久井龍雄
イギリス知識階級の思想的動向	文藝	春山行夫	美濃部學說の思想的背景	同	中谷武世

(昭和十年五月號)

現代における自由主義の効用と限界	改造	大森義太郎
現代小ブルジョア階級	同	向坂逸郎
最近コムインテルンの動き	同	布施勝治
日本ファシズムの現段階	同	今中次磨
願落自由主義の検討	中央公論	諸家
梟雄アドルフ・ヒットラー	同	鶴見祐輔
知識階級と自由主義	文藝春秋	向坂逸郎
免職教授列傳	同	戸坂潤
テオドール・ガイゲルの社會學說	思想	森東吾
全體主義論理の進展	唯物論	保田久藏
政治と科學	社會評論	中野重治
言論と殉死	行動	杉森孝次郎
ファシヨ化と勤勞階級	同	榊俊雄
農家の飯米其他に對する差押制限に就て	新民	黒河内透
現代と社會不安	道德教育	飯野稻城
理論を乗り越える者	轉換時代	津久井龍雄
農村組織化の現段階	同	本小野武夫
自由とは何ぞや	祖國	北主幹

階段狀進展軌道

憲法學說を國家的に定立せよ	昭和	出口日出磨
(昭和十年六月號)	維新	下中彌三郎
現代支那に於ける孔子様	改造	魯迅
政治的自由の狹隘化と知識階級の立場	中央公論	今中次磨
社會時評	同	末弘嚴太郎
資本主義文明とその中心の移動	經濟往來	長谷川如是閑
世相を語る	同	山川均
勞働法講話	同	末弘嚴太郎
日本を何處へ引張つて行く	同	諸家
ギャング狩り	同	戸坂潤
至められた日本精神を恐る	文藝春秋	戸坂潤
民族と社會の發達	同	宮田修
社會哲學と社會政策	經濟論叢	高田保馬
ファシズムの社會觀(下)	論集	河合榮治郎
アメリカ白奴考(下)	文化	新明正道
五・一五事件の行方	同	池田哲郎
日本勞働組合總聯合會の最近の情勢に就て	社會往來	西牟田重雄
日本勞働組合總聯合會東京聯合會運動方針	同	皆川利吉

社會問題關係主要雜誌記事目錄

德川時代の百姓一揆について(上)	大原社會問題研究所雜誌	圖書室編
封建II農奴制社會	社會學	中村義人
戰爭時代のロシアの大學壓迫	歴史科學	スミルノフ
先驅	先驅	石濱知行
勞働組合會議内部の矛盾對立	同	荒畑寒村
非常時憲法學界風景	同	美濃部武夫
農村に於ける階級的協同組合の發展	經濟評論	資料研究
農家經濟上に於ける租稅公課負擔	社會政策	柏祐賢
自由主義を論ず	社會評論	藤澤親雄
日本ファシズムの特質	同	小岩井淨
國家主義運動の現狀	同	大井徹
恐慌飢饉下の農業問題	社會評論	關根悅郎
眞理運動批判	同	秋澤修二
學生運動秘話	同	玉城肇
ソヴェト事情特輯	同	ロシア問題
現代思想に於ける封建性の問題	同	進歩
ヒットラー治下のドイツ學生	同	美濃部亮吉
復古的潮流について	同	千葉龜雄
スターリン氏とウエルズ氏	同	戸坂潤

教育及哲學

間宮林蔵の生涯	同	貴司山治
新日本の求心運動	同	本矢吹慶輝
思想戦線の展望	同	諸家
新官僚に對する社會的考察	明德論壇	畔田穰
(昭和十年四月號)	改造	船山信一
日本主義理論の特質	同	西田幾多郎
ベルグソン・シエストフ・其他	經濟往來	三木清
ニイチエと現代思想	思想	金倉圓昭
輪廻思想の淵源	同	郭沫若
「易」の構成時代	哲學研究	赤松元通
知的直觀と辨證法	哲學雜誌	山口諭助
ヘーゲルと無	丁西倫理會倫理講演集	高島平三郎
世界の動向と教育者の自覺	教育	城戸幡太郎
兒童研究の歴史と問題	同	細井次郎
家庭に於ける母と子の關係	同	松永健哉
兒童保護施設の展望	同	松永健哉
本居宣長	同	松原晃

國民主義の道徳
美濃部博士學説の兎遡思想たる理
由

祖 國 北 主 幹
明德論壇 滿川龜太郎

(昭和十年五月號)

改革原理としての思想體系

中央公論 河合榮治郎

東大在學中の回顧

文藝春秋 深作安文

教壇回顧

同 桑木殿翼

哲學四十年

經濟往來 桑木殿翼

表現としての身體と實存としての
身體

思想 本多謙三

ヘーゲルと無

哲學雜誌 山口謙助

日本精神の體認に關する私の覺書

教育心理 槍崎淺太郎

唯物論の原則について

研究 山田 鐵夫

政權と教權

教育 城戸幡太郎

宗教教育と國家

同 田中峰子

昭和の日本精神

國 本 矢吹慶輝

(昭和十年六月號)

日本的性格の再検討

改 造 長谷川 如是爾

伊藤博文と元田永孚の思想的軌
跡

同 渡邊幾治郎

現代の浪漫主義について

中央公論 三 木 清

自由主義批判の批判

經濟往來 清 澤 列

ニイチエと現代
シエストフの思想

經濟往來 谷川 徹三

ビヘイビオリズム

同 河上徹太郎

近代唯物論とその發展

同 杉森孝次郎

知覺の限界

同 船山 信一

歴史的運動

思想 植田清次

思想時評

同 瀧澤克己

カントの世界像のシルレルに於け
る變化

同 哲學雜誌 エルヴィン・
ヤーソン

最近獨佛哲學概括

同 同

露伊現代の哲學

同 同

學問と國民性

同 同

修身教育と宗教教育

同 同

宗教と教育

同 同

心の構造の變化とそれから起る世
の中の見方考へ方の變化

同 同

形象理論の教育的批判

同 同

報道關心の發達と兒童と新聞の結
合過程について

同 同

彌勒の唯識哲學への新解釋(中)

同 同

水戸の學問と其の精神

同 同

シエストフ論

同 同

社會學 馬場啓之助

認識論としての辯證法の若干の
問題

唯物論 永田 廣志

辯證法の具體化の意味と方向

同 佐々木留次

日本「古代」史料について

同 渡邊 義通

ニイチエ論

先 驅 フランツ・
メイリング

ソ同盟の兒童藝術教育

文學評論 小田 二郎

現代思想とニイチエの超人思想

原理日本 三井 甲之

伯夷叔齊傳説と君臣關係

同 加藤 繁

大學生活の意義

行 動 河合榮治郎

日本教育は國史に基け

昭 和 江 口 宏

日本精神の誕生

維 新 若宮卯之助

文藝及宗教

(昭和十年四月號)

純粹小説について

改 造 橫 光利一

文學と社會的關心

同 大森義太郎

文藝ザックバラン(文藝時評)

文藝春秋 佐藤 春夫

世界文學と日本文學

新 潮 谷 川 徹三

文學の現實性

同 西脇順三郎

文藝時評

文 藝 細 田 民 樹

行動主義の文學的實踐
明治時代に於ける宗教の發展
過程

文 藝 青 野 季 吉

明治文學に於けるリアリズム
とロマンチズム

研究 秋 澤 修 二

文藝時評

同 土 方 定 一

「新劇の二途」再論

文學評論 片 岡 鐵 兵

思想と文學

同 同

テアトロ

同 同

思想と文學

同 同

水河のあくび(文藝時評)

行 動 阿 部 知 二

現實の豊富と文學の豊富

同 武 林 無 想 庵

文學ザックバラン

同 維 新 杉 山 平 助

批評の自律性について

改 造 谷 川 徹 三

文學の危機について

文 藝 秋 佐 藤 春 夫

文藝時評

同 新 潮 河 上 徹 太 郎

キェルケゴール論

同 同

社會主義リアリズムと反資本主義
リアリズム

文 藝 芹 澤 光 治 良

ソヴェート文學當面の問題

同 同

戦争と文學

能動精神の理解に寄せて

現代日本文學の根本問題

批評界墮落の根柢

(昭和十年六月號)

現代文藝批評家論

新進文藝批評家論

文藝時評

文藝時評

新劇と現代劇

批評の實際問題

文藝時評

非社會的非政治的ゲート?

文學の側面から見た小學國語讀本

プロレタリア文學の現相について

プロレタリア文學における一問題

文學に於ける偶然性と必然性

反對論者達に答へる

社會主義的リアリズムか

文學評論 中野重治

行 勳 青野季吉

祖 國 高須芳次郎

維 新 矢崎 彈

中央公論 勝本清一郎

文藝春秋 岡 邦 雄

同 川 端 康 威

新 潮 尾崎士郎

同 村 山 知 義

同 中 島 健 藏

文 藝 新 居 格

同 舟 木 重 信

教 育 茅野蕭々

先 驅 青野季吉

同 森 山 啓

同 戸 坂 潤

同 森 山 啓

同 金 斗 鏞

ソ文學當面の重要問題

時評的演劇論

生活と制作と

衣裳的思想と理論的思想

詩に於ける社會主義的リアリズムの問題

時代の疾患について

日本に於ける基督教運動の現在

進歩的文學者の共働について

反ファシズム文學の統一戦線

文藝時評

一七六

文學評論 水村宏一

劇文學 大山 功

文學界 中村光夫

同 森 山 啓

詩精神 遠地輝武

同 榎 南 謙 一

行 勳 比屋根安定

同 貴 司 山 治

同 士 方 定 一

同 深 田 久 彌

昭11
A
167

1499

秘

昭和十年九月

松田源治文庫

思想調査資料

第二十九輯

文部省思想局

紹介

獨逸に於ける自由主義批判

資料

昭和九年度特別講義要旨

圖書

雑誌

昭11
A
167

本資料は學校及社會教育團體に於ける思想上の指導監督に關し參考となるべき各種の資料を選んで之を採録し學生生徒の指導訓育に當る者其の他教育關係者の執務上の參考に資するを目的として編輯したるものなり

松田源治文庫

思想調査資料 第二十九輯

思想調査資料 第二十九輯 目次

思想調査資料 第二十九輯 目次

紹介

獨逸に於ける自由主義批判……………一

資料

昭和九年度特別講義の實施狀況及び講義要旨……………四

國家主義運動に於ける非合法事件關係學生生徒の身上調査……………壹

圖書選美

推薦及紹介圖書內容梗概(十一)……………六七

選定圖書內容梗概(八)……………八六

雜誌

思想關係單行本調(昭和十年一月—六月)……………八七

國家主義的思想關係主要論文一覽(昭和十年七月—九月)……………一三

思想關係主要雜誌論文一覽(昭和十年七月—九月)……………一三

紹介

獨逸に於ける自由主義批判

序 言

第一章 自由主義

 第一節 自由主義の思想體系

 第二節 自由主義の國家觀

 第三節 自由主義の文化觀

 第四節 自由主義經濟

第二章 自由主義への批判

 第一節 思想體系に就いて

 第二節 國家觀に就いて

 第三節 文化觀に就いて

 第四節 經濟觀に就いて

第三章 ナチスの思想體系

第四章 保守主義と自由主義

第五章 カトリックと自由主義

第六章 マルクス主義と自由主義

第七章 結論——自由主義の改訂

本稿は主としてオトマル・レンツ（Dr. Umar Lenze）の『政治的自由主義の終焉、ナチスによるその克服・政治的自由主義の實際政策』（Das Ende des politischen Liberalismus : Seine Überwindung durch den Nationalsozialismus, Gegenwartskritik des politischen Liberalismus, 1934）に基づいて、ナチス獨逸に於いて自由主義が如何にして批判され克服されたかを紹介しようとするものである。

歐洲に於いては、既にこの自由主義的思想や制度に對して政治的に批判され克服されてゐる所もあるやうである。そして本稿は獨逸に於ける此の種の論議を紹介しようとするのであるが、勿論此處では之を思想の問題として取扱つた。蓋し我國に於いても近時自由主義思想の問題が思想問題の論議の中心として漸次取り上げられつゝある狀況であるから、獨逸に於ける自由主義批判の概要を紹介することも強ち無益ではないであらう。

尤も茲に十分辭つてをかなければならないことは、これはオトマル・レンツの親た「自由主義」であり、又「獨逸に於ける自由主義に對する批判」であるといふ事である。本論文に於いてレンツは出来るだけ自己の意見を差し控へて、夫々の思想を夫々の主張者たちによつて紹介してゐるが、それとても勿論レンツの好みの加はつてゐる事はさふ迄もあるまい。併し比較的各方面の所説を客觀的に纏めあげてある點が参考になると思ふ。

第一章 自由主義

第一節 自由主義の思想體系

自由主義は理性から出發する。（Mises, Ludwig : Liberalismus, S. 5u. 6. Pfizer : Liberal, Liberalismus, S. 714.）自由主義によれば凡ての存在は合理的である。社會の諸問題も純粹に自然的な合理的法則によつて取扱はるべきである。而して合理的社會秩序の一部を成す自主的な個人も亦合理的な活動をするものである。（Stillch, Oscar : Der Liberalismus S. 27.）既に社會的活動が合理的法則に従つて發展するものである以上、その發展はそのままに放任すべきである。その發展こそは最も望ましい方向に相違ない。この、何ものによつても妨げられない活動に「自由」がある。

「自由」は消極的には「外界の障碍からの」自由として要求され、更に進んで積極的には「社會全體を調和的に組織する爲の」自由として主張されたのである。

社會は合理的法則に従つて發展すると云つた。それでは、社會の合理的活動を擔ふものは何であるか。云ふまでもなく、それは個人である。自由主義思想に於いて、常にその中心を成してゐるのは個人である。この個人は外部からの束縛と壓迫から自由でなければならぬ。何となれば、この「自由」は、個人がその理性を遺憾なく發揮する爲に、是非とも必要な條件だからである。このやうに自由な理性的個人の活動によつてこそ、人間社會は合理的に組織され發展する、と云ふ。

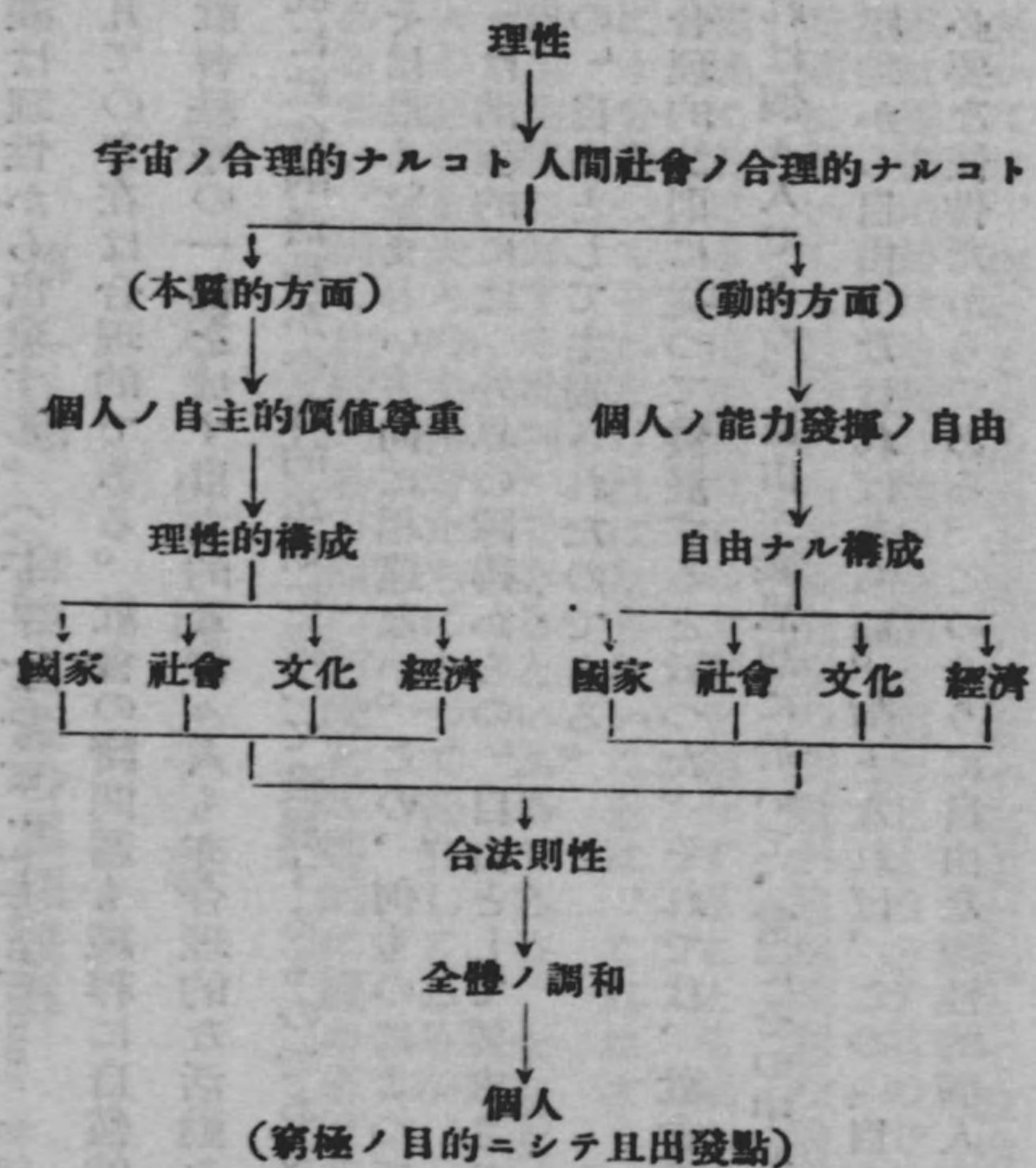
自由主義は、その思想と實踐との凡てに亘つて、人間と人間的價値をその中心に置く。人は行爲の規範を彼自身の内部に持つ。人は内心の道德的規範に従つて行爲する。自由人の目標は「人格者たること、調和的全體に自己を適應せしむること」である。（Most, Otto : Deutscher Liberalismus S. 14. 20.）

各人は人格者として人格の成長に努める義務がある。たゞ、人間の素質や能力には非常に差異があるから、社會に於ける各人の職能も異つてゐる。このやうに人は等しい素質と能力を持つものではないが、凡ての人は自己の能力を

最大限度に發展せしめる平等の権利を持つ。最も弱少な者も最も偉大なる者と同じく人間であることに變りはない。と主張する。こゝに自由主義は人道主義、世界同胞主義と結びつく。(Most, Otto: ibid. S. 15.)

このやうに、個人は自己の人格と能力との完成を目指して努力する。こゝに我々は、人間の思想も文化も、また人間社會も不斷、永遠に進展するものである、といふ確信を持つのである。この理性を持つ自由な個人に依る人間社會の進歩を信する所に、自由主義の原動力がある。(Rheinbaben, Rochus von: Liberale Politik im neuen Reich, S. 3.)

自由主義ノ思想體系



自由主義は理性的なる個人の自由なる活動によつて、調和的社會を造ることが出来る。考へる。それは、根本に於いて人間性が善であり高貴なものである、といふ思想を前提としてゐる。この樂天的な人性論から、個人に自由を與へてその能力を遺憾なく發揮させさへすれば、社會全體の調和に導くであらう、と主張する。(Morgen, Conrad: Liberalismus in dieser Zeit, S. 4.)

要するに、自由主義の基本觀念は理性、自由、平等、進歩、同胞愛である。自由主義は理性を本質とする個人に自由を與へて、人間

社會全體を調和的に發展させる事を理想とする世界觀である。ヘルクナーも、「自由主義は人間の價値と、人間性を改善する事の可能と、理性と自由とによる正義と眞理の勝利を信する世界觀であり、一種の宗教信仰である。」と云つた。(Herlener, Heinrich: Sozialpolitischer Liberalismus, S. 39.)

第二節 自由主義の國家觀

その思想體系によつて明かなやうに、自由主義は個人を第一次的のものとし、社會を以て個人によつて造られた第二次的のものとする。即ち、國家は個人より前に存在するものでなく、個人が國家に先立つものである。初め個人は相互に不斷の鬭争状態に在つた。やがて、人々は平和に共同生活をする方が望ましいと考へ、その爲には各人の持つ自由の一部を制限しようと思つた。何となれば、萬人に對する萬人の鬭争は、各人が無制限の自由を享有する所から起つた事だからである。斯くして人は社會生活をするやうになつた。そして、制限されても、まだ各人に残されてゐる基本的自由を保障する爲めに、一つの權力が承認された。この、各個人に許された自由を保護する爲に認められた權力は、社會の中心をなす制度として強制力を持つことを認められた。これが國家である。そして、此の國家の持つ權力を行使し、その權力を支持する制度を組織してその活動を分擔する者は、個人である。

國家自身は何等自主的な目的を持つものではない。個人々の能力を發展せしめ、その人格を完成することのみが國家の目的である。「人間は國家其他凡ゆる社會制度の目的である。國家及社會の諸制度は、それ自身目的ではなく、それらは個人たる人間より高い價値を有する生命では決してない。それは一つの抽象に過ぎない。」(Viese, Leopold von

: Liberalismus in Vergangenheit und Gegenwart, S. 76.)

國家や社會の内部に活動する個人は合理的存在である。國家、社會の調和的發展は、個々人に行爲の完全な自由を保障して、何等束縛、妨害を加へない時に到達される。少くとも自由主義的な國家は、個人の行爲に對する國家權力の干渉を最少限度に止めようとするものである。それによつてのみ國家及凡ての社會制度は調和的に發展することが出来る。

社會の内部に於いては、個人が個人と並び存するのであつて、その間に階級の特權は認めらるべきでない。階級の特權は自由にして合理的な個々人の活動を阻害するものである。何かの形で特權階級を認める社會に於いては、必ず社會的政治的に壓迫被壓迫の關係があり、權力と暴力との鬭争が起つて、社會の調和的發展は望まれない。

國家は力によつて立つ國家ではなく、法治國家でなくてはならぬ。何となれば、法治國家に於いてのみ個人の自由と平等とは保障されるからである。社會生活をする個人の自由は相互に制限されてゐる。その制限された自由を保障するのが國家である。

國家の任務は第一に内政で、國家内部に於ける國家と個人との關係を規制することであり、第二には外政で、諸國家との關係の調整である。

内政に於いては、個々人の自由を保障するだけが自由主義的國家の任務である。既に述べたやうに、個人の自由は決して無制限に許されるのではない。併しそれは如何なる根據から制限されるのであるか。自由主義者は答へる、個人的自由の發展を保護するといふ理由からのみ、國家は個々人に賦與されてゐる自由を制限することが出来る、と。

國家は國家自身及個々人の自由を、外部からの侵害に對して保護しなければならぬ。必要とあれば力を用ひて可なりである。但し國家が自己の任務として取扱ふ問題は、凡ての時代を通じて同一であるとは云へない。その窮極的目

的とする所は常に同じであるが、特定の時代に於ける國家の任務は、その時の經濟的、社會的關係の如何によつて決せられる。

外政に於ける國家の任務は、凡ての國家を調和的に發展させることである。國家生活に於いて自由主義は個人を起點としたやうに、國際關係に於いては自國の立場から出發する。併し自由主義者は、諸國家の對立關係以上に、凡ての國家を包括する組織を認める。各々の國家は、個人と團體の理性的活動の成果であるから、諸國家を包括する組織に於いても理性的秩序があつて然るべきである。

然らば自由主義は、事實上存在する國家間の紛争を如何に解決せんとするか。自由主義は、國民的對立によつて生ずる紛争を解決し、その正邪を判定する方法として、戦争なる手段に訴へることを、原則として排斥する。(Mises, Ludwig: Liberalismus, S. 21. Rheinbaben, Rochus von: Liberale Politik im neuen Reiche, S. 48.) 個人間に於けると同様、國家間に於いても、理性がその關係を媒介するものであるから、國際關係は國家相互の信頼の上に築かれねばならぬ。各國民は互に補足すべきであつて、産業的分業、友情がその關係の基礎である。成程現在に於いては、平和的に法律的に解決し得ない紛争が、國民間に起ることはある。併し法律制度の進歩によつて、個人間の不和が暴力ばかりによらず、次第に平和的に法律的に解決されるやうになつたと同様、國民間の紛争に於いても、暴力行使の範圍が狭められる傾向にある。(Baumer, Gertrud: Demokratische Politik, S. 62.)

併し自由主義者も、凡ての戦争を罪惡なりとして、これに絶對反對するのではなす。(Baumer: ibid. S. 64.) 云ふまでもなく、國家には外國の侵害を排除する義務がある。それで、國家の存立が脅かされるやうな場合は、防禦的戦争もまたやむを得ない、とされる。(Baumer: ibid. S. 64.)

自由主義國家の對外關係は、自國の自由を如何にして擴充すべきか、といふ觀點から處理される。併しその「自由」は、自國の力によつて他の諸國家を支配する「自由」ではない。飽く迄自國の「自由」は、諸國家間の秩序と調和するものでなくてはならぬ。

次に、自由主義國家も自國の特色と本質を自覺して、それを内外に宣揚する點に於いては、國民的であること勿論である、と主張する。只、自國の特色を維持發展せしめると共に、他國の特色を尊重し、その美點を攝取するに寛容である。此の意味に於ける國民主義は、諸國民によつて成る人類社會の道德的、文化的發展に貢獻するものである。(Bismarck, G.: *ibid.* S. 37. Rheinbaben: *ibid.* S. 63. Wiese: *ibid.* S. 195.) この國民主義は自由主義の基本原則たる理性、自由、權利平等が國際關係に適用されたものに外ならない。個々人が自由に發展して、社會生活の調和を實現して行くやうに、自由主義的諸國家は相互に自由を保障し合ひつゝ、遂には人類社會全體に人道を實現せんとするのである。自由主義的國家の基調はコスモポリタニズムであるにも拘らず、各國はその民族的、國家的特徴を遺憾なく發揮すべきである、と主張する。何となれば、善き意味のコスモポリタニズムは國民的自尊心と、決して矛盾するものではないからである。(Wiese: *Gibt es noch Liberalismus?* S. 24.)

要するに、自由主義國家は理性と自由の上に築かれた國民的國家で、對内的には社會全體の調和を實現する爲に個人の自由を保障し、對外的には國家の自由を保障すると共に、他の國家も同等の權利を持つものと認め、國際的紛争を理性によつて解決することに努力するが、防禦の必要ある場合には決して戦争を辭するものではない。

自由主義國家にも強制權が要る。併しその強制權はどんな性質を持つてゐるか。國家の權力は自由な理性的個々人の承認によつて成立する。故に國家權力は、何か個人を超越した力の源泉から導かれたものでなく、實に個々人によ

つてつくられたものである。國家權力は決して濫りに人民を束縛してはならぬ。國家は社會契約によつて定められた自由を個々人に保障する義務がある。個人の義務は、與へられた權利の範圍を出でないことであり、國家の義務は個人の自由を侵害しない事である。

國家權力は自由意志によつて服従する個々人の持つ自由を、制限する規定の總和である。この法律制度は國家と個々人との間に、信頼の關係があつて初めて維持される。個々人が集つて社會が成立し、地域的種族的團結が出来た時に民族團體は生れる。民族が獨自の特色を自覺し、國家權力の支持者となつた場合は國民となる。國民は、法律によつて定められた自由を、國家によつて保障されることを要求する。かくして國家權力行使の範圍が限定される。これが「國家からの自由」であつて、自由主義的要求の第一歩である。

このやうに、「自由」の要求は先づ國家權力の制限といふことに現はれた。併し「自由」の價值を尊重しなければならぬ、といふことは、國民の精神的、物質的生活の本質からみて當然の要求である。國民は各自の持つ諸種の能力を遺憾なく發揮し發展せしむべきである。國家權力は、その發展を阻害しないやうに氣を付けなければならぬ。何となれば、國民の文化的發展は國家權力によつて創られるものでなく、むしろ國家干渉の範圍外の領域で實現されるものだからである。國家は成べく權力行使の範圍を縮小し、出来るだけ直接に各種の事業に通曉した人々に委任してやらすべきである。國家はたゞ諸團體の自治の上に、行政的監督を及ぼすに止めるがいゝ。利害關係を有する、熟練した經驗豊富な人のみが各種事業に於いて最も効果を擧げ得るからである。

次に自由主義的國家に於ける政治的指導者は如何にして選ばれるか。指導者を選ぶ爲めには、政治を指導する團體即ち政黨をつくる必要がある。自由主義は政治的自由を確保する爲に、人民が國政に參與する權利を要求した。そし

て國家の意志を形成する各人は平等の政治的権利を持つと主張され、平等、普通、直接、秘密の選舉權を求めた。そして、人民が國家權力に参加することを許されるや否や、政黨は成立せねばならぬ。人民は政黨を通して代表者を議會に送る。議會に於いては、自由な討論によつて互に他の意見を尊重し、社會全體の爲めに最善なるものと正義を發見し實現せんとするのが政治的自由主義の目的である。

第三節 自由主義の文化觀

自由主義によれば、個人は凡ゆる精神的なもの、支持者であるのみならず、實にその創造者である。それで、この個人に自由が與へられる所に、文化の合理的發展が期待出来る。更に進んでは、自己と異つた者に對する寛容な態度によつてこそ、精神的文化的領域は開拓されるであらう。即ち先づ國家權力からの「自由」、次いで社會の輿論による強制からの「自由」が必要なのである。「自由な考へ方を望む者は、思想の自由と教授の自由とを要求する。それは自己と異なる思想を抱く人々と争はんが爲に利用さるべき自由ではなくて、深く反省するならば、必ずやレッシングの意味したやうな思想的態度に導かるべきものである。」(Rheinbaben, Roehus von: Libe ale Politik im neuen Reich. S. 43)

註 レッシングはオルソドックスにも懷疑派にも與せず、理性的な自然神教的立場を擁護する諸論文を書いた。彼によれば、一宗派のドグマは決して唯一完全な窮極的眞理を表現するものではない。各地に發展した歴史的諸宗教は、夫々眞理の持つ多くの面の一つを表現するに過ぎないものである。故に凡ゆる宗教は全體として悉く人間の精神生活の發展に貢献しつゝあるものである、と説いた。彼は人道と慈悲の精神を鼓吹し、狹量、不寛容なる宗派根性、誤れる愛國主義、階級的偏見に反對した。この主張は有名なる Nathan der Weise (賢者ナターナン)——一七七八—七九——なる詩劇に結晶した。作中の人物たるマホメット教徒サラディン、ユダヤ人ナターナン、キリスト教の騎士の三人によつて、三つの異なる宗教の何れに於いても崇高なる精神と人があること、従つて一つの宗旨を奉ずる人が異なる宗旨をとる人を迫害するの誤れることを示したのである。

自由が與へられた時に最も理性的な文化が創造される。何となれば個人はその本質に於いて、必ず理性的であるから。これによつて精神的、物質的生活も合理的な秩序を以つて發展するであらう。又、各人は精神生活の支持者であるばかりでなく、創造的活動の單位である以上、凡ての人が文化に參與しなければならぬ。その爲には各人は皆精神的に向上する必要がある。先づ教育によつて、各人がその能力に従つて自己の特色を發揮し、社會の一員として有意義な職能を果し得るやうな資格と可能性を與へなければならぬ。故に自由主義は義務教育制度を要求し、大學を特權階級の獨占から解放しようとする。このやうに文化を民衆化し、特權階級の獨占から奪つて民衆の共有物とし、各人を悉くこれに参加させるやうなことをすると、文化を俗流化するおそれがある、といふ人があるかも知れないがそれは間違つてゐる。文化の解放は決して文化の水準を引き下げることにはならない。自由主義者が自由と機會の平等を要求するのは、各人が外部からの干渉や強制を俟たず、自己の衷に精神的指導者を認め、自己の自覺と信念に従つて自發的に自己の使命を果たさせる爲である。

次に自由主義は宗教に對して如何なる態度をとるか。神に就いて如何に考へるかは、各人のみに關係することであるから、自由に選擇せしむべきである。自由主義は最後の決定を個人に委ねる。たゞ自由主義は決して精神的文化的領域に於いて宗教的要素を閑却するものではない。併しドグマによつて、宗教そのものと一宗派とを同一視する態度を排斥する。「自己自身に忠實である限り、ドイツ自由主義は一宗派に統一さるべきではない。併しドイツ文化の根柢

はキリスト教主義であるから、どんなことがあつてもこの範圍を逸脱することは許されない。でなければ國民の精神的發展は阻害され、國民性の陶冶と情操教育は最も重要な根據を失ふ事になる。」(Rheinbaben: *ibid.* S. 41.)

次は教會と國家との關係である。自由主義は教會が國家より優越した地位を占める事に反對する。何となれば、教會を國家の監督の下に置かなければ、精神的、宗教的自由は充分に保障されないからである。又教育も教會に獨占すべきではない。子供の親は、自己の意見によつて、教會以外の機關に教育して貰ふ自由を持つべきである。一つの宗派に拘束されない教育を受ける事によつてのみ、子供は成長の後、独自の立場から自由に思索し研究するに足る能力を獲得できるであらう。ドグマは強制すべきでない。それは飽迄各人の選擇にまかすべきである、と云ふ。

要するに自由主義は文化國家の創造を目標とする。文化國家の持つ最高の意味は、その精神的意味である。そして、凡ての外部的、物質的なるもの、即ち法律、行政、労働、富、權力手段等は悉く、凡ての人々をして文化的價値を獲得せしむる爲めに奉仕すべきものである。

第四節 自由主義經濟

自由主義に従へば、經濟は合理的秩序に従ふものである。(Briefs, Coetz: *Der Klassische Liberalismus*, S. 33.)それで、經濟界に調和的狀態を招来しようと思へば、經濟的活動に決して干渉してはいけない。經濟生活は自由であるべきである。換言すれば、經濟生活は生産、營利の自由といふ原則に従はねばならぬ。即ち、各人は如何なる方法で、又如何なる方向に於いて生産し營利を追求しようとも自由でなければならぬ。この自由から無制限な私有財産制度が導かれる。この財産權は、自己の労働の結果に對する權利に根據してゐるのである。(Zweig, Ferlinand: *Die vier System*

der Nationalökonomie, S. 63.)

人は自由な市場に於いて、自由競争によつて財貨を需要者に賣ればいゝのである。この自由に決定された價格が市場を支配する。かくして生産の自由は自由競争と共に自由經濟制度の原動力をなしてゐる。自由競争は決して鬭争といふやうな結果をもたらすものでなく、却つてそれによつてのみ調和的な協働を期待し得るのである。

經濟人は財貨の販賣競争に於いて最大の利益を獲得せんとする。かくして自由經濟制度は、個人の富を目標とするものである。自由な經濟人は、社會全體の人々の需要に應ずる爲めに働くのではなく、自己の利得の爲めに働くのである。

自由主義に従へば原則として國家は經濟に干渉する權利を持たない。國家の干渉を許すならば、經濟の自由な發展は阻害され、攪亂されて社會的不調和を來たす。故に國家は自由經濟を維持し、個人の私有財産を確保しなければならぬ。それで、或人の行爲が他の人々の經濟的自由を妨害するやうな場合に限つて、その障礙を除去する爲めに、國家は經濟生活に干渉するのである。

第二章 自由主義への批判

第一節 思想體系に就いて

ナチス獨逸に於いて、自由主義は最も甚だしい非難を浴びてゐるが、それは必ずしも自由主義の本質に向けられたものばかりでなく、最近まで民衆を苦惱に陥れた、凡ゆる社會的、政治的弊害、缺陷に對してたゞ自由主義だけが責

任を負ふべきだ、と主張され宣傳されてゐることは豫め注意しなければならぬ。(Moeller van den Bruck: Das dritte Reich. S. 79. ff.)

先づ自由主義が理性を出発点とする所から、それが極端な合理主義、主智主義であるとの非難を蒙る。「理性のみによつて世界を餘す所なく理解し説明し得ると考へる信仰、理性を唯一の神として崇拜するのが、此の墮落した世紀の特徴であつた。」(Messner, Joh.: Liberalismus. S. 970.) 此の自由主義が「理性の獨裁を此の世にもたらしたのである。」(Blank, Herbert: Wir suchen Deutschland. S. 168.)

理性が人間的、社會的なものを支配する唯一の原理ではなくて、むしろ非合理的、神秘的な創造力こそ我々を支配するものである。然るに自由主義者は、理性の冷酷にして散文的、平凡な解釋によつて、人間社會を理性的法則に従つて進行せしめようとする。こゝに人間社會を創造し構成する理性以外の、最も重要な要素の作用を無視し攪亂してしまふのである。「合理的思索は生命の根柢を蝕み、血液を汚毒する。神によつて與へられた秩序は差別の上に立つてゐる。神は人間の不平等をつくつたのであつて、現代のやうな悪平等な社會秩序と何等の共通點もない。」(Strasser, Gregor: Kampf um Deutschland S. 133.) 「實にこの極端な合理主義が社會を混亂せしめ、社會に内在する力を弱めてしまつたのであつた。個人主義的な人間は社會建設者としての役割を持つことは出来ない。彼等は社會を崩壊に導くばかりである。」(Jung, J. Edgar: Die Herrschaft der Minderwertigen. S. 146.)

合理主義は個人の自由を説くが、個人の自由なるものは現實にはあり得ない。「自然的自由は、個々人が全く孤立してゐる状態に過ぎないのであつて、これは空想である。我々は幾重にも互に繋り合つてゐる。個人主義、自由主義の主張は、國家、社會に有害この上もなし。」(Brunstäd, Friedrich: Die Staatsideen der politischen Parteien. S. 19.) 「個人

の自由を主張する事は危険な空想であるばかりでなく自然に反する。」(Rosenberg: M. thus. S. 502.) 人間はその本質に於いて孤立的存在でなく、生死を通して全く社會に結びつけられてゐる。「進歩、自由、平等等の觀念は、今や殆んど克服されて過去のものとなつた。これらは現實の社會事情に適合せず、非現實的である。人間は自由でない。十重二十重に束縛されてゐるのが人間の現實である。」(Beer, R. Rüdiger: Konservativ? S. 13.) 「人間は自分一人だけでやつて行ける自足的な性質を持つものでなく、共同社會の本質を持つ。」(Wahl, Adalbert: Vom schlechten und vom rechten Individualismus. S. 8.) 個人は人間的、社會的秩序、活動を構成する單位ではない。何となれば、人間は一人では何もかも創造し構成する能力を持たないからである。「人間の持つ精神的なものは、共同社會的關係の中からのみつくられるのである。精神的、文化的なものは決して孤立した個人に由來するものではない。自己のみに於いて、精神的なものは決して完成する事はない。それは同時に他の人々との關係——それは間接であつてもいゝが——に於いてのみ意味がある。」(Spinn, Othmar: Der wahre Staat. S. 26.) 故に「最も本源的なものは孤立した個人ではなく、更に高き精神的、道德的、協同的、情意的秩序である。」(Brunstäd, Friedrich: Deutschland und der Sozialismus. S. 109.) 個人には何等自由なるものはない。個人には自由なかるべからず、といふ意味の「自由」は真正な道德的自由ではなくて、自由主義によつて汚された自由である。「自由主義者によつて倫理的な自由觀念が政治的自由と混同された。かくして自由は道德の教師から政治的自由主義の下僕となり果ててしまつた。」(Jung, J. Edgar: ibid. S. 50.) このやうに俗流化された「自由は人間社會を無政府状態に導くであらう。「獨逸の個人主義者は無政府への道を辿るものである。」(Jung: ibid. S. 225.)

次に自由主義は個人を理性的なものとして、自己の裏に行爲の規範を求めさせる。このやうな考へ方によつて、遂

には人生の凡ゆる方面に於ける權威の存在を、人間が見失ふやうな結果になる。(Meisner: *ibid.* S. 969)

人間社會の單位は自由な個人である、と云ふ主張から進んで、自由主義は法律の前に萬人が平等である、といふ原則を導き出した。所が、「人間は既に生れた時から凡ゆる點で異つてゐる。我々はこの、人間は平等である、といふ眞赤な嘘を極力排斥しなければならぬ。」(Strasser, G.: *ibid.* S. 134)「平等思想は西歐の恐るべきベストである。この爲に民衆は賤民になり下つてしまつた。併し新時代の新鮮な血液を持つ者は、決してこのやうな魔術に瞞まされるやうな事はなす。」(Jung: *ibid.* S. 101.) 自由主義の平等観は人間社會生活に於ける凡ての價値を混亂せしめる。それによつて民族も文化も道徳も、その根柢から覆へされてしまふ。(Strasser: *ibid.* S. 133.) 即ちそれは、指導者たるべき自由にして偉大なる人格の價値を否定して、その代りに衆愚の錯覺と空想を持つて來たのである。

更に、自由主義者は人間と人間社會を以て、その本質から見て當然に進歩するものと樂觀してゐるが、それは間違つてゐる。事實、多數の保守主義者は決して「進歩」を信じてゐないではないか。自由主義者が待望する「進歩」は却つて社會の瓦解と混亂を招くばかりである。「嘗つて人間社會を進歩せしめんとした運動は意味を持つてゐた。併し此の運動によつて過去の桎梏を解かれた以上、それからの自由主義は虚空に幻影を追ふものであるか、或は自殺を意味するものに外ならぬ。」(Jung: *ibid.* S. 128.)

更に自由主義者は個人が相互に人格を尊重すべきことを教へる。所がこの人道的運動の爲に、歐洲各國では不治の病人や狂人を養つて置く贅澤な病院其の他の機關が設立され、又犯罪常習者を恰も不幸な人のやうに取扱つて保護する爲に、民族共同の利益を閑却する傾向が見られる。これらの人々が再び社會に出て不良な子孫を残すことがあつてもこれを放任して顧みない。

又思想の自由なる名の下に、不健全、低級の遊蕩文學を社會に氾濫せしめる。或は人道主義宣傳の結果はネグロやユダヤ人等が北歐人と結婚したり、經濟界や官界で重要な地位を占めたりする結果になつた。このやうに、民族的榮譽と自尊心に相反しこれらと全く切離された人道主義は、欺瞞的な國際的經濟組織と結びついて金力萬能の社會を招來した。金力ある少數者は名譽ある地位を獲得し、大多數の獨逸人は強制的勞働を通じて搾取されるに至つた。(Rosenberg: *ibid.* S. 528.) 此の前世紀の異端者たる人道主義者の流を汲むのが現代の自由主義者で、血液や民族を問題にせず、人間である以上民族の如何を問はず、平等の價値を持つと考へる。かくして彼等は民族的差別を撤去せんとするものである。實に自由主義は血と民族とを憎むのである。(Blank, Herbert: *Wir suchen Deutschland.* S. 151.)

自由主義者は理性と自由と進歩とによつて人類社會に調和を期待するが、事實はそれと反對に、それらは人類社會を混亂に陥れるものである。彼等は決して建設者ではあり得ない。彼等によつて眞正にして健全な社會は破壊されるのである。現代社會が腐敗と不調和に苦しめられるに至つた根本原因は、實にこの自由主義にある。自由主義は神の意志に反して社會を罪に陥れたものである。(Miltenberg, V.: *Schleicher, Hitler? — Coronwelli* S. 15.)「自由主義の世界はたゞ利害打算のみによつて支配される。」(Lampe, Jörg: *Revolution der Macht* S. 14.)「自由主義は人間を痴人か犯罪者にする。」(Moeller van den Bruck: *Das dritte Reich* S. 92.) 要するに「自由主義は獨逸の土地に適合せず、従つて獨逸に於いて何等積極的、生産的な貢獻を爲し得ず、現代社會を必然的に動かさしつゝあるものを理解せず、思索と抽象の世界ばかりを取扱ふものである。かゝる英國流の自由主義は、我々の前途を障害する障碍の岩である。」(Spengler, Oswald: *Preussentum und Sozialismus*, S. 36.)

第二節 國家觀に就いて

國家は個々人の契約に由來するものでなく、その源は神に遡らねばならぬ。(Jung: *ibid.* S. 133. Messner: *ibid.* S. 279.) そして國家は個人に基礎を置くのではなく民族に根據する。又個人の存在が國家に先立つのではない。最も根源的なものは孤立的な個人でなく、精神的、社會的共同體である。(Brunsd, Friedrich: *Die Staatsideen der politischen Parteien.* S. 12.) 國家は個々人が合理的に人工によつて集つたものでなく、獨特の超個人的な生命力と傳統を持つ自主的全體である。所が、自由主義的國家は個人を本源的なものとして、國家の前に存在する自足的なものと主張するから、その國家は原子的集合體に過ぎない事になる。併し國家を機械的法則に従つて組織する結果は、國家の内部的生命をすっかり破壊してしまつたのである。こゝに、國家は冷酷な強制機關に過ぎない事になつた。このやうな機械的、強制的機關としての國家は、それ自身に於いて何等精神的意味も道德的理想もなく、單に個々人の目的を達成する爲めに造られた一種の道具である。(Spann, Othmar: *Hauptpunkte der universalistischen Staatsauffassung.* S. 7.)

自由主義によれば、國家は内政に於いて個人的自由の保障を第一の問題とする。併し國家は、個人の爲の自由なく社會の爲に自由を保障しなければならぬ。國家には、人民の權利を保護するばかりでなく、社會全體の福祉を圖る使命がある。民族主義的な觀方によれば、「國家は單に民族生活を維持發展させる爲の手段である。」(Hilfer, Adolf: *Mein Kampf.* S. 421.)

次に自由主義は當然に國際主義と平和主義とに導くものである。成程、自由主義者の或者は國民主義を唱へるが、それは對立國家を認める、といふ位の程度で、それには真正な國民主義の基礎となつてゐる所の民族の意識が缺けて

ゐる。「單なる國民なるものは、一國家にまとめられた大衆に過ぎない。それは運命的な血液を根據とした民族とは異ふ。」(Jung, J. E. *ibid.* S. 116.) 人民を背景とした國家權力を確立し、人民の意志を通して行ふ政治即ちデモクラシーは眞に民族の觀念を含むものではない。自由主義が國民と呼ぶのは、單に獨立した個人の總和であつて、その個々人の間には内部的に密接不離の有機的關係がない。それは原子的個人の機械的集合である。

多數人が同一の外部的條件の下に生活し、歴史と傳統とを共にして一つの精神的社會を成すものが民族である。各個人は此の民族的性質を部分的に反映する。所が自由主義的デモクラシーは民族を全く度外視して、個人主義に立脚した政治をして來た。それは腐敗した政黨を通じて行はれる多數者支配である。各政黨は社會全體の福祉を増進し國民を精神的に向上せしめんとする包括的な目標を持つやうな事はなく、自分達の利益に合致する政策を國家内部で實現しようと互に鬭争する。このやうな利害打算によつて集つた團體が政治的に活動すれば、民族的團結は破壊される。自由主義的デモクラシーは必然的に國家を黨争と分裂に導くのである。(Spann, O.: *Der wahre Staat.* S. 92.) として政黨の離合集散は主として金力の所在による。従つて最も大きい金力を持つ者が、政治的に優勢な地位を占める事になる。此の意味で、政治は金力支配を實現せんとする私黨と云へる。又自由主義は普通、平等、直接、秘密の選舉を要求する。併し此の秘密選舉は民族の精神を墮落させるものである。(Rosenberg, A.: *Mythos.* S. 517.) 「今日の青年は最早、あの空虚な賤しい投票用紙を魔法の杖のやうに崇拜してはゐない。それは民族の敵である所のデマゴグが民族を分裂せしめんとして用ゐる道具と觀られてゐる。」(Rosenberg: *ibid.* S. 475.) 自由主義は機械的に、選舉權を凡ての人に平等であるとする。此の平等な選舉權によつてデモクラシーは、純粹に數の專制的支配であることを暴露してゐる。自由主義によれば、各個人は同等の價值を持つ原子である。従つてニイチェと彼の靴磨きは、全く同等の

發言權を與へられるわけである。即ち價值でなくて多數が支配する。所が一體、誰も平生から多數の趨く方面に従つて盲目的に生きてゐるのではなく、只價值と眞理に従つて自己の生活を指導しようと希つてゐるのではないか。(Spaun, O.: Der wahre Staat. S. 84—5.)

更に自由主義者は、選挙によつて人民の中から最も能力ある者が指導者として選ばれる、と云ふ。併し事實は、大聲を出して空理空論を弄ぶ人、全く實行力のない野心家が政治家として選挙される。このやうな極く價值の低い分子が、デモクラシーでは民衆の支配者に成り上る。この價值の低い人々を、民族の支配的地位から追放する事が、ナチスの第三帝國に於いて先づ爲さるべき事である。(Jung, G. E.: ibid. S. 326.)「初めにはニイチェと彼の靴磨きとが同等の發言權を與へられ、その結果ニイチェの價值は蔽はれてしまつた。次には浮浪人が靴磨きと同等の發言權を許されることになる。かくして、民族中の最下級の多數者が、指導者たるべき價值的上級者を壓服することになる。」(Spaun, O.: Der wahre Staat. S. 92.)「デモクラシー的議會主義の目標は賢良を集める所にはなく、精神的には全く奴隸的な零に等しい人々を操る事にある。各人の人格が貧弱であればある程、彼等を一定の方向に導くことは容易であるか否か。」(Hiler: Mein Kampf. S. 99.)そして自由主義者は議會を以て、立法と國策を審議する處と考へてゐるが、事實に於いてそれは苦惱に喘ぐ民衆にとつて、無意味な贅澤物に過ぎず、却つて社會を腐敗せしむる根源をなしてゐる。議會制度によつて、偉大なる人格の感化と權威とは甚だしく制限されてしまふ。現在のやうに、最悪な分子を民族の指導者として議會に送るやうな事は、自然の本質たる貴族的、價值的秩序に反する。(Hiler: ibid. S. 87.)斯くして「獨逸に於ける議會主義は無意味か叛逆かである。」(Spengler, Oswald: Preussentum u. Sozialismus. S. 55.)「デモクラシーは價值の低級な多數人に、高級者と同一の權利を與へた結果、強健にして創造的なる民族を顛落に瀕せしめた。」

(Rosenberg, A.: Das Wesensgefüge des Nationalsozialismus. S. 11.)

第三節 文化觀に就いて

自足的、自主的、合理的にして自由なる個人を基礎とする自由主義の文化觀は、必然的に形而上的なものを除外する結果となる。若し個人が精神的に獨立したもので、自己自身のみ満足して止まるならば、斯く孤立した各人は精神的に貧弱極まるものとならざるを得ない。個人のみが絶対であるから、個人を超えた複雑にして無限悠久なものは悉く看過されてしまふ。従つて個人主義の世界では、凡ての客觀的價值と妥當性とは否定され、人々は功利的にならざるを得なす。(Spaun: Der wahre Staat. S. 64.)自由主義的個人主義によつて民衆は現世的、唯物的となり、道徳も社會秩序も超自然的、神秘的なものによる價值に關係しないやうになる。凡ては個々人の利害打算によつて決せられ道徳も相對的意味しか持たず、經驗的に個々の場合に於いて有利なものが善であるとされる。延いては宗教、哲學、藝術も皆經驗と知識と效用とに還元されてしまふ。「知識は力なり」と云ふのが自由主義精神の標語であつて、凡てを理解し合理化しなければやまない。即ち、知識が支配するのであつて、宗教的なもの、形而上的內心的な價值、美等は顧みられず、凡ては歸納的説明、經驗的知識、外觀による測定によつて合理化されるのである。この知識偏重主義から唯物的人生觀が生まれるのである。

自由主義の追求するものは、ひたすら外界に向つて物質的に發展する文明 (Zivilization) であつて、眞の意味に於ける文化 (Kultur) ではない。(Spaun: ibid. S. 63.)故に自由主義は文化の敵である。更に、自由主義文化は國民的であり得ない。何となれば、それは個々人を中心とするものであつて、その個々人の自由と理性とは、特定の民族と必然

的に結びつくとは限らないからである。自由主義者は學問、思想、文化等の國際性を到る處で強調する。實に、この現實の人生と密着しない、民族性を無視した、價値なきものによつて十九世紀は汚辱されたのである。その結果、民族は進むべき方向を誤り、恐るべき絶望と價値の否定、神の喪失に陥つたのである。(Strasser, Gregor: Kampf um Deutschland. S. 137.) 文化の源泉は凡て民族に求めねばならぬ。文化は國際的なものでなく、常に特定された血液の所産である。要するに自由主義文化は、自由と合理性によつて民族の根柢を破壊し神を見失はしめ、道德的墮落に陥れ權威を無視して下劣な分子を社會に跋扈せしめた。(Rosenberg: Mythus. S. 117.)

第四節 經濟觀に就いて

自由主義經濟は自由と私有財産と競争に基礎を置く經濟である。利己的動機が經濟人を活動させる原動力である。こゝでは、優勝劣敗が露骨に行はれ、少數の有産者は多數の無産者を隷屬せしめる。併し少數の資本家階級も決して幸福ではなく、彼等は常に被搾取者の反抗と革命運動に脅かされてゐる。

自由主義經濟の目的とする所は個々人の最大利得である。併し國民經濟の目的は個人の利得ではなく、社會の需要を満足させ、民族を富ませる爲でなくてはならぬ。所が自由主義經濟は全く民族の福祉を犠牲にして、たゞ個人の無制限な利益を追求させる。その結果、民族は何等社會的利益を顧みない無責任な個人的利得の前に叩頭し、それに隷屬する事になる。(Weber, Heinrich u. Tischleder, Peter: Wirtschaftsethik. S. 186.) 良心を失つた個々人は、何ものをも犠牲にして最大の利益を獲得しようとする。彼等にとつては、利己が最高の道德的規範である。我々はこの、凡てを富と金錢によつて評價する唯物的精神を克服しなければならぬ。

自由主義經濟は利益追求の爲めに國境を超える。その爲に民族内部の經濟機構が衰頹、分裂しようと、一向かまはない。かくして事實上國境は撤去されて國際經濟が成立する。それは必然的に國內では階級闘争を、對外的には戰爭を刺戟することになる。(Bang, Paul: Organische Wirtschaft. S. 10—11.)

右は主としてナチスの陣營から自由主義に投ぜられた非難である。それは如何なる思想的根據から出發してゐるかその爲にはナチスの思想體系を一瞥する必要がある。

第三章 ナチスの思想體系

ナチスの基礎は疑もなく血と種族の觀念である。即ち、北アリア種族の代表者たる獨逸民族が世界の諸民族に君臨する使命を持つ、と云ふ思想である。凡ては此の目的の爲の手段なりとされる。國家も諸團體も文化も經濟も、それ自身として切り離されては何等價値を持つものではない。即ち、歐洲各地に分散してゐる獨逸民族に、その種族的特徴を自覺せしめ、これを打つて一丸とする一大國家を建設することが最高の目的でなければならぬ。此の目的の前に於いて、個々人は獨立的な自足的存在ではなく、民族といふ有機的全體の一部分に過ぎない。個人は生死を通じて民族に結びつく。此の全體によつてのみ、個人は自己を發展せしめることが出来る。

全體は部分に、社會は個人に優先する。故に個人の持つ不可侵の領域とか、個人的自由とかいふものは認められな50。(Rosenberg, Alfred: Blut, Boden, Persönlichkeit. S. 482.) 個人としては何人も自由を持つものではない。只全體の自由があり得るばかりである。全體の自由が保障されないやうな時代に、その一部に過ぎない個人の自由などは問題にならな5。

人間社會の原動力は、自由主義者のいふやうに理性ではない。勿論ナチス主義の體系も、理性に戻らないやうに構成されなければならないけれども、冷酷で無味乾燥な理性の優先的支配は極力排斥すべきである。むしろ、血と種族に淵源する潑刺たる非合理的、神秘的なるものこそ我々の根據でなくてはならぬ。(Rosenberg, A.: Das Wesensgefüge des Nationalsozialismus, S. 12.)

ナチスは國家内部に於ける人間を平等とは認めない。一種族の構成は均一でなく、その中には優良分子と劣等分子とがある。(Hitler, Adolf.: Mein Kampf, S. 492.) 況んや人類全體として見れば、種々雑多な分子の間にある價値の差等は甚しいものがある。一種族の中で云へば、その種族の最も優秀な特徴を發揮して、民族全體の發展に貢献する分子は、他の者よりも價値ある分子と認めらるべきである。即ち、各人は民族内部に於いて決して平等な職能を果し得るものではない。従つて凡ての人に對して平等の權利が與へられる、といふやうな事は、不合理も甚しい。人間の平等はフランス革命の煽動者が好んで口にした所であるが、この誤つた原則は明瞭に否定すべきである。價値の差等のある人々の間に於いて、權利、義務が異なるのは當然である。(Lüing, Fiddler.: Nationalsozialismus, S. 28.)

ナチスにとつて國家は、民族を組織する最高の形態である。國家は容器であつて民族はその内容である。我々はこの容器と内容を峻別する必要がある。(Hitler: *ibid.* S. 434.) 國家は民族の維持、發展を目的とする組織である。故に國家はこの目的に奉仕する手段に過ぎない。即ち、肉體的、精神的に類似する人間によつて成る社會の維持擴大のみが國家の目的である。(Hitler: *ibid.* S. 433.) 自由主義に於いては自由な個人が獨立の存在と認められたが、ナチスでは有機的存在としての民族が基礎になつてゐる。又自由主義に於いて國家の任務は個人の自由を保障するにあるが、ナチス國家は民族の擴大強化をその使命とする。

ナチス國家の支配者は如何なる人であるべきか。ナチスはどんな意味に於いても人間の平等を認めない。そして國家は最善なる分子がこれを支配しなければならぬ。これが指導者(Führer)である。民族の間でも人間は不平等であるから、種族的に價値高き少數者が國家を支配する地位に立たねばならぬ。更に進んでは種族的に最優秀な唯一人が最高の指導者となるのが當然である。彼は自己の支配下にある民族と有機的に一體たるの自覺を持つ。(Lüing, Fiddler.: Nationalsozialismus, S. 19.) 此の最高指導者は顧問や専門技術家と協議したり、その意見を聴く事はあるが、彼のみが最後の決断を下す權利がある。何となれば政治上の責任者は窮極に於いて一人でなければならぬからである。(Hitler: *ibid.* S. 501.) 従つて國家生活全般の組織は悉く上から下への統制と、下級者から上級者に對する責任によつて成立する。上級指導者は權威を以て下級者に臨み、下級の指導者は上級の指導者に對して責任を負ふ。

最終の責任と裁断を一人に歸せしめるナチスは、當然自由主義的選舉や議會制度に反對する。ナチスは政黨、選舉、論争と妥協的議決によつて成る議會を認めない。國家は議會主義、多數者支配から民族を解放し、その代りに指導者の持つ人格的權威を遺憾なく發揮させるやうな制度を確保しなければならぬ。(Hitler: *ibid.* S. 500.) 要するにナチスの國家は身分階級的組織を持ち、その頂上に獨裁的指導者が立つ。それは上から下への人格的支配である。そして自由主義國家が個人的自由の保障を目的とするに對し、ナチス國家の目的は民族の維持と發展にある。

ナチスの文化觀によれば、個人が文化を擔ひ文化の創造者となるのではなく、民族のみが文化を創造することが出来る。國家は民族を維持發展させる組織であつて、文化を創造する力はない。(Hitler: *ibid.* S. 432.) 更に人類の文化的發展は二三の民族、否窮極に於いて、唯一民族の文化に還元し得る、とナチスは主張する。「我々が今日此の世界を驚

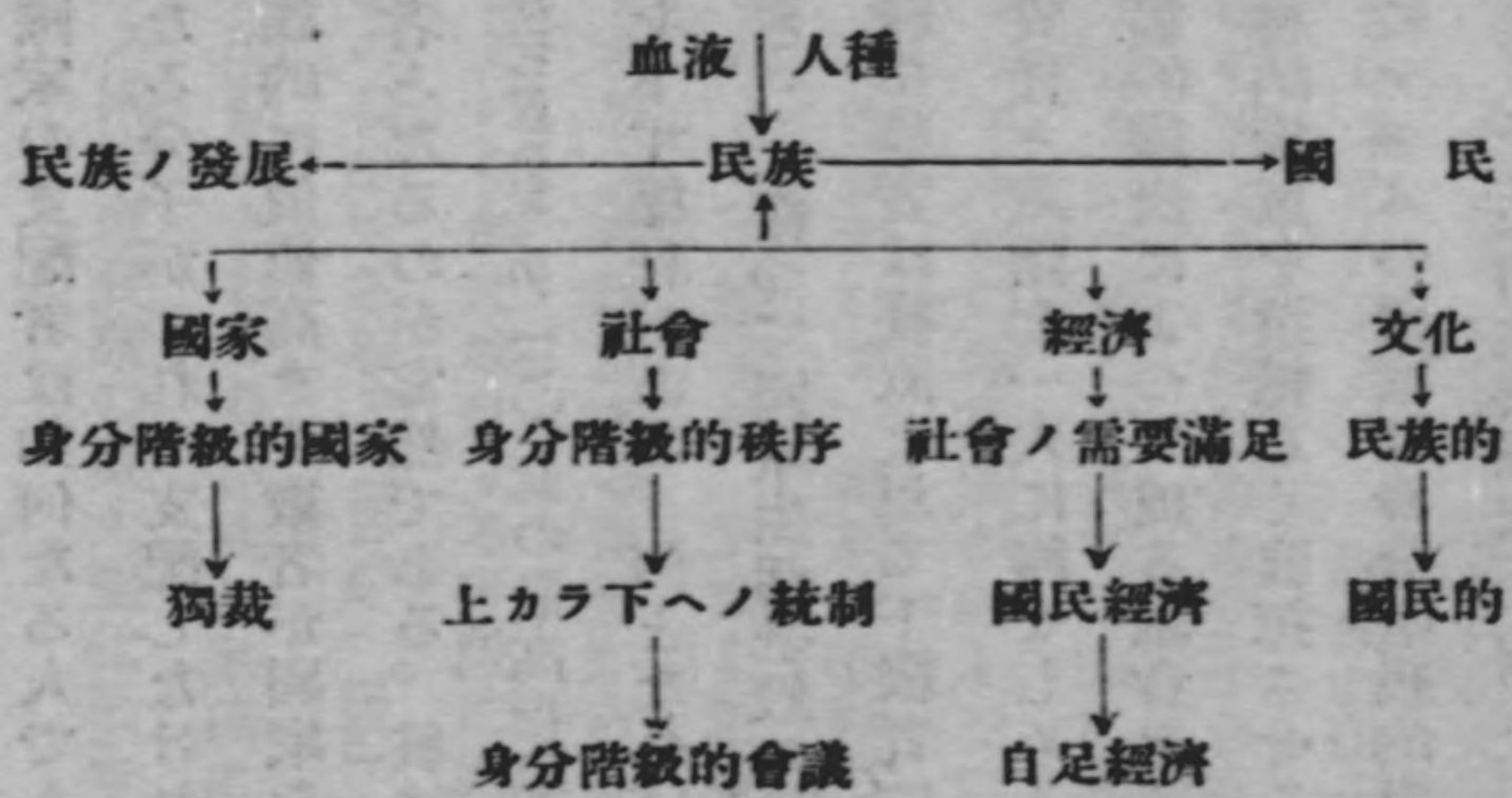
嘆させてゐる科學、哲學、藝術、技術的發明等は悉く一種族の所産である。(Hitler: Ibid. S. 316)「人類の文化と文明はアリア人種と切り離す事は出来ない。この人種が若し衰頹するやうな事があれば、恐るべき文化喪失の暗黒時代を招來するであらう。」(Hitler, Ibid. S. 421)故にアリア人種の血に源を持たない精神はナチス文化を攪亂し汚濁するものであるから、これらの排撃には全力を盡す必要があると、主張する。ナチスは此の意味で、理性に根據する自由主義文化を排斥する。ナチスは飽く迄血と非合理的、神秘的なものを文

化的創造力と考へるからである。自由主義文化は民族的境界を超えて人類文化に發展するやうな方向をとり、各民族を何れも文化の創造者、分擔者として認める。ナチスはアリア人種のみが、文化を創造する力を持ち、高度の文明を建設する能力ありとする。それで他の諸民族はこのアリア人種の文化を受容する能力しかない、と云ふのである。

斯くしてナチスの教育機關や諸大學は、普遍妥當的な眞理を探究する處ではなく、民族的精神を涵養し、民族の文化的使命を自覺せしむる事を目的とする。民族内部の最高組織たる國家の諸制度は、民族文化を振興し、民族的自覺を喚起することに向けらるべきである。

次に、ナチス經濟の目的は民族の需要に應じて民族の發展を確保するにある。國家は民族の健全な發展を目的とするから、政治は血液の維持に奉仕する手段である。而して國家の經濟も亦同様の目的を持つ。

ナチスの思想體系



(Feder, G.: Das Programm der N. S. D. A. P. und seine weltanschaulichen Grundlagen. S. 21.)自由主義は個人に最大可能の利益を得させる事によつて、社會全體の需要にも適當に應じ得るものと信じた。所がその結果は全くの失敗であつた。ナチスも私有財産を認めるが、「全體の利益は個人的利益に優先する」といふ原則によつて國家がこれを統制すべきものとする。決して自由主義のやうに、他の凡ての事情を顧慮しないで、全く自由な財産處分權を人民に與へるやうなことはない。若し財産權が民族全體の利益の爲に行使されてゐないやうな場合は、國家はこれに干渉して民族全體の利益を擁護すべきである。たゞ産業組織は大中小各種規模のものが並存することが望ましい、と主張する。ナチスは國民經濟が國際經濟によつて攪亂される事を好まない。それで、國民經濟が自己のみの力によつて、民族の需要を充し得ない時に限り、國民經濟相互の間に財の交換があるばかりである。ナチスは出来るだけ自足經濟を希望するのであつて、此の點に於いても自由主義と正反對の立場にある。(Hoffmann, F.: Der Ruf nach Autarkie in der deutschen politischen Gegenwartsideologie. S. 493.)

第四章 保守主義と自由主義

保守主義は政治的秩序を神に由來するものと見る。神は地上の凡ゆる制度の創造者であり、人間に社會的、政治的性質を賦與したのも神である。而して「永遠の秩序、人生の凡ゆる事を窮極に於いて決定するものは歴史であり傳統である。」(Grabovsky, A.: Konservatismus. S. 776) 過去は現代をつくる力であり、現代は將來を築き上げる基礎である。社會は個人に先んじて存在し、個人は社會の一部に過ぎない。社會は個人よりも價值高きものである。自由な自足的な個人なるものは存在しない。人間は必ず多數の人々と共同生活をするやうに運命づけられ、全く一生を通じて束縛